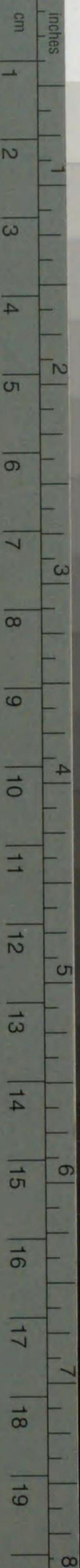


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

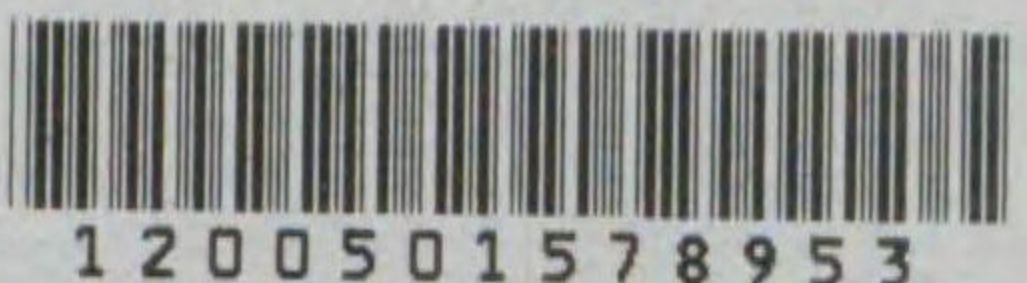


Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



685-64



1200501578953

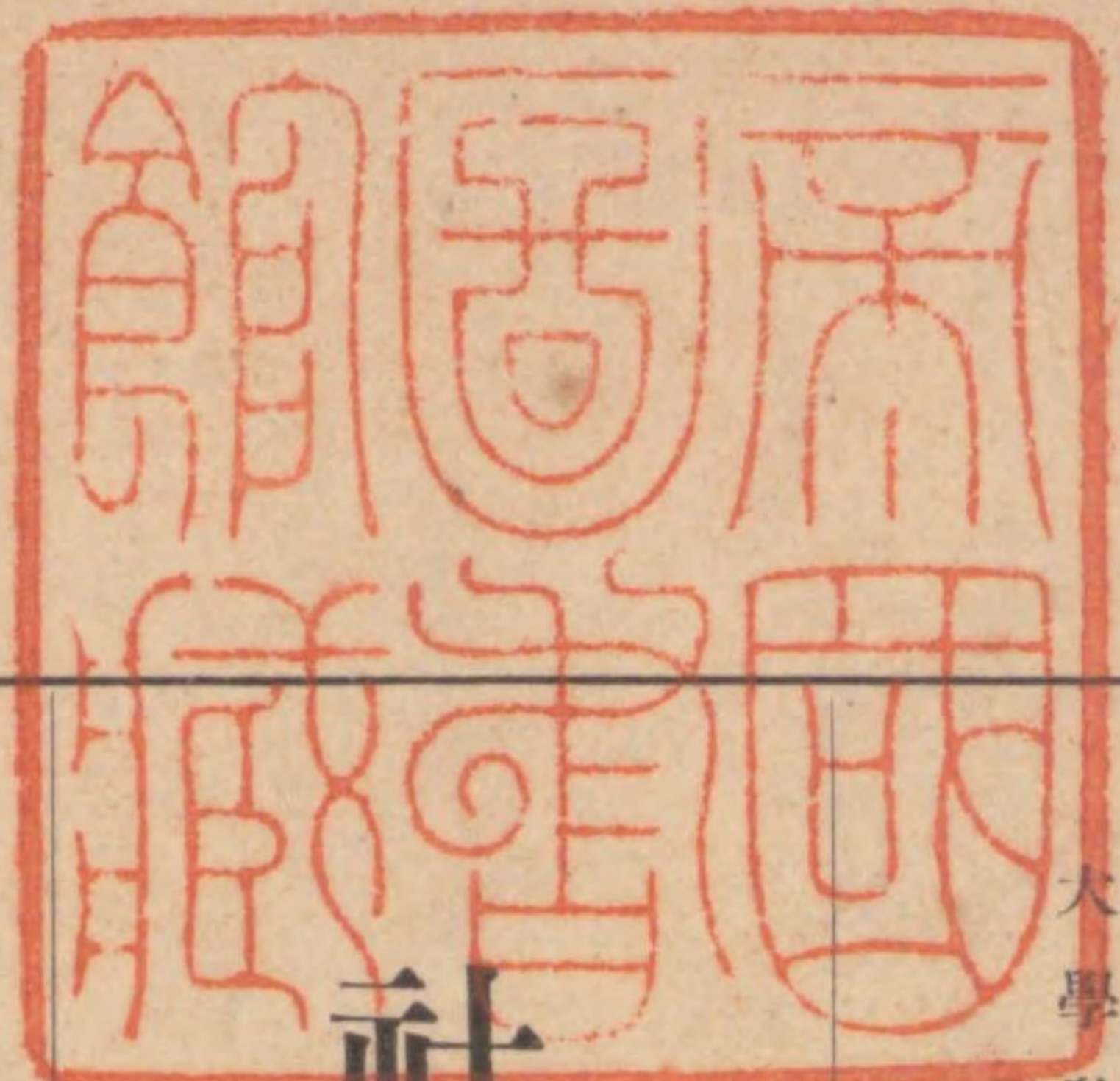


24. 10. 26

229

698

42



社會政策要論

九州大學
教授

森

耕二郎著

刊行
弘文堂
書房



685-64

序

本書は大學講義用として、社會政策に關する本質的諸問題をば、なるだけ構成的にし、かもきはめて精儼なる科學的態度を以て、解明しようとしたものである。社會政策學の學問的對象、課題が、やゝもすれば渾沌とせらるゝ今日、そして社會政策に對する熾烈なる必要と要求とが、一方に於てさげば、と同時に、他方それへの反撃、攻勢がしきりに爲されつゝある今日、この學問の本質を究明し、その與へられたる社會的實踐的意義をたづねることは、吾々今日の課題であるであらう。政策學の學問論についての更につき進んでの論究、それから他のもろもろの社會政策的問題についての仔細なる研究については、他の機會に於て著者のひそかに試みんと欲するところである。

昭和十年六月

森 耕 二 郎

社會政策要論 目次

緒 序 論

第一章 問題としての社會政策及び社會政策學……………一
第二章 政策學の本質……………一〇
第三章 理論と政策……………一三
第四章 社會政策の概念……………一五
第五章 社會政策の限界……………一八
第六章 社會政策の史的發展概觀……………一九

本 論

前 編

第七章 生産的活動——労働……………一四二
第八章 近世労働關係……………一六三

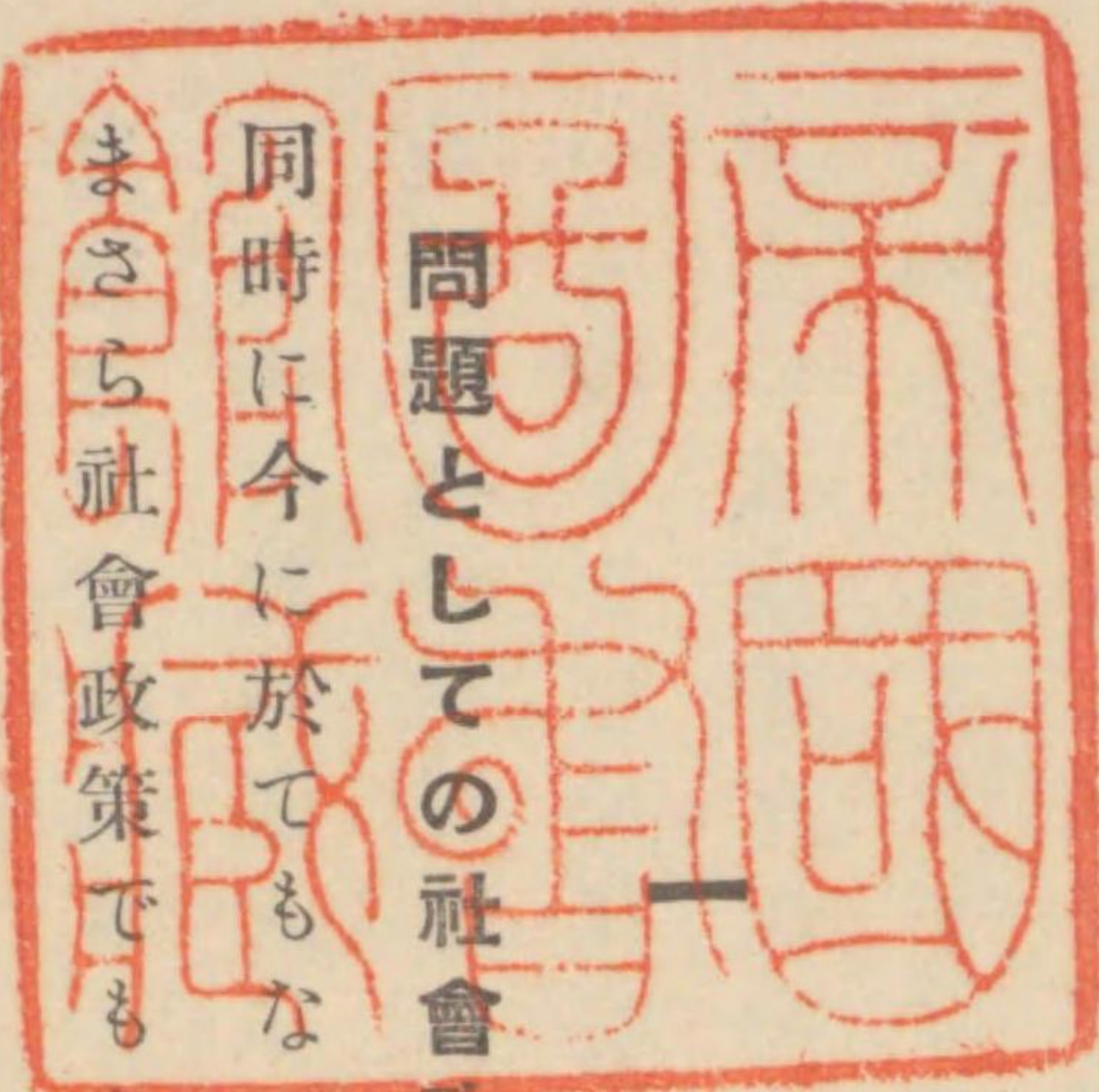
目 次

社會政策要論

目次	二
第九章 勞賃形態	一八一
第十章 勞賃の理論と政策	二〇四
第十一章 近世工場工業と労働	三三一
第十二章 労働時間問題	二四八
第十三章 婦人幼年労働問題	二七四
第十四章 最低勞賃制度	二九五
後編	
第十五章 資本主義の發達と労働者状態	三二一
第十六章 各國勞賃の發展的傾向	三三三
第十七章 産業の獨占合理化と労働者	三五四
第十八章 失業問題	三六九
第十九章 最近の勞賃政策	四〇三
第二十章 勞賃の國際的比較の問題	四五二
索引	五〇三

緒論

第一章 問題としての社會政策及び社會政策學



問題としての社會政策、社會政策なる言葉は一見はなほだ陳套なる言葉である、と同時に今に於てもなほ至る所に語られ、常に新らしき言葉でもあるがやうである。いまさら社會政策でもあるまいと云ふひとがあるかと思ふと、いまに於てこそ社會政策が眞面目に實施せられねばならぬといふひともある。更に社會政策を云爲するものにして、その意味するところに若干の隔りのあるのは常に見るところであり、學者に於てもそれが概念規定は必らずしも同じであるとは云はれない。

社會政策なる言葉は前世紀後半に於ける獨逸の産物である。もちろん英國その他の先進國に於ても社會政策的事實は大いにこれを見たのであるが、特に獨逸に於ては、

社會政策的事實と呼稱せられて、もろもろの社會的施設、方策、勞働者保護立法が實施、制定せられた。その初め社會政策的概念の吟味はさして行はれなかつたが、漸く前世紀の末葉（一八九七）ゾンバルトが『社會政策とは何ぞや』を問題とするに至つて以來、社會政策概念の検討は獨逸學界の流行となるに至つた。しかしてその時代的背景としては、當時益々旺んに行はれつゝありし諸社會政策的現象が擧げらるべきであり、その問題提起の意義はすこぶる積極的肯定的であつた。

歐洲大戰後盛大なる勞働運動の勃興に伴ひ、各國ともに、益々旺んに、さまざまの社會政策的施設を見るに至つたのであるが、同時にそれに對する反抗運動もまた他の陣營から起ることとなつた。直接的には賠償金の問題、戦債の問題、それから戦争による生産力の破壊等々からまる諸經濟困難は云ふ迄もないが、つまりは戦後一時の安定期のうち、一九二九年を起點とせるかの未曾有の世界恐慌はその最も主要なる動因であるであらう。この世界恐慌は資本の利潤率の低下を加速度に齎したのであり、それが克服の最も有效なる手段として採られたるところのものは、云ふまでもなく、勞働者階級に對する資本の積極的攻勢である。社會政策施設費の廢除乃至はその削減、および低勞賃政策はその主なるものである。前者について云へば、例へば失業保險制度に

在りては、失業保險の給付範圍並びにその給付額の減少、掛金の増額、待期間の延長等々は最近多くの資本國に於て見らるゝところである。さらに各國ともに名目（實質）勞賃の下落はもちろんのこと、勞働時間の延長、勞働の強化はすでに在り來りの事實となつてゐる。社會政策施設費の高まり、高勞賃の支配せる資本國に於ては、生産費が高まるのは當然であり、かくて資本は、その低利潤を懼れて、他のより高利潤の資本國に逃避する。これは前者の資本國にとつては恐ろしいことに違ひない。

しかもこの世界恐慌裡に於ては失業その他の勞働者諸問題の増大は必至の勢である。勞働者保護の必要、社會政策的施設の要望は、今に於て特に切實に感せらるゝところである。

この一方に於ける社會政策實施の困難、乃至はそれへの攻勢の事實と、他方に於ける社會政策的施設の要望乃至必要の事實との矛盾は如何に克服さるべきかの問題に直面して、近頃社會政策の再検討、再吟味が叫ばれるゝこととなり、多くの學者、爲政家が再び社會政策概念の問題をとり上げることとなつた。そのほんとの動因は、右のやうに、いはゆる『社會政策の危機』であり、社會政策の困難であり、また社會政策の没落である。このたびの社會政策概念の吟味は、かくして、以前のそれと異なり、消極的否定的であり、そ

の運命を占ひ、その葬送曲を奏するがやうでもある。

我國に於ては先進資本國に追蹤して、すでに若干の社會政策的施設が行はれた。がまだ失業保險制度もなければ、労働組合法の制定すら實現せられてゐない程である。その程度は問題にならぬ。時恰も歐米先進資本國の社會政策に對する攻勢の潮は、この東洋の資本國にも當然におし寄せて來る。社會政策の要望と同時に、それが削除乃至反對は、相衝突し相混亂の極みにあるのがわが現状であると云へやう。

かくして社會政策的問題は古くしてなほ新しい。世界恐慌と社會政策は極めて重要な具體的社會問題である。以下さまざまの發達段階に於ける、さまざまの形態に於ける社會問題、労働問題、社會政策的問題を論ずるに當り、吾々はつねにこの具體的な問題を念頭より離さざらんことを期したい。問題は常に具體的なものである。

明確なる理論的思惟が經驗的實證を経たる後に於てはじめて獲得さるゝことは云ふ迄もないであらう。吾々はこの態度をあくまでも守らねばならぬことはもちろんであるが、こゝで研究の順序でなしに、敘述の順序として、經驗的科學的檢證の後に得られたる二三の基本的問題について一應の知識を準備して置くのは、却つて本論の理解を進める所以ともなるであらう。

かくて吾々は先づ最初に概論乃至緒論として、社會政策に關する二三の學問論に就て一應の檢證を試みる。本論に於ては凡ゆる社會政策的諸現象を、その支盤としての諸經濟現象、わけても諸労働經濟現象との聯關に於て、歴史的、發展的に、敘述吟味し、かくして現代に於ける社會政策的諸問題を、その歴史的、具體的な形態に於て、把握せんことが期せらるゝであらう。

二

政策學の地位、社會科學の一部門としての社會政策學は學問として如何なる地位を占むるか。これは一つの極めて重要にして興味ある學問論である。すなはち一つの政策學が他の歴史科學及び理論科學に對して、如何なる學問的地位を要請し得るかの問題である。この科學論乃至は學問論について深く立ち入ることは、いまの所吾々の緊切なる問題ではないが、そしてこの問題は漸次この論行の進むに伴れ、解明せらるゝ所も多いと考へらるゝが、ここの手がかりとして、若干その輪廓的要領を述べて置くとしよう。

さて吾々は擇ばれたる條件の下に於ては、はたなく、與へられたる條件の下に於ては、あるにしても、常に思惟し情感しつゝあると共に、意慾し、價值判斷をなし、意圖的目的を設定し、それに向つて生々しつゝ吾々の歴史を造ることは争はれない。この意味に於て吾々の行爲、吾々のそこに住める社會の諸現象は、いはゆる意志的行爲であり、いはゆる當爲的現象であつて、機械的運命的なるそれらではさらさらない。

かやうに吾々が目的的活動を營みつゝいはゆる人間の自由の追求、いはゆる價值實現に向ひて進む場合にも、吾々は常に何等かの意味に於ける必然性に制約せられてあり、何等かの意味に於ける因果律に支配せられてあることを認めざるを得ないではないか。すなはちかゝる目的的活動、意欲的行爲にも、何等かの法則的知識を獲ち得、何等かの因果的法則の確立を期し得るのではなからうか。この問題は社會科學論の中樞的論題であり、それが解明には多くの難澁が伴ひ勝ちではあるが、吾々はこの問ひを肯定せざるを得ないであらう。吾々の人類、世界は吾々人類の自然との交互作用乃至その統一に於て、他のやゝ常識的なる言葉を以てすれば、吾々の自然克服若くは自然への働きかけに於て、しかも同時に吾々人類の交互的なる交通關係に於て、成立發展するものであるが、かくして生れ出でたるいはゆる意味の世界、價值の世界に於ても、吾々は社會的必然を、社會的因果性の認識を免れることは出来ないであらう。吾々はたゞ *Müssen* を知識のうちに取り入れることにより、*Wollen* に轉化せしめ得るにすぎない。自由の獲得は、價值の實現は、必然の洞察であり、因果性の認識である。Bacon は云ふ、『自然は服従することによつて、なければ征伏せられ得ぬ』(Natura non vincitur nisi parendo) と。自由は必然的に歴史的所産である。

かくして吾々は、吾々の歴史的社會にも、一定の法則的知識を獲ち得ねばならぬ。右のことを繰り返して言へば、實在的社會科學の對象は、吾々人類のいはゆる目的活動であるにしても、それが認識が同時に、目的論的命題でなければならぬといふことはない。それを存在の姿に於て、すなはちいはゆる *Sollen* も、また *Sein* の姿に於て、しかも因果性の姿に於て、學問の對象となし得る。實踐的に評價し、意欲するのでなしに、その評價、意欲それ自體を對象として學問の世界に於て取扱ふ時、吾人はそこに何等かの意味に於ける因果性を問題とし得ることを云ふのである。こゝに社會的諸學問の科學性が横はり、社會的法則性の問題が生じ来る。

かゝる意味に於て吾々の問題とする社會的諸現象は、わけても經濟的諸現象は、社會的歴史の實在である。社會的實在とは、それらの現象は單に孤立的なる個々人の現象

でないのはもちろん、またそれら個々の現象の單なる集合でもない。それは吾々人との交渉、相互的交通關係に於てのみ甫めて成立、發展するところの社會的現象であるからである。歴史の實在とは、それらの現象は常に過程的現象であり、不動固着靜止の現象ではあり得ないからである。

經濟的實在が過去を擔ひ、未來を孕むところの過程的歴史の實在であることは云ふ迄もなからう。しからは吾々は現在を、過去を、未來を、一聯の過程に於て問題とせなければならぬ。過去は現代にまで聯なり、さらに現代は未來を仰望する。過去は單なる過去ではなく、現在への發達段階としての過去であり、また現在が現在たるは、その先行たる過去の歸着點であるからである。更に現在は未來の出發點であるがゆゑに、未來を離れて現在の現在たる所以は理解せられぬであらう。經濟史、經濟學史——理論經濟學——經濟政策、社會政策は、かくして一聯の關係に置かれる。

經濟史、經濟學史が各々過去の經濟事態、經濟學說を、その現在に聯る過程に於て、問題とするを任務とするに對し、理論經濟學は、かくして生れ來れるこの經濟現象をすでに立ち現はれたるものとして、すなはち現在性に於て、そして社會的歴史の實在性に於て問題とする。しかるに政策學は將來實現さるべき目的の設定、その實現に關聯せる吾

々の目的的活動、意欲の原理および方策を對象とする。しかも右に述べたるが如く、經濟事象は意志的、目的的活動の總括であり、いはゞ社會的意欲的事象であり、しかも歴史性過程性に於て見られねばならぬに於ては、政策學の學問上に於て占むべき地位は他の二者に比し決して劣るべきものではない。單に理論經濟學の應用的部門乃至附隨的部門として取扱はるべきではない。吾々が過去の經濟を問題とするのは、現在の經濟を問題とするがゆゑであるが、更に吾々が過去の經濟を、現在の經濟を問題とするのは、未來の經濟を問題とするがゆゑであるとも云ひ得られるであらう。經濟史、經濟學史、理論經濟學が今日問題とせらるゝのは、明日の吾々の經濟のためでなくてはならぬ。政策的實踐的諸學問の重要な所以である。さて次に章を改めて政策學とはそもそも如何なる學問性を有つてゐるかを吟味することから始めよう。

第二章 政策學の本質

序言 歴史科學、理論社會科學に對する政策學とは如何なるものか、その本質、任務は何であるか、はきはめて主要なる學問論であるが、こゝには社會政策學を含めての一般社會的政策わけても一般經濟政策學に關して、若干その學問的任務如何を吟味して見たい。

經濟學の發達の跡を顧みるに、フイジオクライト、スミス、マルサス、リカードなどいはゆる近世經濟學の建設者と稱せらるゝ人々の間には、なほ嚴密なる意味に於ける學問的方法論的反省が缺けてゐた。況んや經濟歴史、經濟理論學に對する經濟政策學の科學的反省が顧みられざりしは素より當然のことである。獨逸歴史學派に至り、經濟政策が經濟歴史、理論經濟學と相並んで、はじめて學問的に取扱はるゝに至つたのであるが、それはたゞ理論經濟學の單なる應用部門乃至はその實踐的部門と目され、なほそれが嚴密なる科學的分別乃至任務は十分に明にせらるゝに至らなかつた。經濟政策、社會政策の學問的性質を眞に科學的態度を以て取り上げたのはかのマックス・ヴェーバー(Max Weber)である。彼れ以後この問題に、多くの學者が諸多の方面から參加したのであり、また參加しつゝあるのであるが、いまなほ定説あるとは云はれ得ない。

先づ最初に政策學の任務を規定せる私の見解をしるし、しかしてそれを漸次詳細に解剖して行くことと云ふ途をとらう。

『社會的(經濟的)政策學は、吾々が或る社會的(經濟的)目的を設定し、それが目的達成のため手段を選択し、その目的に到達せんとする努力の總體を、その學的對象とする。』

そこで問題は(一)或る政策的目的を設定する行爲それ自體、(二)その目的それ自身の内容性質如何の問題、(三)その目的に到達せんがために適當なる手段を選択すること、(四)その目的達成のための努力の總體に分たれ得る。いま吾々はこれら各々の問題について、それ〴〵特に問題となり得べき主要なる問題を左に分析することとする。

二

價值判斷の問題 政策目的の設定は科學的に可能なりやの問題、すなはち目的を設定する規範行爲それ自らが政策學の内容となり得るか否かの問題は、すこぶる論議の

あるところであつて、政策學の學問論に於ける最も主要なる課題を成してゐる。いはゆる『價值判斷論争』(Werturteilsstreit)これである。一九〇九年ウイーンに於ける社會政策學會の討議に於て、マックス・ヴェーバーがフリッツ・ポウキッチ(Philippovich)の報告に反對意見を述べてから以來、この問題は旺んに論せらるゝこととなつた。政策學の發達の跡を辿る時、政策の目的の設定それ自身が政策學の領域にひき入れられ、政策學の科學性と實踐的關心とが相混淆したのを見るのであるが、そしてそれは獨逸歴史派經濟學に於て甚だしきを見るのであるが、ヴェーバーその他の學者はこの態度を非難することによつて、政策學の科學性を嚴密ならしめようとした。すなはち彼等によれば、政策目的の設定、價值判斷の問題は、これを政策學の外に追ひやるべく、しかもそれ以外に政策學の取扱ふべき廣き世界は存在すとせられる。あらゆる當時の政策がしばしば政治的黨派的目的のために利用され勝ちであつた當時の獨逸の社會的情勢に促されたものである。Sombart, Adolf Weber, Pohle等はヴェーバーの立場に賛し、Philippovich, Schmoller, Cohn, Stannler, Herkner等は、ヴェーバーの主張に反對した。いま左に若干この論議の内容を見よう。

政策學に價值判斷を混入することを飽迄非難するこれらの人々に依れば、(Werturteilsstreit) (Issegner) 政策學者は自ら或目的を設定したり、理想を追及したりしてはならぬ。たゞ實際政策家が實際に於て爲すことを認識し理解するの任務を持つのみである。すなはち政策學者は政策事象の認識學者であり觀察者であつて、豫言者でもなく説法者でもなく、またもちろん實踐家でもない。ゆゑに政策の目的、理想は何であるかとか、斯く斯くの目的でなければならぬなどと規範を與へることは科學者としての彼れの任務ではない。斯くの如く窮極的目的、理想を問題とする價值判斷は理論の世界に屬しないで實踐の世界に屬する。『斯くあり』の世界は『斯くあるべし』の世界に直接に結び付くことは出來ぬ。斯様な理想、價值、目的は各人の世界觀、階級、職業、稟質等々の諸事情によつて規定せられ、主觀性のものであつて、結局普遍妥當性を有し得ないのである。學問的認識はあく迄も行爲の規範たり得ない。ヴェーバーに依れば、『經濟科學の任務とする所は、實際上の對象を引き出すために遵守すべき規範や理想を立つることではない。』一つの政策と他の政策との何れを擇ぶべきかは『運命であつて斷じて科學ではない。』學問と理想、科學的認識と實踐的意欲とは斯くして明確に峻別せられる。規範的科學としての政策學をあくまで拒否する態度である。

政策學はかやうに理想、目的を定立することはその權限外であるが、ヴェーバーに在り

ては、しかし残されたる任務は數多くある。すなはち或る與へられたる目的、または實際にひとびとが追及せる目的を實現せんがために、如何なる手段が存在するかを問題とすることはその一つである。AあればBありとの因果關係は於て、Bが既に與へられて居る場合、Bの條件としてAを問ふことは可能である。且つまた或手段をとる場合、欲する所の目的以外に副結果を生ずることをも問題となし得る。多くの手段ある場合最も技術的に合理的なる手段は何であるかを決定することは勿論可能であるが、その中何れを選択せよとの命令を爲すことは勿論出来ない。規範判断は各人の主観によつて決定せられるからである。

なほ右のほかヴェーバーは目的とせられたる所のもの自體の意味を明確に理解せしめるのみならず、各個人が特定の目的の選擇設定するに至らしめた窮極的な基本的價值標準の如何なるものなるかを明にし、以てこの兩者が矛盾なく統括されてゐるかを論理的に判断することをも科學の名に於て行ひ得るといふ。

かくて彼れの次の言葉の意味が理解されるであらう——“Eine empirische Wissenschaft vermag niemanden zu lehren was er soll, sondern nur was er kann und—unter Umständen—was er will.” (經驗科學はひとが何を爲すべきかを何人にも教へることはできぬ。たゞひとが何を

爲し得るか、そして場合によりては、何を爲さんと欲するかを教へるのみ)。(下記書 S. 151)
(Max Weber, “Die Objektivität sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis,” *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 146 ff.)

このヴェーバーの主張に對しては當然歴史學派の側から反駁がなされた。シユモラアは價值判断の客觀性、特に倫理的價值の普遍妥當性を説き、政策學に於ける倫理的政策目的設定の可能を主張した。(Gustav von Schmoller, “*Volkswirtschaft, Volkswirtschaftslehre und Methode*,” *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, III Af. S. 490 ff.)

この問題については、あらゆる政策學者が一應は觸れざるを得ないところであり、現今に於ては、Sombart, Schack, Helander, Wilbrandt 等々が、それぞれの立場に於て、それぞれの主張を *begründen* してゐる。が何と云つてもマックス・ヴェーバーの提言は、政策學の學問論の歴史に於て、歴史的の功績をもつものと云はねばならぬであらう。吾々は次にこのヴェーバーの主張について若干の批評をして見たい。(その詳細なる學問的方法論的吟味は他の機會に譲る)

三

ヴェエバア批判

ヴェエバアの主張には一得一失があるであらう。が、その歴史的功績はあくまでもこれを稱へなければならぬ。理論と政策とを *Was ist* 又 *Was sein soll* を在るものと在るべきものとを、兎も角峻別し、嚴密科學の立場を科學的に明にした。がもちろん、ヴェエバアの政策的任務の限界についてのこの所論に對しては、一應の疑問、反對がないわけではない。すなはち政策學が他の實際家の政策、目的をたゞ後から認識、理論づけるにすぎないならば、政策學の任務は半ば失はれたことになりはせぬか。尠くとも政策學者は實際政策家に追蹤することとなり、なんらの指導的地位を得ることが出來ず、單なる研究室の論理的遊戯を爲すに終り、社會の將來に對し、何等の發言權をもたざるに至りはせぬか。けだし普通の常識にては或る政策的目的を設定し、規範を與へ、それが到達に努力することにこそ政策學者の本來の任務があると考へられてゐるからである。

しかし乍らこの點については後に述ぶるがやうに、若干の缺點があるにしても、兎も角ヴェエバアが嚴密科學の領域を限定し、科學の世界と實踐の世界とを峻別し、從來獨逸歴史學派に於けるが如く、科學と政策とを混同し、客觀的眞理の問題と、黨派的主張との間に、何等の嚴別をつけ得なかつた混沌たる學界の情勢に、一先づ科學的メスを加へたことは、なんと云つてもヴェエバアの歴史的功績でなければならぬ。このことは、現今に至るも、なほ彼れの科學的貢獻の一つとして残つてゐる。吾々がひとりの實踐家として政策學者として、政策學を研究するに至つたにしても、すなはち政策學者となるに至つた過程は、實踐的に規定せられてゐるにしても、そしてまた政策學者が、實踐家として、もろゝの政策的提言をなすにしても、科學の名に於て積極的に規範を與へ、理想を定立することは、ヴェエバアの意義に於ては、到底不可能であらう。

けれどもヴェエバアの右の主張に對しては、幾多の反對がないわけではない。その一つ——彼は政策目的、價值、理想は各自の人生觀、世界觀によつて規定せられ、各々主觀的なるものであると云ふも、決してさうとは云はれ得ない。シユモラアはそが大社會、民族時代、全文化世界が認めるところのものであるとなすが、客觀的價值判斷、或る一定の社會に於ける或る一定の價值判斷、政策目的が各人の主觀的恣意を超えて、客觀的に存在することは、たればとも日常經驗的に見るところである。しかもそれが現今の資本家的社會に於て、階級的色彩に蔽はれてゐることは、忠實なる經驗學者のつぶさに目睹するところである。(價值、目的の客觀性についての詳細なる社會哲學的考察は他の機會に譲る)。それは現前たるこの世界の社會的歴史的なる實在である。それは思辨的

なる形式的なる單なる構成でない。例へば經濟政策の目的として國富の増進、生産力の發展、剩餘價値の獲得、乃至は幼稚産業の保護と云ふが如し。

さらに非難のその二つ——ヴェーバーは彼れの哲學に従ひ、經驗の世界と理想、價値の世界とを俊別し、否むしろ引き離し、この二者の密接離るべからざる關係を説く所がない。ゆゑにこの二者は引き離されたる二者として、やゝもすれば、全然他者として相對立することとなる。この態度はもちろんリツカアト流の西南學派に立脚する一つの高踏的なる哲學態度の現はれである。がひとり西南學派のみ云ふことはできぬ。現今流布するところのいはゆる觀想的哲學は、多かれ少かれ、かゝる態度と共通なるモメントを有つてゐることは否まれない。

現存事象の理論的反映たる理論學が、かくして政策的事實とかけ離れたるものとせらるゝ以上、理論と政策とが相異なる獨自の領域を占めざるを得ないことは云ふまでもない。けれどもこの二つの世界が、ヴェーバーの主張に反し、相緊密なる關係に在り、若くは或る意味に於て相統合せる關係にありとするならば、二者はそれ自身異なる二者であるにしても、密接離るべからざる聯關に在ることは否むを得ないであらう。ヴェーバー流の支盤を離れての徒らなる理想の高揚は、あくまでこれを排さなくてはならぬ。

しかしてこの二者の緊密なる關係の前後は？ もちろん吾々は事實の存在、それが理論の定立を先とせねばならぬであらう。存在が理想を規定する。理想が先天的に存在を導くにあらで、存在、それは素朴なる現實ではさらさらない。吾々人間の意志的努力の結合だ、が理想を規定する。かくして吾々社會の必然的法則的發展についての解明認識は、吾々をば導いて更なる必然的發展の可能性、過程、目標を政策目的として樹立せしめるであらう。この限りに於てのみ吾々は政策目的を云爲することを得る。それ自體は嚴密科學自體でないにしても、科學の力を藉りて。

かやうにして政策目的を定立することは、いはゆる科學の範圍外に横はつてゐることを是認し乍ら、吾々はなほ現存事實の經驗的實在の研究より一步も離れてはならぬことを知る。現存事象の解明研究こそ政策學の出發點である。

さて吾々は一先づいはゆる政策目的の定立の行爲を、價値判斷の行爲を、科學の世界から追ひやつた。が吾々はこの政策目的、價値判斷の事實を、右に述べられたる理由によつて、政策學の對象として、取入れることを否認するものではない。否むしろその客觀的實在たるのゆゑを以て、吾々の政策的研究の主要なる對象となさんとす。こゝに

ヴェーバーと著しい隔りのあるのを感じる。その價值判斷行爲^{自體}に政策學の任務を求めず、それを政策學の學問的對象とすることによつて、それが主要なる學的任務となす。私はこの項の結論的なる言葉として、左の二三の言葉をしるして置かう。

かくて吾々政策學者は政策目的を客觀的に存在するものとして見定めることにより、(1)その政策目的自身の研究 (2)その目的とそれを規定制約するところの現存事象の認識との關係 (3)その目的到達の手段選擇等々を問題とすべきであらう。

(1) 各政策には政策目的として客觀的にたゞ一つ與へられてゐるのであるが、それを認識することが容易であるかは疑問である。それを發見しそれが本質を究明することは政策學の主要任務の一つであらねばならぬ。政策目的を具體的に確固と規定しない場合、往々にして論者の間に手段の選擇、目的と手段との關係に於て矛盾錯誤を來すことがある。

(2) 政策目的が現實の事象の認識と何等かの意味に於て密接の關係にあるならば、この關係を明にすることはまた政策學の任務でなければならぬ。例へば國民生活を改善向上せんがため政策目的が立てられたる場合、現在の國民生活の状態、何故に現在の國民生活の状態は不満足であるか等々を問題とせなければならぬ。この兩者が正當に關係付けられない場合、すなはち政策目的が現實の事態と離れて架空的に樹立せられたとき、往々にしてその政策目的が眞の政策目的たり得ざることもある。

(3) かやうに目的と事象認識——法則的知識とが緊密なる關係にありとすれば、その目的の到達手段がその目的と適合すべきものたるがためには、この事象的知識の力を借らなければならぬことは明かであらう。この手段の問題に就いては後に述べる。

四

政策目的 さて政策目的の設定行爲それ自體の問題に關して、社會政策目的自體について吟味するどころあらねばならぬ。すなはち政策目的が客觀的な實在現象であり、しかも政策學の當に取扱ふべき一對象であるとするならば、その目的規定の態度は當然に吟味されなければならない。けだしこの目的規定は、やゝもすれば、主觀的に流れ、抽象的に走り、何等具體的な客觀性を有ち得ず、科學の學問的對象として堪へ得ざること吾々のしばしば見るところであるからである。

社會的諸政策の目的とする所は、各政策の如何により種々と異なるわけであるが、い

ま特に經濟政策、社會政策の目的について見るに、概ね次の二つの分別が可能なるがやうである。

(a) 政策目的を理念的、形式的、抽象的に立てんとするもの、例へば、文化價值、倫理價值、人間的自由、人格完成、最大多數の最大幸福等々。

(b) 政策目的を具體的、内容的に立てんとするもの、例へば、國富の増進または一國生産力の増進、一國の經濟的獨立、勞働者階級の向上、資本家、勞働者兩階級の利害の調和、利潤の増進等々。

(a)の如く政策目的を純粹に形式的、思辨的に定義することは、果して實際の政策學の具體的政策目的とする所であるかと云ふに否と答へざるを得ない。例へば、不到達の一極限概念としての文化價值、すなはち超越的理想を政策目的として掲げるに終ることとは決して經驗科學の政策學の満足するところではないであらう。左右田博士によれば、社會政策は、何等の内容的制約を許さざるところの先天的形式であるところの『一般的文化價值』の内容的實現に對する意識的、故意的努力であるとせられ、また經濟的文化價值の内容實現に、一切の時所を超えたる無制約的、普遍的客觀的妥當性を思はざるを得ざる所に政策の歸趨があるとせらる。(左右田博士『經濟哲學の諸問題』一二五頁以下)

かく政策の理想、歸趨を形式的、觀念的に説くことは、いはゆる觀想的哲學の流を汲める者の等しくとるところであるが、具體的なる諸政策がかかる思辨的なる究極的理想をその唯一の目的としてゐるとは到底考へることができぬ。かくては政策目的はこの地上より高揚飛翔し、この社會的經濟的事象と何等のつながりを有ち得ないこととなる。一の理論的遊びに終る惧れがある。もちろんかかる政策目的、理想が、社會哲學的にか、社會科學的にか、嚴密なる科學的課題として取上げらるべきことはこれを認めよう。がさし當り吾々の經濟的科學に於て、かかる架空なる政策目的、理想を問題とすべきではない。また人格完成、人間自由、平等の獲得なども亦餘りにも抽象的、普遍的なる言葉ではないか。

かやうにして吾々は各々の政策學に於て、その具體的目的とするところのもの、例へば一國々民經濟の發展とか、國富の増進とか、一國の生産力の發達とか、乃至は勞働者階級の地位の向上とかを問題とすべきである。尤もこれらのものと雖も、なほ具體的規定を経ねばならぬものがあることを留意すべきであらう。例へば一國民經濟の生産力、乃至は富の増進は、なほ具體的規定を缺いてゐる。あらゆる經濟形態に於ける生産力乃至國富の増進も意味せらるゝからである。吾々は一層の具體的規定を有ち得ね

ばならぬ。利潤の増進、資本家、労働者階級の利害衝突の緩和等々。なほこの抽象的思想の規定が如何に社會政策概念規定の問題をわづらはしたかは後章に於て吾々の詳しく吟味せんとするところである。

政策の目的とする所を、右のやうに、**具體的に内容的に**規定するにしても、吾々はそれらの目的がいゆるる價值、意味を有たないと云ふのではもちろんない。吾々の意味の世界と政策目的とが何等の**か**いはりがないと云ふのではない。たゞ吾々は文化價值、理想は、具體的實在的なる目的、世界を離れて問題とし得べからざるを云ふのみである。従つて例へば右に述べたる一國の國富増進、労働者階級の地位の向上なる政策目的も、いはゆる意味の世界に於て見られたる場合、云ふまでもなく一つの文化的目的たり得るであらう。

たゞ茲に問題となり得るのは、國富増進若しくは労働者階級の地位の向上と云ふが如き經濟的目的は果してそれ自體の自己目的であるかどうかと云ふことである。或者は經濟的目的はそれ自らとして、自己目的を有せず、一般文化目的乃至はその他の文化目的例へば宗教價值、倫理價值等々の手段的目的たるに過ぎないものとなす。また他の或者は經濟的目的に優位を認めんとする。しかれども私は經濟的目的は決して

手段的價值しか持ち得ないとは信じたくない。またその特に優位を認めるわけにもゆかぬ。經濟的目的は他の文化目的と相俱に一つの全一的文化的統合體を形成するものとして考へる。斯くて經濟政策、社會政策はそれ自身獨自の存在目的を持つてをり、それ等を通じて所期するところの一般文化價值(目的)に對する手段的なるものではない。

五

手段の選擇 政策の目的の定立、設定が政策學の任務であるか否かの問題を別にして、或政策目的が定立せられたる場合、必ずやそれが實現のための手段、方法が必要でなければならぬ。すなはち與へられたる目的に對し如何なる方法、手段が存在するか、その最も合理的なるものは如何なるものか、しかして或手段はその企圖せる作用若しくは結果の外に如何なる副作用、副結果を與へるか、等々の問題が當然に問題とならねばならぬ。例へば一國の労働者状態を改善せんとする目的のために如何なる手段が撰ばれるか、社會保險であるか、最低賃金制であるか、労働組合法であるか、或はまたその何れでもあるか。その最も合理的、效果的なるものは何であるか。また一國の産業を増進せしむるがために保護關稅は果して適當であるか、他に適當なる方策なきか。保護關稅

の齎らす副作用は如何なるものであるか——これ等の問題を研究せねばならぬ。

實際の問題として或る目的に對する手段を選択する場合、さまざまなる人々によりさまざまなる手段が選擇せられるであらう。けれどもはなはだわかり切つたことではあるが、ここに注意を要するは、或る目的のためにさまざまなる具體的なる手段、方法が擇ばれ得るといふことと、それら手段、方法のうち或一定の時、所に於ては最も合理的な手段は一であつて二なかるべしといふこととは決して矛盾しないといふことである。例へば労働者状態の改善のためには種々の手段方法があり、共にその目的達成に役立ち得ることがある。けれどもその手段の様態が様々なる形態にあらうとも、或一定の時、所に於ては、最も合理的なる手段はたゞ一つのみである。手段の種類、數が一つであるか多であるかといふことと手段が合理的であるか非合理的であるかといふことは二つの別のことである。

ただ與へられたる目的を達するが爲に最も合理的なる手段を選択する場合、吾々が種々なる困難に遭ふことは日常經驗するところである。

(1) 或一定の目的に對して或一定の時に於いては最も合理的なるものは客觀的に一つしかない譯であるが、しかしその客觀的に合理的なるものをよく認識し選擇するには可なりの困難が伴ふのが普通である。客觀的にそれを見出すことの困難さからして時として屢々主觀的に規定せられたる手段を最も合理的なるものとして振り翳すことがないでもない。

(2) 目的それ自身の内容規定が曖昧なる結果、最も合理的なる手段の選擇に於て多岐に分れることがあり得る。例へば或る一定の時に於て労働者状態の向上改善のため、或る者は社會保險を可なりとするに、他の者は最低賃銀法を可なりとする。然れども斯る場合その手段選擇の分岐いかなはその各々が目的とする労働者状態の向上改善そのもの、内容規定が異なるに由ることが多い。

(3) なほ吾々は與へられた時に於て最も合理的なる手段を問題とするのであるから、時を異にして手段選擇を問題とする場合、往々にして合理的手段の選擇に一致を見出し得ざることがあり得るであらう。例へば一國の産業増進のために最も合理的なる手段は保護主義であるか、自由主義であるかの問題もその時代々々によつて歴史的に意味せしめねばならぬに拘らず、それ等を無視して手段選擇を論議することは時としてあり得ることである。

六

結語 上來述べ來つた所に依り明らかなるが如く、吾々は政策の目的を具體的に客觀的に認識規定すべきであり、従つてまたそれに對する手段を選択する場合に於ても當然に具體的にして客觀的に合理的なる手段を擇ばなければならぬ。

吾々は單り自然に對して働きかけることに依り自然と交渉するのみならず、必ずや何等かの社會關係——すなはち人と人との關係——に入り結ぶことに依つて、自然と交渉する。然らば政策の目的及び手段の選擇といふも何等かの歴史的なる社會關係に於ける具體的なるそれらでなければならぬ。しかして吾々のここに問題とする所のものが現時の資本家的社會に於けるそれらであることは言を俟たぬ。例へば重商主義が封建的社會から近世資本家的社會に移る過渡期、すなはち商業資本時代に於ける外國貿易による金銀貨幣の獲得をその目的となし、自由放任主義が資本主義社會の前期の發達段階——産業資本主義時代に於ける利潤の獲得、資本の蓄積を目的となし、更にいはゆる社會政策が資本家的社會に於ける労働者階級の狀態の向上改善にその目的を置くが如きである。抽象的に有らゆる社會を通じての生産力の増進とか、一般

幸福の増進とかを、その政策目的として認識するが如きは一つの空語に外ならない。

なほ資本家的社會は最も複雑なる、また最も發達せる商品社會であるが、階級的關係に於ては資本家階級と労働者階級との二つの階級に明確に分れてゐる。従つて社會的諸政策も亦これら孰れかの階級的政策として現れることが多い。生産政策、産業政策が概ね現今の生産關係を支持することを前提としたる上であるから、當然に資本家階級の政策と云はれ、現代の生産關係に代るに他の生産關係を以てせんとする社會主義が労働者階級の政策であると云はれるが如くである。しかも時としてこの階級的諸政策が同時にいはゆる全社會の、全國民の政策として同一化することあるを見遁してはならぬであらう。

以上述べ來りしところの政策學の任務、對象を結論的に要約せんに——

(1) 政策の目的を認識し、適當なる手段を選択するに就ては、現存の事象的知識を離れては何事も問題となり得ない。吾々は政策學を論ずる場合、まづ現在の社會的歴史的事象についての確たる知識を獲得せねばならぬ。

(2) 政策目的の確認、その本質の吟味。

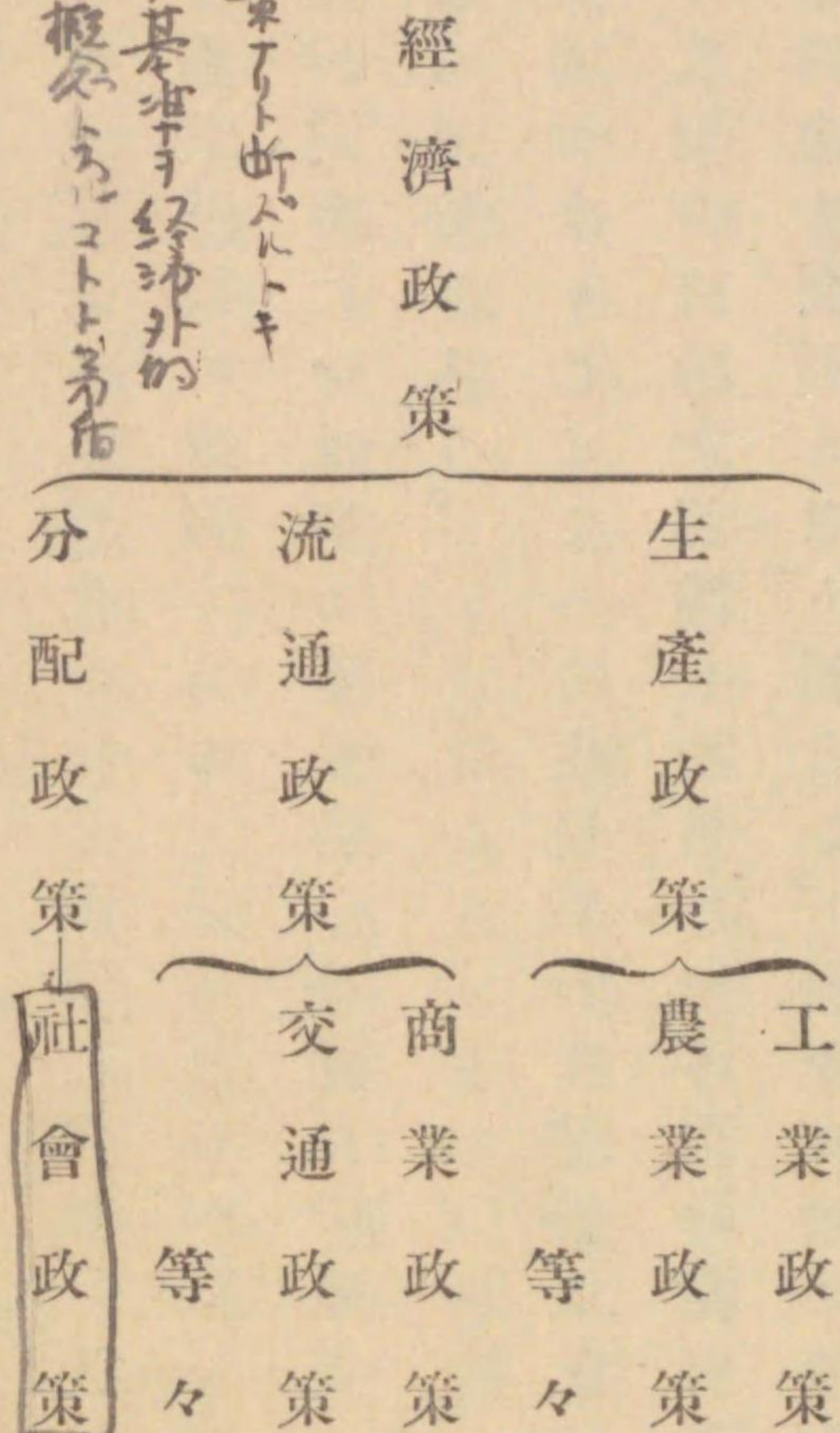
(3) 政策目的の到達のための手段の選擇、目的と手段との聯關、及び手段の及ぼす諸影

響。

(4) 従つて政策的努力の總體。

最後にわが經濟學に關する諸政策の種類乃至分類について若干附記して置く。

社會政策ヲ以テ分配政策ト斷ルトキ
此ハ政策ノ主体及ビソ散在ニ基キテ經濟外
ナルモノトシテ下位概念トシテコトトスル
スルニ非ズヤ



此ニ本キギ政ニカ
何故ニ政策トキ、分配トトシテ断ルヤ、分配ハ経済外
ナルモノトシテ下位概念トシテコトトスルニ非ズヤ

右に於ては、諸多の經濟政策が經濟過程部門のそれによつて、立てられる。經濟政策はあらゆる經濟諸政策を包括し、それらの上位概念である。社會政策の如きもまた經濟政策の下位概念たるにすぎない。この點について社會政策は、あべこべに、經濟政策の上位概念であるとなし、遙かに廣汎なる理論體系を要求するものが最近尠くない。けれどもこれらのいはゆる新らしき社會政策概念規定がいかにも誤れる空漠たる

概念に終るものなるかは、吾人の後章社會政策概念に於て詳しく吟味せんとするところである。

第三章 理論と政策

一

理論の領域と政策の領域 前章に於て吾々は政策學が一つの科學として成立する根據如何すなはち政策的行爲、實踐的關心それみづからとそれを學問的に取扱ふ政策學との關係を特に問題となし、科學の名に於て規範を與へ、理想を追及し、目的を設定することは到底不可能であることを云つた。しかし乍らこのことは吾々の實踐的意欲、政策的關心と一般科學理論とがいろいろの意味合に於て密接なる關係に置かれてあることを否定するものではない。他の言葉を以て云へば、科學者と實踐家とはそれみづからに於て異なる二人であるにしても、この二人は極めて密接なる關係に於て結び付けられてゐるがために、同一人にして冷靜なる科學者であると同時に熱烈なる實踐家たり得ることは決して不可能ではない。いな寧ろ偉大なる科學者は同時に偉大なる實踐家であり、またあらねばならぬ。吾々はこの理論と政策との關係に就て、更に立入つて考察する所あらねばならぬ。

あらゆる學問、科學は發生的には吾々人生生活の福祉、實用を目的として誕生した。わが經濟學についても同様のことが云へる。多くの著名なる經濟理論の發生、成長がいかにもその時代の實踐的意欲、政策的要求によつて喚起せられ促進せられたことか。吾々の福祉、實用、更には廣汎なる人生生活の諸要求を外にして學問の意義はなく、單なる知識のための知識、真理のための真理は畢竟吾々の「一般生活」に對して無意義であるがやうに見える。學問的研究は畢竟目的に對する手段の關係にあるがやうに見える。いはゆる福祉、厚生 (Welfare, Wohlstand) 經濟學者としての Marshall, Pigou, Amonn 等が經濟學研究の動機、目的を探ねてそれを吾々人生の福祉、幸福に在りとなし、また『經濟學は日常の生業に於ける人類の研究である。すなはち一方では富の研究であり、より重要な他方では人の一研究である』——“Economics is a study of mankind in the ordinary business of life: ... on the one side a study of wealth: on the other and more important side, a part of the study of man” (Marshall, P. E. p. 1.)——となしてゐる。さうしていはゆる價格經濟學のやゝもすれば人生の福祉、幸福から離隔し、思辨の遊戯に走ることに反對する。この福祉經濟學の學としての價值は別問題として、右に述べたることは別に新しきことではなく、古來の歴史を顧みれば、吾々は多くの、しかも著名なる經濟學者が、意識的にか無意識的に

か、經濟學の目的、動機を吾々の人生生活の實踐的諸要求に求めてゐることを見出す。吾々は生きるために眞善美を求めるのであつて、あべこべに眞善美のために生きてゐるのでは斷じてない。

かやうに經濟學研究の動機、從つてまたその目的とするところは吾々生活の實踐的政策的要求であるが、しかし經濟學は規範でもなく政策でもなく、一つの經驗的實證科學である。理想を追及し、目的を定立することはその任務ではない。その目的とするところは諸々の經濟現象を價值判斷から離れて、その因果性に於て認識しその合法性を明かならしむるにある。かくしてこの經驗學としての經濟學、その目的とするところの因果的法則の眞理性と、吾々の政策的要求、實踐的意欲、目的定立的行爲、福祉、實用等々との二者の關係に於て、いくたの究明すべき重要な問題が起り來る。

吾々は常にその時代の實踐的生活、實用的關心によつて、吾々の科學の方向が規定せらるゝのを見るのであるが、こゝに問題としようとするところの經濟學の研究目的たる經濟的法則の因果性、普遍妥當性は、吾々の實踐的意欲、實用的効果と相結びながらも、それと離れて客觀的獨立性を保有すべきである。經濟的諸法則、諸知識は、吾々の福祉、實用を離れて存在する。

Pragmatism

によれば、科學の、法則性の眞理性は實用的効果如何に依存するものであつて、客觀的普遍的に妥當するが如き絶對的な眞理は決して存在するものではない。すなはち眞理はあくまで相對的であり、可變的であり、歴史的存在であるとせられる。けれどもかゝる歴史主義の云ふが如く、科學の眞理性に於て、實用、實踐に優位を認め、その客觀的絶對的妥當性を拒否せんとすることは到底許さるべきではないであらう。吾々は客觀的眞理の全き把握を一舉に爲し遂げるは不可能であるにしても、その客觀的眞理の領域を、それこそ吾々の實踐によつて、一步一步と開拓し行くことができる。

要するに經濟學研究の動機目的は、吾々の生活、福祉乃至は實踐的要求の充足にあるにしても、しかもそれらのものから獨立に存在する客觀的眞理——因果的法則を認めざるを得ない。すなはち經濟學が一つの經驗科學である限り、それ自身政策であつたり、倫理的教義であつたりしてはならぬはもちろぬ、その經濟的諸法則の眞理の標準を實踐的效果にかゝらしめてはならぬ。このことは一見その趣を異にするかに見ゆる政策學に就いても同様に云はれ得る。たゞ前者は吾々の目的的活動が既に結果せる諸經濟的現象を在るがまゝにその研究對象となすに反し、後者は將來に於て實現せしめんとする目的的活動それ自體を研究の對象となすの差あるのみ。かくして吾々は



自主獨立嚴かなる知識の世界を有つに至るとともに、それと同時にまた單なる知識のための知識の世界、真理のための真理の世界がいたづらに拓け行くの危険にも遭ふ。

二

相互制約者としての理論と政策(實踐) 右に於て私は知識學問は發生的に見て吾々の實際的生活の諸要求に制約さるゝに拘はらず、政策それ自體の世界と知識の世界とは、それみづからに於て峻別せらるべきであることを明にした。けれども理論と政策との密接なる聯關はこれを否定するを得ない。いな大いに高調せねばならぬ。左にこの兩者の關係について少しばかり問題として見たい。

(一) 實踐的要求、政策的意欲は研究乃至認識關心の方向を決定する。

さきにも述べたやうに、吾々は全き真理の世界を一舉にして克服し終ることは不能であつて、吾々の歴史の過程に於て一步一步とその世界に接近し得るに過ぎない。しかして吾々は或る一定の歴史の時代に於ては、或る一定の生活要求、従つてまた或る一定の學問的關心があり、客觀的真理に一步一步と接近せんとするこの吾々の科學の世界は、これら時代の關心乃至社會的需要によつて制約せられるのを見る。なせなら

吾々の政策的要求、實踐的關心、従つてまた提出せられた吾々の課題は、必然的に歴史的なるがゆゑである。吾々は時代の要求を離れて問題を問題とするの必要なく、またそれは當然に不可能でなければならぬ。吾々はこの歴史の時代に於てたゞこの歴史的事象を、この時代の關心と興味とを持ち、而してその問題の本質をその歴史性に於て明かにすることに携はりうるのみ。過ぎ去りし時代の事象をその時代の關心を以て問題となすが如きは、現在に生きる吾々に取り所詮不可能でなければならぬ。同様に將來の時代に起るべき出來事に對し、その時代に生きるものとして、その時代に於ける興味と關心とを以て問題となすが如きは、一つの夢想に外ならぬ。過去未來と云ふもともに現在のこの社會の、この時代の實際的諸要求に制約限定せられつゝあるところの吾々の生活に於ける過去であり未來である。現實的なる理論はかくしてその時代の政策的關心と緊密なる關係に立つ。

かやうに各々の歴史的時代の實踐的なる諸要求に制約せられつゝ、吾々は眞實の科學の世界に這入り得るのであり、またそれ以上に出づるを必要とせぬ。けれどもこの時代の實踐的關心、政策的意欲によつて科學的真理の世界の生長が阻止せられ、いはゆる囚はれたる經濟學が行はれることをも認めねばならぬ。實驗を許さず、たゞ抽象的

思惟の力によつてのみ科學の世界を拓かざるを得ない諸社會科學、わけても吾が經濟學に於ては、各自の實踐的關心によつて、いかにしばしば科學性の闡明が曇らされたかは、吾々の歴史の實證するところである。たとひ科學の眞理性の認識に於て、プラグマチックな認識方法を容認せずして、眞理の客觀的普遍妥當性を信するひとびとにして、なほ無意識的ながらさまざまなる利害成心に囚はれ、知らず識らずの間に主觀的なる、恣意的なる理論をやり、吾々をして眞理の世界に近づくことを妨げることが少くない。殊に階級が分裂し資本家の階級と労働者階級との對立が益々熾烈となるに従ひ、階級的利害に煩はされ、先入の見界、成心の世界が到る所に見られるやうになる。經濟學上に於ける諸多の範疇、概念が學者により雜多に岐れてゐるの事實は、經濟現象の本質を把握することの困難さにもむろん原因するであらうが、また學者の利己的、非科學的な成心、欲求に原因することも多大であらう。だがかかる主觀的恣意的なる理論は、問題とせるその現象自身の發展によつて、何時かはおのづから清算せられるであらうし、またせられねばならぬ。

(二) 更に吾々が理論を把握せんとする場合、吾々は、吾々の實踐、政策的行爲を通じてこれを爲す。また理論の眞理性如何は、吾々の實踐的生活によつてテストせられる。

實踐的生活、政策的行爲によつてのみ、吾々は眞の科學的世界に這入り得る。

經濟學の系統的知識が、つねに吾々の經濟實踐生活を前提とせざるを得ないのは、云ふまでもないであらう。優秀なる經濟學者はまたつねに經驗ある經濟生活の實踐者であらねばならぬ。架空なる經濟學的論議は、かかる實際的經濟生活の經驗不足より結果することが多い。なほ實踐、政策行爲それ自らと眞理性の問題については、多くの重要な問題を残してゐる。がかかる哲學的諸問題については、こゝに詳しく觸れることを止める。

(三) 理論は政策の基礎を與へる。すなはち理論それ自らは政策ではないが、それはいろいろの意味に於て政策の出發點を成す。

前章に於て政策學の任務を問題とした場合に於ても、事象的知識、すなはち理論が政策學の主要なる構成要素たることを述べたが、この理論の政策乃至實踐に對する關係は、すこぶる重要である。いまこの關係をより立入つて問題とせんに、――

(A) 働きかける對象の知識として、――吾々が政策的行爲を營み、變革をなすのは、云ふまでもなくこの現在の、この存在の世界に對して、なければならぬ。存在は吾々活動の地盤であり對象である。この活動、實踐の地盤たり對象たる現在の事象について

の系統的知識——すなはち理論經濟學、更にはこの存在の世界のいまに至るまでの生成發展の過程についての知識すなはち歴史——を必要とすることは云ふまでもない。

(B) 政策目的の制約者の知識として——吾々が政策的活動をなすに當つては、必ずや何等かの意圖、目的、理想を立て、それが到達に向つて努力する。この場合目的、意圖、理想はこの存在の世界と隔離せるものでないことは云ふまでもなからう。それらは緊密なる關係にある。けだし目的、意圖は發生的に見てこの存在の世界に根源を有つのみならず、それらはこの存在の世界の正當なる發展を企圖することにあらねばならぬからである。この意味に於てこの世界の有の儘なる知識、すなはち諸理論は缺ぐ可からざるものとなる。

(C) かく政策的活動の地盤、對象および政策目的の制約者として吾々がこの存在の事象的知識を尊重せざるを得ない限り、この目的達成についての手段を選択する場合にも、この事象的知識に頼らざるを得ないのは當然であらう。

なほ政策學も理論的學問の一部門であり、特に政策事象に關する學問であるからには、この政策學が他の理論的學問に先んじて實際政策に重大なる關係をもつに至ることは云ふまでもない。政策學は政策事象の學問的反映であるが、それは學問的構成を

得たる限り、また實際政策にいかなる學問にも増して直接影響を及ぼすことはもちろんである。

かやうに理論の實際政策に及ぼす關係はすこぶる重大なるがゆゑに、以下に於て詳しく吟味するやうに、從來の歴史に於て、やゝもすれば理論それ自身が政策たるかの如く觀せられ、兩者の概念を區別することなしに初めから兩者を混同したことを吾々はしばしば見出す。これに對して兩者を分別するに急にして、この兩者の統合に及び至らなかつたこともないではない。けれども理論と政策とは各々固有の領域を占めつゝも、相互依存の關係にあり、前者は後者によつて、後者は前者によつて相制約され、導かれつゝ各自の發展を辿る。そこに吾々は現實的な效果的なる生ける理論と政策とを同時に見出すであらう。

三

經濟學史上に於ける理論と政策 理論と政策とが緊密なる關係にあることは、右に述べたるが如くであるが、吾々の歴史、わけても經濟生活の歴史的發展を顧みるとき、吾々はそこに理論と政策とが相互緊密なる關係を保ちつゝ發展し來りしことを見出す。

しかもこの両者は相統合せる場合には發展し、相離隔せる場合には衰退せる事實を發見する。私は以下に於て近世經濟生活の初期より現代に至るの間に於て、理論と政策とが如何に相關係せしめられたかを一瞥したいと思ふ。近世經濟政策わけても社會政策そのもの、史的發展に就いては、後章に於て觸れるところあるであらう。

(a) 封建制度廢れ、それに代つて近世統一的國家乃至近世資本家的社會が成立するに至れる過渡期に於て現はれたる一聯の經濟思想乃至政策は重商主義である。この思想乃至政策は、(一)金銀貨幣を過重視し、それを富の最も望ましき形態なりとし、(二)それを獲得せんがためには、特に外國貿易を旺んらしむるにありとし、それがためには極力國家君主の干涉政策を用ひたのである。

この重商主義の思想は、當時の過渡期に於ける產物として、すなはちその時代の實踐的要求の所産として見るべき、當に必然的なるものであつて、いたづらにこれを非難するを得ない。たゞこの思想に於ては、科學的理論と實際的政策とが救ふべからざるまでに混同せられてゐる。『在るべきもの』と『在るもの』とが明確に分別せられてゐない。しかも當時の實踐的關心が理論の領野を壓倒的に支配した。經濟學が一の實踐的學問として誕生したといふはこのゆゑである。のみならず金銀貨幣の獲得は主として當時の君主乃至統治者の行政及び軍事上の費途に充てるにあつた。經濟學はまた財政政策として發生したと云ふはこのゆゑである。かくして當時の政策的關心乃至實際的利害に取巻かれつゝ、僅かに理論的に問題となり得たのは金銀貨幣貿易、商業の諸問題に過ぎなかつたが、それらの問題と雖も十分にその本質が闡明せらるゝには至らなかつた。未だ商業資本主義時代であつて、なほ固有の資本主義社會が發生するに至らなかつた當時にありては、従つてなほ近世經濟學の固有の對象を缺く當時に在りては、時代の要求は右の問題にのみ集中せざるを得なかつたのであり、また右の問題以外に及ぶ必要はさし當りなかつたのである。

要するに重商主義に於ては、理論と政策とがいまだ意識的に科學的に分別せらるゝにいたらず、相混交せられ、且つまた理論の世界が時の社會的需要に制約せられて、その本來の領域を獲得するに至らなかつた等の缺點がある。がしかし兎も角も理論と政策とが緊密なる聯關に置かれ、生ける理論として政策として両者が相俟つて、近世資本家的社會生誕の過渡的役割を十分に演じたことは注目すべきであらう。吾々は過渡期に於てつねに政策的要求と理論とが結びつく事實を見る。

(b) しかるに近世統一的國家がやゝ成就せられ、近世資本家的社會の基礎がほゞ確

立せらるゝに至れば、もはやかゝる國家のいたづらなる保護干渉政策、外國貿易、金銀貨幣の偏重主義は、却つて一國の富の増進、生産力の發達を阻害し、延いて資本の蓄積、國民の收入を減退せしむるに至る。蓋し一國の富の増加、國民の收入はたとひ外國よりの金銀貨幣の獲得により一時的には行はれ得たにしても、それは結局に於て一國內に於て生産せらるゝ財貨の増量に俟たねばならぬからである。國富の増進、國民所得の増加、利潤の増進、資本の蓄積、すなはち近代資本家的社會の發展は、窮極に於ては、流通過程でなしに生産過程に求めねばならぬからである。こゝに於て重商主義に對抗せる立場から國富の性質及び原因を求め、なるだけ多くの國民所得を計らんとする經濟學と政策とが生じて來た。フイジオクライト、アダム・スミスの富の研究および自由放任主義はすなはちこれである。

いまフイジオクライトはしばらく措き、もつぱらスミスについて問題とせんに、彼れの最も關心事はいかにして國富、國民所得を増進せしむるかに在り、しかして國富をフイジオクライトと異なりひとり農業生産物のみならず、有らゆる吾々の日常の生活品に求め、またその原因を農工商の有らゆる部門に於ける生産的勞働に求めた。しかし、この國民の富の増進の最も良く行はれ得るのはいはゆる『自然的秩序』(order of natural

liberty) の世界に於て、あるから、彼に於てこの世界を持ち來すべき指導原理たる自愛心の是認、自由放任主義が政策的原理として選擇せられたのは當然である。彼れの『國富論』に於ては、一方に於て國富の性質および原因、國富増進の方法手段の研究が爲されてゐることも、他方に於ては重商主義の國家干渉主義に反對する自由放任主義が提唱せられてゐる。

いまこのスミスの學問的體系に於ける理論と政策との關係をより詳細に吟味せんに――

1、スミスの學問的體系に於ては彼れの實踐的政策的要求が浸み込んでゐる。しかも彼れの政策的要求は當時の社會の社會的需要に相應するものであつた。

スミスの實踐的關心、従つてまた學問的關心はいかにして當時の國民の富、所得を増加するかに集中された。彼れ自身の言葉に依れば、『有らゆる國の經濟學の大なる目的はその國の富及び力を増進するにある。』――“The great object of the political economy of every country is to increase the riches and power of the country.” (W. N. Cannan's ed., I, p. 351)――しかしこゝに國富の増進とはつまり國民の所得を増加せしめ、資本の蓄積を促進せしむるに歸するのであるが、このことは資本家的社會がその商業資本主義時代を越えて

その本来の姿に於て出現する原動力に外ならない。かくして彼れの國富の研究、樂觀的なる自由放任主義は洵に當時の時代的要求であつて、スミスはその理論的代表者としてよくその任務を盡したるものである。彼れの政策的要求は甚だ強く彼れの理論を蔽ふてゐる。彼れの『國富論』は重商主義反撃のために書かれたとも云はれる位である。スミスの論著がその當時及びそれ以後政治經濟の有らゆる方面に現實的な力を持つに至りし所以である。

(註) これに關するスミスの詞をもう少し引用して置かう。

“Political Economy, considered as a branch of the science of a statesman or legislator, proposes two distinct objects; first, to provide a plentiful revenue or subsistence for the people, or more properly to enable them to provide such a revenue or subsistence for themselves; and secondly, to supply the state or commonwealth with a revenue sufficient for the public services. It proposes to enrich both the people and the sovereign.” (Wealth of the Nations, Cannan's ed., I. p. 395.)

2、スミスの學問的體系はかくの如く當時の社會の政策的需要に導かれて成立したものであるから、彼れの學問的體系に於ては、いかにして國富すなはち所得、利潤を増進すべきかの實際的政策要求——自由放任主義と國富の理論的研究——國富の生産(分配)過程の研究とが相滲透してゐる。そこでは各人の自愛心によつて富が自然的に

生産、交換、分配せられ、かくして社會の繁榮が最もよく齎らされるところの『自然的制度』の理論は彼に在つては寧ろ彼れの實踐的要求であり、理想の世界であつたと見られる。彼に於ては、『在るもの』が『在るべき』ものであつたかのやうである。

しかしかく實踐的要求と合法的的研究とは明確に區別せらるゝことなくして同時に満足せられたにしても、彼の『在るもの』は矢張『在るもの』であつた。當時は重商主義の時代より一步を進み、近世資本家的社會の本質的特徴は既にポツ／＼表面に現はれ來り、彼れの實踐的要求たりし望ましき『自然的制度』の世界は、はなはだ限られたる場面に於てはあはるが、すでに實際現はれてゐたのである。彼れの前に現れたるこのこの部分的ではあるが本質的な資本家的世界が、彼れの自由放任主義の政策的要求によつて益々廣き範圍に、且つ益々深く、拓け行くところを實に彼れの望むところであつた。かくして比喩的に言へば、『在るもの』は『在るもの』であると同時に、また『在るべきもの』でもあつた。

重商主義に於ては殆んどたゞひとり政策のみが問題とせられ、理論の世界は片方に押しやられてゐた。スミスに至つて政策と理論とは相結合しつゝ、各々の領域を持つこととなつた。理論の世界は政策の世界の外に廣汎なる世界を持つに至つた。國富

論、價值、價格論、地代論、利潤論等々。スミスが經濟學の父と言はれる所以である。

(c) スミスの時代に於て未だ萌芽的狀態に留つてゐた資本主義新秩序は、英國の産業革命の洗練を経ていよいよその固有の形態に於て出現するに至つた。スミスに於て未だ一の理想的形態と見られてゐた『自然的秩序』の社會は、自由放任主義の指導原理に導かれて、いまや現實の事象として現はれ來た。この時代の理論的代表者として、リカアドはこの現前の現象に直前して、この經濟社會の本質をスミスより一步を進んで明らかならしめたのである。しかしてスミスを承け繼げるベンタムの功利主義哲學は實踐的原理たる自由放任主義の基調として完成せられた。かくて近世自由放任主義と近世經濟學との統合偕調は、その充分なる形に於て、リカアドの經濟學に於て成就したのである。功利主義の原理は、自由放任主義の原則はその前提ともなり、その歸着點ともなりつゝ、彼れの經濟學の中に浸み込んでゐる。しかもこの實踐的要求に少しも禍ひせられることなしに、科學として經濟學の法則的研究が彼によつて成し遂げられた。本來の意味に於ける近世理論經濟學の樹立者としてリカアドを擧ぐるに多くの學者が一致するものも謂はれなきことではない。

しかるにこの資本家的經濟制度はその生成期に這入つたと同時に、漸くそれに附帶

せる諸多の缺陷、弊害が現はれて來た。失業、窮乏、人口過剩、不健康等々は産業革命の結果として社會の到る處に見受けられて來た。リカアドの時代はスミスの嘗つて見なかつたかゝる事態を、その生産力の増大とともに見ざるを得なかつた。けれどもこの事態は新しい自然的制度の樹立には止むを得ざるものと見られたのである。かのマルサスの人口原理はこの當時の事情の下に出で來り、リカアドの勞賃論その他と相結ぶことにより、この事態の如何とも致し難く、その運命的なることを有効に説いたのである。彼等に依れば、市場の公平且つ自由なる競争は尊嚴侵すべからざるものであり、たとひ若干の不調和、弊害あるもそれが除去は各自の慎重、遠慮によるの外なく、國家の立法、干渉による有らゆる救濟策は畢竟無効に終るべきであるとせられた。かくて彼等は救貧法に絶對的に反對し、且つまたかの當時漸次世の問題となりつゝあつた空想的社會主義に有効に對抗したのであつた。彼等が徹頭徹尾個人主義的自由放任論者であり、また『満足せる悲觀論者』であつた所以である。また功利主義原理が、彼等の經濟學が、當時の事態の肯定的代表的原理であり、理論であつた所以である。しかもこのことは當時の時代——産業革命に伴ふ諸種の弊害は到る處に見られたが、しかしそれによる異常なる生産力の増進が實現せられつゝあつた時代に於ては、まことに自然の

成行なのである。彼等は一步進んで己が政策及び理論を見返へすの必要なく、當時許された限度に於て、理論と政策との完全なる統合をなし遂げつゝ、その各々の領域を開拓し得たのである。

(d) 更に資本主義が発達するに従ひ、その弊害は益々諸所に現れ來ると共に、それを意識的に問題とするものが漸次増加して來た。一八三〇年以後に現はれたる様々の社會思想乃至運動はすなはちこれである。それらのものは概ね自由放任主義、功利主義原理に代る何等かの實踐的原理を要求した。しかしてこの資本主義經濟に眞先に反對し、倫理的判斷の下にそれを不可なりとしたのが空想的社會主義運動であるが、それは有力なる法則的理論の支持を缺き、一の規範的判斷にのみ終始したのであるから、大なる勢力となるに至らなかつた。新しい政策的要求と新しい經濟理論との統合はデモン・ステウアト・ミルに於て、いはゆる科學的社會主義に於て、更に獨逸歴史學派に於て試みられたのである。

ミルは功利主義原理に基く自由放任主義に代るものとして人道主義的社會主義をとり、それと若干改造の加へられたる古典派經濟學とを結ばうとしたのであつたが、それを十分に成し遂げることを得ずして、過渡的思想家として終つたのであつた。けれ

どもこの人道主義的なる政策的要求はそののちさまざまなる經濟學と相結んで、英國の社會運動および經濟學の傳統的特徴を形成してゐる。

いはゆる科學的社會主義が實踐的要求としては社會主義をとり、理論としては勞働價值説、剩餘價值説に基くいはゆる社會主義經濟學をとり、恰もミルと殆んど時を同じくしてマルクス、エンゲルスによつて主張せられたことは人のよく知るところである。しかしてこの理論と實踐とがその後の經濟社會の發展に應じてさまざまなる形態を取り來つた。従つてこの派に於ける理論と實踐との學問論もまたいろいろの分派に分たれてゐる。が兎も角理論と政策との關係について、彼等は幾多の重大なる影響を及ぼしつゝあるのであるから、彼等を吟味すべき多くの問題が存在するのは否定するを得ない。

つぎに社會政策と因縁淺からざる獨逸歴史學派經濟學に就いて見んに、この學派は學說、政策の絶對主義、世界主義に對する相對主義、國民主義であり、また自由主義に對する保護主義であり、社會政策主義である。この學派の勃興は獨逸資本主義の發達に相應し、英國資本主義との對抗に於て、當に恰好の理論と政策との結合を齎したものである。けれどもこの理論と政策との緊密なる統合あるに拘らず、寧ろ兩者が混同せら

れるの誤があつた。歴史派の人々は倫理的判断を経済学の中に持ち來り、『在るべきもの』と『在るもの』とを、その間の關係を明確に規定することなしに、一緒に置いた。然れどもこの歴史派経済学が當時の獨逸の經濟的發達に資し、またはゆるる社會政策的運動に寄與する所あつたことは素よりこれを認めなければならぬ。

この歴史派経済学の倫理的判断の實在的認識への混入、すなはち政策それ自身と理論との混同に對して、そののちさまざまの非難が生じ來たのは當然である。カール・メンガーを祖師とする塊太利學派およびマックス・ヴェバアの非難はその主なるものである。これらの學者は倫理的判断の理論経済学への潛入を極力排斥し、理論の世界を斯る判断、規範から全然離れて打ち立てようとする。そこでは實踐の世界と理論の世界とが明に峻別せられる。この立場からの非難の最も代表的なるものはヴェバアのそれであるが、それが大要はすでに前章に於て吟味したところである。

いはゆる自由放任経済政策に對する保護政策が貿易的關係に於てまづ先に獨逸に於てとられたるのち、この世界経済は前世紀の末葉頃から、いはゆる帝國主義時代に這入つたと云はれる。それが特長はカルテル、トラスト、コンツェルン等による獨占化運動の勃興である。更に歐洲大戰後に於ては、この運動は益々促進せられ、同時に自由經濟に代つて統制經濟の聲をきくやうになつた。指導的政策動向が世界經濟生活の全般に亘りて、自由放任主義より獨占的經濟政策乃至は統制的經濟政策に轉向するに至つたのは自然の勢である。しかして統制的經濟生活に於て最も支配的モメントを占むるものは、云ふまでもなく、政策的關心である。統制經濟の意義からして當然に政策的努力が純理經濟理論(すなはち自由主義經濟理論)を抑壓するに至るはやむを得ない。

かやうにして現代は理論と政策とが相結びつきつゝ、はなはだしく政策的努力、關心が支配的なる事實を、吾々はあらゆる資本國に於て見るであらう。

以上理論と政策との緊密なる關係につき、特にわが經濟生活の發達に即して概観したのであるが、そこで吾々は次のことを見出した。

1. 歴史上重要な理論、學問は常にその當時の社會の政策的要求となんらかの意味に於て緊密なる關係にある。

2. 近世經濟生活の初期に於ては政策的要求が理論の世界を壓倒的に支配したが、科學の進歩に伴ひ、各々の領野がそれぞれ確立せらるゝに至つた。現代の獨占的時代に於てはいまや再び政策的要求があらはになつて來た。

3、社會の變轉期に於ては理論と政策とは容易に結びつき、現實的なる生ける理論と政策とを見るときにも、またその混同の危険をも冒す。正常的發達期に於ては理論と政策とは分離され易く、その結果兩者の混同から免れ得るも、現實的なる理論と政策とを缺ぐこととなり勝ちである。

第四章 社會政策の概念

一

社會政策概念の發展（いはゆる社會政策概念の如何なるものなるかについては、現今に於て、各人各様であると云つても不可はなく、相一致せる見解を見出すことは到底困難であるがやうである。或る學者（Günther）は十三種の社會政策概念を擧げてゐる程であり、また他の學者（Pillbarn）は、それらが基礎とせる世界觀よりして、カトリック的、個人主義的、普遍主義的、マルクスの社會主義の四つの社會政策的範疇を分別してゐる。果して社會政策概念の規定は、それほどに、實際に困難な仕事であるであらうか。兎も角社會政策概念の規定は、吾々の學問的領域に於て、最も混沌たる領域の一つであるであらう。その特殊なる原因として吾々は次のことがらを擧げることができると思ふ。

1、社會政策それ自體の現象が客觀的に一見すこぶる捕捉し難きものであるのみならず、歴史的にも常に若干の變遷、發展があつたこと。

2、社會政策事象の忠實なる認識、叙述にあらで、各自特有の世界觀に據りつゝ、主觀的に社會政策みづからを提立し、各自獨特の社會政策體系を任意に創造し勝ちなること。このことは固有の社會政策の餘りにも進出し、すこぶる階級的色彩を帶ぶるに至るか、若くはあべこべに餘りにもその無力なることが實證せられたる場合に往々見るどころであり、多くの政策家乃至政策學者が自ら新らしき社會政策と號して、彼みづからのいはゆる社會政策體系を編み出すに至ることは特にちかごろ吾々の屢々見るどころである。

社會政策概念を問題とするについては、それらもろもろの概念規定を、その社會的經濟的發展の背景の下に、見定めることが望ましいであらう。吾々はこのことを十分に考慮のうちに入れつゝも、しかしこゝには深く立ち入つて、この課題を果すことを得ず、やゝ平面的叙述に終ることをしのばねばならぬであらう。

一) さて社會政策概念の規定について、歴史的發展的にこれを吟味せんに、いはゆる社會政策的事實が實施せられ始め、世の問題となるに至りたるその初期の時代に於ては、いまだ社會政策概念の精密なる規定はこれを見ることが出来なかつた。とは云へ當時の社會政策家、講壇社會主義者の言説のうち、素朴ながら、すこぶる率直に、その概念規定が、本來の姿にて把握せられてゐたと思はれる。しかして私はこの時代の概念規定を古典的なるそれであると云はう。社會政策概念の規定について、いまなほ多くの學者が論争しつゝあるに拘はらず、その本質的規定は、すでにこれら古典的社會政策學者の間に見出されるのであり、もろもろの論争はそれより一步も出てゐない、否寧ろ場合により退歩してゐるとも云はれ得る。

いま社會政策概念規定を、假りに便宜上、廣義乃至は抽象的なるものと、狹義乃至具體的なるものとに敢て分別すれば、この古典的なるものは後者の狹義乃至具體的なるものに該當する。

『獨逸社會政策學會』の創立に参加した、いはゆる講壇社會主義者の有力なる一人であるところのシユモラアは、社會政策概念を精しく學問的に規定したことはなかつたが、その意圖せるところは、彼れの言説から容易に窺はれ得る。例へば Treitschke に對する抗議文 (Sendschreiben) に於て、彼は社會政策を規定して左の如く云つてゐる。

「社會改革 (Sozialreform) とは何か。それは何を爲すべきであるか。その一般的目的は明瞭である。すなはちそれは社會的諸階級間の友誼的關係の再建、經濟的不正の排除、ま

たは輕減、分配的正義の原理への一大接近、下層及び中層階級の道義的並に物質的向上を保證するところの進歩を促進すべき社會立法の創設にある。』(Über einige Grundfragen des Rechts und der Volkswirtschaft. Jahrb. f. Nationalökonomie, Bd. XX)。

更に獨逸社會政策學會の創立委員の一人であつたヴァグナアは社會政策を定義して次の如く云つてゐる。

『一般に社會政策をば、吾々は、分配過程の領域に於ける諸弊害を立法、行政の手段を以て克服せんとするところの國家の政策と解する。』“Unter Sozialpolitik im allgemein verstehen wir diejenige Politik des Staats, welche Missstände auf dem Gebiete des Verteilungsprozesses mit Mitteln der Gesetzgebung und Verwaltung zu kämpfen sucht”(A. Wagner, Über soziale Finanz- und Steuerpolitik, Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik, Bd. IV, 1891.) (註)

(註) ヴァグナアはこの規定を後年次の如く若干改めてゐる。『社會政策とは、財貨の生産及び分配の領域に於ける部分的にはまた消費の領域に於ける、經濟生活の大運行に對する意識的、調節的干涉である。』(Die Strömungen in der Sozialpolitik und der Katheder- und Statsozialismus, 1912.)

まことにこれらの獨逸歴史學派乃至講壇社會主義者の社會政策概念規定は古典的であると云へやう。彼等の流れを汲める社會政策概念は、もろくの變形に於てであ

るとは云へ、その發展史上、壓倒的であり、その代表者は無數にあると云つてもいゝほどである。

右の社會政策概念を一義的に要約するならば、勞資兩階級調和論であり、分配政策であり、勞働者階級保護政策であり、非階級政策である。そしてそれは倫理的要請、人道主義的感情に蔽はれてゐる。この倫理的モメントの導入は、彼等の學說、政策に通有せる特徴であつて、この態度はのち多くの學者によつて科學的に非難されたところである。

(二) さて次の段階に入る。こゝではかの素朴なる單なる階級協調論や分配政策だけでは、一見社會政策概念規定としてはなほだ不満足のやうに見える。そこで學者はこの定義をうちに藏しつゝも、更にそれを包括する、より廣き何等かの世界觀とでも云はるべきものを持ち來り、これを社會哲學にか、科學的にか、いはゆる基礎づけようとする。そこでは狹義の、具體的の、固有の、概念規定の側にもう一つの廣義の抽象的の概念が持ち來される。むしろ後者を以て前者を潤色しようとする。

ツヰキー、デイネツク、ジュンホルストはこの好例だ。廣義には、『社會政策は、社會目的の永續的達成の確保を目的とする政策である。』狹義には、『眞の意味の社會政策は、階級的對立を緩和することを目的とする凡ゆる措置の總體である。』(Otto von Zwi-

dineck-Südenhorst, Sozialpolitik, 1911, 波多野氏譯六六——八頁)

ボルクトはこの社會政策概念の廣狹二義を次の如く結びつける。

『廣義に於ける社會政策とは、共同體に屬する所の社會諸階級の諸關係に對し干涉することにより、全體的福祉を促進するを目的とする措置の總體である。……共同體の全體的福祉は、次のことを前提とする——民族の緊密なる結合を弛緩させ、更に共同體の有機的組成を害するに足る凡ゆるものが、全く排除さるゝか、尠くとも公共的に害ある作用を防衛するに足るやう緩和さるゝことを。個々の階級間の尖鋭な對立が全體的福祉に對して有害であり、共同體の目的の實現を困難にし、妨害さえすることは、歴史と經驗の示す所である。そこでかくの如き對立が現はれる場合には、全體を害惡より保護するために、それを緩和することが必要である。したがつて社會政策が全體的福祉に役立つやうな方法で、社會階級間の諸關係に作用しようとするならば、それは階級差別の緩和を爲さねばならぬ。とりわけ個々階級の經濟的地位と文化業績に對する彼等の預け前とを近接せしめねばならぬ。……階級差別の緩和は二方面より達成される。第一、よりよき地位にある國民層の經濟的狀態を引き下げることによつて、第二、より弱きより惡き地位にある階級の生活諸關係を向上させることによつて。』

(Van der Borcht, Grundzüge der Sozialpolitik, 1923, 2 Aufl., S. 1-2)

共同體の全體的福祉と社會目的などと云はれるけれども、結局階級調和論にすぎない。

(三) この『全體的立場から』、『全體的利益のため』等々の『全體』觀を社會政策概念に持ち來らすことは、歐洲大戰後特に學界の著しい流行となるに至つた。それは率直に講壇社會主義の如く階級利害對抗の事實を、その緩和を問題としようとしなない。わけでもこの兩階級の衝突が益々激化しつゝあるこの時代に於て、彼等が目的とする所は、彼等の全體的社會觀、世界觀によつて、頭から階級對抗の事實を無視せんとし、一種のボヤカされたる全體的抽象的社會觀を説くことによつて、益々尖鋭化しつゝある階級衝突の現象を故意に蔽はんとするものである。或はむしろ階級鬭争の激化に對する反對論であるとも云はれ得る。關係社會學の立場より爲されるもの、シュバン一派の全體觀より爲されるものは、その代表的なるものであらう。(シュバン學派の F. A. Weisphalen の近著 Die theoretischen Grundlagen der Sozialpolitik, 1931 はこの立場の積極的主張である)。

アモンも亦一種の全體觀の上に立ち、はなはだ抽象的なる社會政策概念を樹てる。

『社會政策とはその本質上、特に社會の内的、物質的連關の保持、並びに強化に役立つべきところの政策的努力及び方策の謂である。』(Anonm. A, Der Begriff der "Sozialpolitik," Schmollers Jahrbuch, Bd. 48. S. 190)

『ウキーゼ——社會政策は、社會に對する國家の政策である。換言すれば、財産と教養によつて分たれたる社會生活上の自由群——吾々が社會階級と名づけるところの——に對する國家の政策である。』その任務は、『常に弛緩せんとする社會的諸階級の協同體的鞏帯をば新に結合せんとするにある。』(Leopold von Wiese, Einführung in die Sozialpolitik, 1921, 2 Aufl., S. 21)

更に我が國に於けるかゝる抽象的社會政策概念の一、二の見本をしるして置かう。『社會政策とは、資本主義的社會に於ける有産階級及び無産階級の對立によつて生ずる、搾取の社會的弊害を排除せんがために、最高の社會奉仕力を保有する協働的本然社會建設の理想によりて指導せられ、右兩階級の對立を廢止することを目的として、國家が國家のために行ふところの諸方法である。』(林癸未夫、『社會政策新原理』三二頁)『私は社會政策の目的は、社會に屬するあらゆる成員が人格の成長を爲しうる社會組織を構成することであるとす。』(河合榮治郎、『社會政策原理』六頁。)

これらの抽象的、全體社會的立場からする社會政策概念は、ときたま階級問題を口にしつつも、なるだけ非階級的たらしめんとするものであるが、その實矢張り一種の階級調和論であり、或はむしろかゝる全體的社會觀の下に於ける一つの反動的社會政策とも云はれ得る場合が多い。彼等に於ては全體的利益に役立つ限りの社會政策である限り、ひとり労働者階級の利益増進方策のみが社會政策たるのではない。若しそれが社會の他の階級、或は社會一般の利益を阻害する限り、例へば労働者階級に對する社會政策的施設、給與は直ちに削除せらるべきであるとせらる。労働者階級の利益のみを目的とせる労働者階級の社會政策は、眞の社會政策ではなく、労働者階級の利害政策(Interesspolitik)にすぎないとせらる。

つまるところこれら社會政策概念は、彼等の云ふが如く、資本家的階級にも屬せず、また労働者階級にも屬せざる、すこぶる公平なる正義の立場から爲されたる社會政策概念ではさらさらない。それは他の社會政策概念と同じく、現今の資本家的生産關係を維持しようとする方策の一の顯現に外ならない。(二)のいはゆる素朴なる協調的社會政策概念と何のゆかりもないのではなく、たゞそれが資本家的社會の一發達段階に於ける社會政策概念であるに對し、これが資本家社會の他の發達段階に於ける労働運

動の激化に由る社會政策施設の廣汎なる領域に於ける實施、世界恐慌による一般利潤率の低減等々の事實に面せる一の假裝せられたる協調論であり、また寧ろしばしば社會政策の一種の反對論でもある。

また『易經或は論語に於ける社會政策』、『希臘に於ける社會政策』と云ひ、社會政策の歴史性を全然無視し、凡ゆる社會に於ける支配階級の恩惠的施設、方策をも社會政策概念に包含せしむるものも、やゝこの分類に屬せる極めて素朴なる社會政策概念である。だがこれは特にとりたてて問題にする程でもなからう。

(四) なほ社會政策概念を擴大することによつて、社會主義運動、その政策までをも、それに包含せしめんとするものがある。例へばマツクス・アドラーに依れば、社會政策には靜的社會政策としてブルジョア社會政策、動的社會政策として社會主義的社會政策がある。しかして彼は理論的には社會主義的社會政策のみが可能であると云ふ。すなはち彼に於ては、社會主義的諸政策のみが眞の社會政策である (M. Adler, Verhandlungen des IV. deutschen Soziologentag, 1924.)

これと相似たる結論に達するものにエドワート・ハイマンがある。彼はその新著に於て云ふ――

『だから社會政策は資本支配と物財秩序との機構の裡に於ける反對原理の樹立である。それは資本主義に對する資本主義のうちに於ける社會理念の實現である。(Die Verwirklichung der sozialen Idee im Kapitalismus gegen den Kapitalismus)』(E. Heimann, Soziale Theorie des Kapitalismus, 1929, S. 118.)

しかし乍ら固有の意義に於ける社會政策が、資本家的社會の維持をその基本的命題としてゐる限り、その社會を根本的に改變し、それに代るに全然新らしき社會秩序を以てせんとする社會主義と全然相容れざるものなることは明らかなる事實である。『發達せる社會政策は社會主義そのものである、』は單に量的變化のみを問題とし、その質的變化を考慮せざるものである。

たゞ社會政策的事實が、社會主義的運動によつて促進せられ、實施せられたことはもちろんあり得る。否寧ろ社會政策的事實にして、資本家の利己的發意(社會政策的施設を爲すことによつて却つて勞働能率の増進を所期せんとするが如き)からでなしに、社會主義的勞働運動の勃興、勢力に壓伏せられて、實施せられたものが尠くない。このことはなんと云つても認めなければならぬ。が社會主義に於ては、かかる社會政策が決して社會主義そのものではない。それは社會主義のたゞ一つの手段的要素たるに外

ならない。現今の生産關係を乗り超えざるあらゆる社會政策的施設は、それがいかに廣大なる範圍に於て行はれたにせよ、到底社會主義それ自身たることはできない。

こゝに見逃してはならぬことは、これらの政策概念によつて起るに至れる社會的情勢である。歐洲大戰後に於ては、その戦前に於けると異なり、労働運動は一大社會的勢力を獲得するに至つたのであるが、それに伴ひ約束されたるもろゝの社會政策的施設の實施を強ひ得たのであつた。このたびの實際上の政策運行者は、労働者階級それ自身であるかの様を呈した。戦後の社會政策が舊來の階級協調的なる緩和な政策にこゝまり得なかつたのは事實である。右に述べたる社會政策概念がこれらの事情に刺戟せられ、規定せられたることは否むを得ない。が假令行き過ぎたかに見ゆる社會政策的施設と雖も、それが現存生産關係の支持の下にある限り、あくまでも固有の社會政策であつて斷じて社會主義ではあり得ない。

二

社會政策の本質 吾々は以上長々と歴史的発展に即しつゝ、もろもろの社會政策的概念の規定を、そのやゝ代表的なるものについて、見て來た。さて以上に對する批判は

その場合、に於て、若干觸れて來たところであるが、いまその總括的批判を試みることによつて、社會政策それ自身の本質を究明することにつきすゝまなくてはならぬ。

まづその第一、(一)の古典的社會政策概念の規定は、はなはだ素朴的であるとは云へ、よく固有の社會政策概念を、率直に把えてゐる。この概念規定は、いまに於ても吾々はその本來的のものとしてとり入れねばならぬ。たゞその倫理的價值判斷の導入は、云ふまでもなく、これを排さなくてはならない。倫理學か經濟學か、乃至は價值判斷か實在學かの判定を混迷に導くがゆゑに。かくして殘るところは、單なる階級協調論であり、現今の生産關係を支持する限りに於ての労働者階級状態の向上である。それはつまるところ資本家的階級政策のほか、に一步も出でないのである。

第二に、抽象的、廣義の概念規定は、全然これを取り除き、その階級調和論のみをとる。第三に、社會政策の全體觀的概念規定は、全然これを排さなくてはならない。社會政策的概念規定のうち、に於て最も惡質なるものである。それらは各自思ひ、に自分の思惟的社會的體系を樹立せんとする學的遊戯にふけるばかりでない。その意圖する所、時としては、はなはだ高踏的、反動的なる性質を帯びる可能性さえある。

かくの如くにして、吾々は次の正しき社會政策概念を有つ。それは一見すこぶる陳

套であり、平凡であるかのやうである。が實際に於て、社會政策概念はしかく學問的に遠く探索せねばならぬほどのものではなく、はなはだ手近な所に見出されるのだ。

「社會政策とは、現今の資本家的生産關係を支持しつゝ、それが分配過程に於て特に生起するところのもろもろの弊害をば、國家の權力によつて、可及的に除去せんとするさまさまの方策、施設の謂である。」

云ふ迄もなく、現今の資本家的社會の指導原理は、私有財産制、自由競争、個人主義の一般的肯定の下に立つてゐる。ところがこの原理とまさに對立的關係に立つものは社會主義であるが、社會政策は、原則的にこの現存の經濟制度、生産關係、従つてまたそれに基くところの支配的原理を容認しつゝ、それに本質的に特有に生起するところの諸弊害をば、國家の權力に訴へて、排除せんとするあらゆる方策を謂ふのである。すなはち自由經濟に對して、部分的に、いはゞ統制經濟を行はんとするものである。

こゝに現存社會に特有に生起する諸弊害とは、もちろん生産、交換、分配、消費の諸過程に於ける諸弊害を意味するが、特に分配過程に於ける諸弊害を意味する。他の言葉を以て云へば、分配過程を中心として、それが規定せられ、規定するところのもろもろの諸現象をも包含する。それは所詮階級調和論であり、協調論であり、勞働者階級生活向上

論であり、いはゆる社會改良論である。たゞ古典學派に於けるとちがひ、人道的、倫理的要請を排したる上での。

いまいはゆる社會政策の内容として要記するに足る本質的なものと目すべき特質を二、三列記すれば左の如し。

- 一、その政策的發動は國家及びその他の公共團體の權力によること。
- 二、資本主義社會の根本的變革にあらで、たゞ部分的乃至は寧ろ附隨的なる改革、改良にとどまること。
- 三、勞資二階級間の利害の調和にあること——しかしこれらは結局に於ては資本主義營利原則の支持にあること。
- 四、あらゆる社會政策的施設、方策は、従つて、漸進的なること——その根本的改變を企圖せざること。

この固有なる意味に於ける社會政策の目的、手段等々については、前に述べたる所によりすでに、おほかた、明にせられたことと思はれるのであるが、左に少し立ち入つて要約的に問題として見よう。

- (1) **社會政策の目的** 社會政策の目的は、現今の資本家的社會に本質的に生起する

ところのもろ／＼の弊害を除去せんとするにある。資本家的社會に本來的に生起するところの諸弊害とは、云ふ迄もなく、この社會に歴史的に固有なるものであつて、あらゆる社會を通じて現はるゝ所のものを意味せず、しかもこの社會に於ける労働者階級の向上改善から見たる諸弊害を意味する。この諸弊害はむろんこの經濟社會の全過程に於て現はるゝところのもの、例へば工場衛生、住宅、失業、勞賃等々に關するものであるが、わけても特に問題となるのは分配過程に於けるもの、すなはち勞賃的問題に關するものである。もちろんこれらのもろもろの過程に於ける諸弊害の間には、おのづから密接なる關係があるのであつて、それひとりみづから獨立に問題となし得ない。詰る所社會政策の目的は勞資兩階級間の利害の對立を可及的に緩和することに歸着する。

右の様に社會政策の目的は、現今の經濟社會特にその分配過程に於ける諸弊害を除去するにありとすれば、それは言ふ迄もなく經濟的目的である。しかしてこゝに弊害とは先にも述べたるが如く、労働者階級の地位の向上改善の視角から見たる弊害を意味するのであるが、しかしそれは資本家的社會の正常なる發展その裡に於ける正常なる生産力の發達なる外枠によつて制約せられる。こゝに社會政策の上位概念として

の經濟政策——すなはち一國資本家社會に於ての能ふ限りの生産性、富の發展を目的とする、具體的には能ふ限りの資本家的利潤獲得を目的とする——が^一出で來らねばならぬ。ゆるに労働者階級の地位の向上改善と云ふも、それは畢竟この社會に於ける生産力を増進する限りに於てのそれであらねばならぬ。こゝに社會政策の限界がある。なほこの點に就いては後に述べる。(ゾンバルトが社會政策の目的を直接的に經濟的完成、または生産の理想となせる態度と吾々のそれを對比せよ。吾々は社會政策の上位概念として經濟政策をとりはするが、それはそれが規定者としてのみ、社會政策の目的はかゝる生産目的にかゝはらず、分配政策に置かれねばならぬ)。

なほ社會政策目的をひとり經濟的目的に限ることは狭きに過ぎるとなし、獨逸の古典的社會政策概念の如く、倫理的目的を負はしむるでなしに、それに文化的目的をも擔はしめることを要すと云ふひとがある。しからざれば、例へば民衆娛樂問題、民衆保健問題の如きは社會政策の範圍より抜け出ることになると云ふ。けれどもこれらの問題が労働者階級の分配問題、乃至はそれに纏はるいはゆる經濟問題を離れて、なほ社會政策の對象となり得るか否かは疑問たるのみならず、社會政策の目的が經濟目的として、それ自體ひとつのはゆる文化的目的たることを得るは、もちろんこれを否定すべくも

ない。

(2) 社會政策の主體者 社會政策目的達成のための諸手段を採らんがためには、吾々は國家の權力に俟つ。すなはち立法、行政の手段によつて、この目的を達せんとする。だから社會政策はつねに政治現象として現はれざるを得ない。ある學者によれば、國家その他の公共團體の權力によらずして、労働者がそれみづからの力、すなはち労働團體の力によつて、その地位を向上、改善せんとする方策、努力をも社會政策のうちに包含せしめんとする。けれども労働團體による自助的なる方策は、固有の意味に於ける社會政策と云ふを得ない。これらの自助的方策が結局に於て、國家その他の公共團體の權力の發動を俟つことにより、それははじめて固有の意味に於ける社會政策となる。なほこゝに社會政策の主體として、ひとり國家の權力のみを挙げ公共團體のそれを取てしるさなかつたが、公共團體の權力もまた結局に於て、國家の權力の發動に外ならぬいからである。

社會運動と社會政策 なほ諸社會政策がつねに國家の自發的意志によつて、實施せらるゝことは寧ろ割合に尠ないではなからうか？ それらは、むしろ多くの場合、社會の輿論、特に近世の労働運動に動かされて行はるゝに至つたものが多いやうである。

もちろん資本家的階級がみづから社會改良施設を施し、労働條件を改善することによつて、労働者の労働能率の向上を期せんとして、自己の利害計算の下に、諸種の社會政策的施設を實施するに至る場合もないではない。が多くの労働者保護法規、社會改良施設は、殆んど多年の労働運動に直接間接促されて實現したものである。例へばかの有名なる英國の十時間法案が保守黨(Tory)の後援により一八四七年通過したその背後にかのチャーチスト運動(Charist Movement)があるのを忘れてはならないであらう。

また戦後獨逸に於ける諸種の社會政策的施設の實現は、もつぱら獨逸社會民主黨および獨逸労働組合總同盟の勢力の増大に負うてゐる。尤も社會政策のうちには、労働運動、社會運動に對抗すべく、それが勢力を減殺すべく生れ出たものがないでもない。

かくて労働運動と社會政策とは極めて密接なる關係に置かれる。いま社會政策に對する階級的利害諸團體の關係を見んに、先づ社會政策、社會改良派(利害打算よりする資本家、學者、知識階級、人道主義者等々)が社會政策の主唱たることはむろんとして、社會民主主義的労働組合、政黨もまた社會政策派の名に數へられねばならぬであらう。さらに極左的労働運動が社會政策をその目的の手段として採る場合もすこぶる多いのであるが、本來的にはそれに反對の態度をとる。社會改良による諸施設は資本集中、無

産階級意識の増大、階級組織の擴大に對抗し、その勢力を殺ぎ、資本主義の機構を益々鞏固ならしむるものであるとなすがゆゑである。

右のやうに社會政策的事實と雖も、さまざまの利害團體によつて促進せられ、實現せられるのであるから、社會政策的事實を問題とする場合、吾々は單に狹隘なるいはゆる社會政策的視點からのみ見ることを許されないであらう。あらゆる社會的利害團體との聯關を究明する必要がある。だが如何にその關係が密接であり、その發生動因がいろ／＼に色どられてゐやうとも、社會政策的事實はあくまで社會政策的事實であつて、その改良主義的性質はそれがために斷じて失はれるものではない。

三

社會政策と經濟政策 さきに政策學の分類の項に於て、一寸觸れておいたやうに、社會政策は、近代經濟社會のうちに於ける分配過程を支盤とする分配政策、わけても勞働者階級の分配政策を、その本質とする。もちろん生産、交換、消費の諸過程に於けるさまざまの勞働者階級福祉の増進の問題もまたその對象とする所であるが、それらはたゞ附隨的性質のものであるか、乃至はたゞ生産過程が分配過程を規定する限りに於ての

問題か、または分配過程が他の過程を規定とする限りに於ての問題たるに過ぎない。社會政策はつまりは分配政策であるとして、そこで、その上位概念として、一般經濟政策を負ふ。しかしして經濟政策目的の、メルクマールは、生産力の増大の手段による可及的に大なる利潤の獲得に置かれる。だから社會政策は、この上位概念たる經濟政策の目的に規制、限定せられざるを得ないのは當然である。

私は經濟政策は社會政策の上位概念、その規制者であると云ふ。従つて社會政策それ自體の目的が、直接的に經濟政策の目的を負ふものでは決してない。例へばゾンバルトは『社會政策をば、經濟政策のうちで特定の經濟組織乃至はその部分の保持、促進或は抑壓を目的乃至結果として持つところの諸方策と解する』(Ideale der Sozialpolitik, Archiv f. Soziale Gesetzgebung und Statistik, Bd. 10, 1897 S. 8.)。そして彼はこの意味に於ける社會政策を彼れのいはゆる個人政策に對立せしむる。彼に於ては、だから、それは同時に農業政策であり工業政策であつたりすることになる。社會政策それみづから政策目的と經濟政策のそれとを混同すること、ゾンバルトの如きは、決して二者の密接なる關係をよく説くものではない。社會政策は上位概念として經濟政策の目的に規定せらるゝのみ。後に詳しく述べるであらうところのいはゆる『社會政策の危機』

と稱して、社會政策の施行も、結局に於て、その經濟政策の目的に従はなければならぬとなし、いはゆる徒らなる社會政策施設の實施がその國の生産力の増進、その實利潤の増大を阻害するに至るとの主張が、戦後の歐洲に於ける極めて重要なる社會問題を成すに至つたのであるが、このことは右に述べたる社會政策と經濟政策との關係より、まことに當然のこととしてうなづかねばなるまい。

社會政策と政治現象 社會政策が一つの政策である限り、一の統制團體(國家)の統制的權力の發動を要求する。従つてそれは必ずや政治現象として現はれねばならぬ。こゝに於て社會政策はむしろ政治學の固有の對象としてのみ擇ばるべきであると云ふものあるやも知れぬ。けだし政治とは、普通に、廣義には、『人間の集團生活の維持發展のため統制的組織を通じて行はるゝ行爲である』とせらるゝからである。

さて經濟學の對象とするところは、廣義に於ては、吾々人類の欲望充足に役立つところの諸種の物的手段の獲得、生産、交換、分配、消費に關するあらゆる現象であるが、狹義に於ては、自由競争、私有財産制度に基づくこの資本家的商品社會の下に於ける財貨の生産、交換、分配を中心とせる歴史的なる諸現象である。しかして固有の意味に於て、若く

は具體的に、經濟現象とは、この後者の歴史的なるそれ、すなはちいはゆる自由經濟現象を指す。現代の社會がこの自由經濟を、その根本的基礎となせることは云ふまでもないが、現今の獨占的統制經濟の段階に於ては、いはゆる自由經濟現象の範圍は、漸次狹少せられつゝあるやうである。のみならずこの自由經濟現象と相並んで、國家の權力の發動をつねに俟つ所の諸經濟政策現象は、また吾々の經濟學の一大部面を占めてゐる。かゝる諸經濟現象は必然的に統制的組織の直接なる制約を受け、かくしてまた政治現象の形態をも帯びることとなる。

ところでかゝる現象はもはや經濟現象ではなく、政治的現象であると云ふひとがあるかも知れぬ。しかし廣い意味に於ては、統制的組織の下に於ても、人類の欲望充足手段の生産、分配に關する現象たる限り、矢張り經濟現象であるから、すなはち自由經濟現象の外にも統制經濟現象は存在し得るわけであるから、かゝる現象が統制的政治的制約を受けることも、決して經濟現象から離れるわけではない。この場合かゝる現象は内容的にはあく迄も經濟現象であつて、たゞ政治的の形式をとるにすぎない。いはゆる Political Economy (政治的經濟) の典型的現象にすぎない。

かくて社會政策現象は、それ自身一つの統制的經濟現象として、政治學の對象となり

得るけれども、それはたゞその支配的關係、その政策的形式の側面に關する限に於てである。それはあく迄も内容的に、經濟的目的に制約せられ、經濟政策の下位概念として、經濟學の固有の對象たるものである。

社會政策と財政政策 もろもろの經濟政策は經濟政策たる限り、みなひとしく經濟目的をその背後に有つものであることは云ふ迄もないが、それら各經濟政策は互に相交錯し、その各々の目的が相衝突することもあれば、また一つの政策が同時に二つまたはそれ以上の目的を附帶的に追及することもあり得る。政策目的相互の關係に就いては、具體的にさまざまの問題を呈示するであらうが、いまはそのうち最も著名なる問題——財政政策と社會政策との關係に就て一言するであらう。

社會政策と財政政策との間にはすこぶる密接なる關係がある。この二者がともに統制的乃至政治的經濟現象たることのほかに、ともに財及び所得の分配に關聯せるがためである。租税收入を社會政策的目的に使用することは、それをその他の政策、例へば商業政策、工業政策等々の目的に使用すると同じく、別に問題となり得ない。特に問題となり得るのはかのヴァグナーを中心として展開せられたる社會政策的租税につ

いてある (Finanzwissenschaft, 2. Teil, 1880.)。

社會政策目的を遂行する場合の一として、租税徴收の方法を籍り來ることはすなはち社會政策的租税である。例へばさまざまの租税に於ける累進税、相續税、資本利子税、特別所得税等々を賦課することによつて、財及び所得の分配の公平を期せんとするが如きである。しかしてこの場合には、財政上の必要を充さんとする財政的目的と、國民所得及び財の不公平を除去せんとする社會政策目的とが、同時に満足せられる。

財政目的にかゝる社會政策目的を包含せしむることは、財政の本質に直接係はりないことであり、また財政がかゝる意圖せる目的を充分に達し得るかは一の問題であるが、兎も角租税の手段を籍ることは、一つの有力なる社會政策的方便であるに相違ない。けだし租税は財の強制的獲得であるから、強制力により財の移轉を圖ることにより分配の公正を期せんとする社會政策は、恰もこの租税現象に於て、その目的の一つを達し得るからである。

ヴァグナーは財政上の必要有無にかゝはらず、國民所得の分配及び國民財産の分配を規定するものとして、純財政的意義の租税が社會政策に利用されるほかに、社會政策的意義の租税の存立を主張するが、その當否いかんは租税の本質いかんの問題に關係

するものであり、こゝに關する限りではない。

社會政策的租税はあく迄も社會政策的方策の一種であつて、社會政策的方策がたま／＼租税の本質に合致するものがあるがゆゑに租税の力を籍りたるものに外ならない。しかしてこの場合意圖的に社會政策的方策の一つとして租税が選ばれたか、または租税がたま／＼社會政策的方便に適合したかは、問ふ所ではない。ともに社會政策的租税であることに變りはない。

なほ社會政策的租税は、その本來の形に於ては、現今の社會關係の下に於ける國民經濟の正常なる發展を前提とするものであるから、社會政策的租税により一部階級の地位は向上するも、それが爲め現今の社會關係の基礎を脅す結果を齎らすが如きものは、こゝに社會政策的租税と云ふを得ない。それは寧ろ社會主義的租税である。例へば財産沒收に等しき極端なる財産税の如し。

第五章 社會政策の限界

一

序言 社會政策の施行、實施にも、その本質のゆゑに、當然に或る一定の限界があるであらうことは、たれしも考へるところである。すなはちもろもろの社會政策は如何なる範圍にまで施行され得るか、勞働者階級の分配關係の向上發展は、如何なる點まで實際上所期され得るか、——の問題は、あらゆる具體的な社會政策的事實に直面して、なびともが直ちに當面するところの問題である。社會政策の限界、その施行可能の範圍、更にはその困難等々の問題の究明は、極めて具體的にして、切實なる問題である。同時にまた社會政策の本質を更に一層詳しく規定することでもある。殊に歐洲大戰後、『社會政策の危機』が叫ばれ、『社會政策か經濟政策か』が問はれ、社會政策施設に對する反對が、行詰まれる資本の積極的攻勢として、益々旺んなるに従ひ、それはこの問題をしていよ／＼以て當面の積極的な社會問題の一つの重大なる課題たらしむるに至つた。その事實の詳しき展開については、後章に於て觸れるであらうが、いまはたゞその原理

の問題を中心として、この『社會政策の限界』の問題を取り上げて見る。

二

社會政策限界の基本的意味 さて社會的政策は、しばしば述べたがやうに、現今の資本家的生産關係の下に於ける分配過程に對する權力的干涉、特に労働者狀態、所得を向上改善せんとする諸方策の謂であるから、この生産關係に代るに新らしき生産關係を以てすることにより、新らしき労働者の分配状態を齎らんとするが如き努力、方策は、すべて社會政策の限界の彼方にあるものと云はねばならぬ。現今資本家的生産關係の支持は、社會政策の本質的限界を成してゐる。このことはおよそこの問題に於て、基本的であり、以下に於て述べるところのものは、皆この基本的限界を中心としておこり、乃至はそれに淵源してゐる。かの『組織せられたる資本主義』『民主的國家』『統制經濟』等々に立脚する社會民主主義的社會政策の概念——他の言葉を以てすれば、社會政策に社會主義そのものを見ようとする立場は、それゆゑに、この場合あくまでも排さなくてはならぬであらう。社會主義と社會政策とのカクテル的混合は、社會政策の限界を曖昧ならしむことはなほだしい。

右に述べたることは、結局、社會政策が常に經濟政策を上位概念として、それによつて規制せられてゐることを意味するに外ならない。すなはち如何に労働者階級の窮乏を除き、その地位を向上せしむるも、一國の生産力の正常なる發達、もつと具體的には資本家の利潤の獲得を阻害せざる範圍内に於て行はれなければならぬ。社會政策が一步この限界を出る時は、直ちにその本質を失ふ。實際上に見て、それは直ちに資本の攻勢によつて撃退せられ終るが普通である。

もろくの社會政策的施設——職業紹介、失業保險、それから諸種の社會保險、労働組合法、調停法、工場委員會等々（これらは結局に於て高勞賃を意味する）——はこの限界内に於て行はれ得るのみであつて、それらの施設は、みな、この現今の經濟制度の維持、確保の上に立脚してゐる。

かくしてそもそも社會政策施設なるものは、それが如何なる形態をとらうとも、決して資本家階級の一定の利潤を殺ぐことによつて行はれるものではなく、つねに労働者階級自らの犠牲乃至負擔に於て行はれる——といふことが原則的に云はれる。かの獨逸に於ける保守的社會政策學者の一人であるアドルフ・ヴェーバーによれば、社會政策の實施は、一國生産力の發達、資本形成の限界内に於てのみ行はれ得る。社會政策的諸

費用を、資本家、企業家に負擔せしめようとするも、それは所詮徒勞である。社會政策を發達せしむる唯一の方法は一國の資本形成を大ならしむるにある(Weber, A., Sozialpolitik, 1931, S. 173 ff.)。同様の立場は、戦後多くの獨逸社會政策學者のるところであるが、それは資本家の利益は、同時に勞働者の利益なりとする、かの古びたる協調的命題の蒸し返へしにすぎない。けれども社會政策の限界に關する限り、それはまことに正しいが、この問題については更に立入つて吟味するところあらねばならぬ。

(a) 社會政策的方便を施行することにより、例へば勞賃率を引上げ、勞働時間を短縮し、勞働者の住宅を改善し、工場衛生を發達せしむることにより、勞働者の健康を増進せしめ、以て勞働能率を増進せしめることは、資本國の生産力を發達せしめ、延いて資本家をしてより大なる利潤の獲得を確保せしめる。ゆゑにかゝる場合には社會政策施行の可能性は最も多い。從來多くの社會政策主張者はつねにこの種の效能を述べて來た。エルンスト・アツベを初め、ルヨ・ブレンタ(英國古典學派を姑くおくも)等々が、勞働能率と勞賃、勞働時間との關係を説くことにより、たゞひ資本家、企業家が勞賃率を引き上げ、勞働時間を短縮し、更に諸種の社會政策的設備を爲すも、なほそれがために却つて多くの利潤を得ることが出來るとなし、諸種の實證的研究を爲したことは有名である。

これによつては資本家はもろんその利潤を損ねることは少しもない。それは資本主義合理化運動の一つであるにすぎない。

この意味に於ける社會政策の限界は、その基本的なるものである。社會政策的費用に當るだけ勞働者をより多く働かせる(勞働能率を強度にする)、それによつてその生産部門の利潤を少しも損ねずに——と云ふ根本的命題。

(b) ところが社會政策施行の程度に應じて勞働能率増進せず、したがつて利潤率減退するに至るが如き場合も屢々あるであらう。かゝる場合には社會政策施行の可能性は尠いわけである。勞働者階級に餘り多くを與へすぎると、利潤率は低下し、資本蓄積の進行は阻害せられ、更に一國生産力が減退するに至るが如き場合には、社會政策的施設の實行は、阻止乃至否認せらるゝであらう。戦後獨逸は幾多の經濟的困難に直面したるに拘はらず、さまざまの社會政策的施設が、社會民主黨の勢の下に、廣大なる範圍に於て實施せられたがために、社會政策の危機が叫ばれ、いまなほ社會政策的費用削減の運動が熾烈なのは、その最もよい例證である。

この勞働能率をあげる以上の社會政策費用の支出は、必然的にこの經濟團體の利潤率を低下せしむるが、この場合この低下を他の方法次に述べるが如き後進資本國、殖民

地等の一種の搾取的方法によつてによつて、うめ合はせ得る時は、この資本の攻勢は、或る程度まで緩和せらるゝであらう。がしからざる場合には、現今の國際資本移動の趨勢の下に於ては、資本は、直ちに、かゝる低利潤國を去りて、他の高利潤國へ逃亡するであらう。このことはその國——そして若しその國が資本輸入國であればなほさら——にとつて耐へ難き苦痛であるに相違ない。況んやかゝる國に於ては、概ね労働運動が旺んであり、各種労働團體の勢力がすこぶる大なるを常とする。かゝる政治的要素からもこの資本逃亡の勢は助成せられる。資本家がこの場合、何とかして社會政策費用を削減し、勞賃低下を計らうとする所以である。戦後の獨逸に於ける適例については後章詳しく觸れるつもりである。

たゞしかし社會の輿論、労働運動によつて社會政策的施設の要望が盛んとなり、ために止むを得ず一時的に利潤率の低下を犠牲にしても、その要望を容れざるを得ざるが如き場合がないでもない。いな恩惠的救済的労働者保護運動の時代を去りて、意識的労働運動の時代に立ち至れば、かゝることは寧ろ不斷に見るところである。かゝる場合には資本家は機械の使用、工場設備の改善および企業組織の改革により益々合理的經營を營み、社會政策的施設を爲すもなほ且つ従前と同じだけの、若しくはそれ以上の利潤を獲得し得ることは吾人の屢々見るところである。すなはち將來の利潤確保乃至は増大を豫期しつゝ、社會政策的施設の行はれることは可能である。例へば嘗つて問題となつたところの深夜業廢止によつて我國紡績業に於ける一般利潤率は一時低下したであらうが、より能率ある機械の使用、企業合同等々によりその低下は暫くにして阻止せられ、そののちはむしろ一段と引き上げられたのである。

でこゝで一つの結論が生じる——社會政策的施設のあるものは、社會運動、労働運動に促進せられて實現せらるゝに至るはもろんのこと、産業の合理化もまたこれら運動に促進せられて初めて實現せらるゝ場合がはなはだ多いと云ふことである。

三

先進資本國の社會政策費は何處から？ 右の如くにして労働能率——社會政策施設の原則による社會政策の限界については、吾々はさらにその限界を考へねばならぬであらう。現今の發達段階にある先進資本國に於て見るところの諸社會的施設は、決して右に述べるが如き種類のものにとゞまつてはゐない。その範圍は右の幾倍にも増して廣大なるものである。いつたいこの種の社會政策的費用は何處から出て來る

であらうか。吾々はこゝにこの問題をとり上げねばならぬ。それはこの限界の問題に於て最も主要なるものであらう。

もちろん一國々民經濟團體内に於て、その支配的なる資本家的生産部門が被支配的なる非資本家的生産部門を犠牲にすることによつて、これら社會政策的費用のいくらかが獲得せらるゝであらう。けれどももちろんそれはホンの一部分たるにすぎない。さきに述べたるところは資本家的社會を通じて、または一資本家的組成團體を通じて、原則的に云はれ得ることであるが、現今の資本家的社會は、多くの資本家的組成團體、すなはちいはゆる多くの國民經濟によつて組成せられてゐる。多くの國民經濟は相統合しつゝ、一つの世界經濟を成しつゝ、各自自主的政治統轄の下に、各々獨立的政治團體を形成しつゝ、相競争しつゝある。このいはゆる國民經濟對立の現象に於て、社會政策の限界についての最も主要なる問題が横はつてゐる。

1、資本國と資本國との對立的關係に於て、一者が他者に對して優越的地位を占め、劣弱國乃至は後進國の犠牲に於て、自國の經濟的優越を獲ち得、且つ維持せるものがある。云ふ迄もなく資本主義發達の不均等の場合である。例へば、英國、獨逸、佛蘭西、亞米利加、日本の如き先進資本國が、支那、印度、南洋諸國、アフリカ、ラテンアメリカ諸國等の後

進國、植民地、半植民地に對する關係の如きである。こゝに後者の犠牲に於て、自國の經濟的優越とは、云ふまでもなく、資本および商品の貸借、賣買に當りて、先進資本國が後進資本國より、超過利潤を獲得するの謂である。いはゆる資本輸出により先進國が後進國より高利潤を獲得し、また完成商品(工業品)の高價なる賣渡し(價值以上)、原料品、半製品の安價なる買受け(價值以下)によつて、前者が後者より莫大なる超過利潤をせしめたのであり、またせしめつゝあるのは、資本主義發達史のよく實證するところである。かゝる先進資本國の獲得するところの超過利潤は、すこぶる莫大なるものであるから、たゞひその獲得せる利潤の一部分を自國の労働者階級に頒ち與へるも、なほ殘餘は優に他の然らざる資本國との對抗に堪え得る程度の利潤を保持し得、従つてまた何等の障礙なく自國資本の蓄積を進行せしめ得る。すなはち獅子の獲物(Lion's share)を勞資兩階級がごどもに頒け合ふことができる。そしてこの場合この利潤の一部分を労働者階級に與へることによつて、比例的に労働能率が上進し、生産力が増大し、その結果として利潤が増加するが如きことなき場合と雖も、なほ獲物の分配が行はれ得るわけである。社會政策的施設はかくして、かゝる先進資本國に於て、他の後進資本國(半植民地等より分捕り來れる超過利潤によつて賄はれ、實施せらるゝことゝなる。

いま最も古き先進資本國たるどころの英國の資本主義發達の跡を見るに、英國は前世紀の前半に於ていはゆる『世界の工場』たる地位を獲得したが、後半期に入ると共に、更に飛躍的な發展を遂げ、米國、獨逸の有力なる競争國の出現にも拘はらず、英國労働者の地位は一般的に向上し、またもろゝの社會施設、労働保護制度を見るに至つた。そこにはかの有名なる英國労働組合主義の黄金時代が出現したのであり、資本主義の發展に伴はれて、絶對的に労働者階級の地位が下向すとなすが如きかの窮貧説は顧みるものさえなかつたのである。このことは獨り英國ばかりではなかつた。アメリカ、獨逸についても同様のことが云はれ得るのであり、これらの國々の産業の發達は先進英國に肉迫するに至り、したがつてまた社會政策の名によつて、各種の社會政策的施設が英國に追隨して實行せられた(特に獨逸に於て)。

けれどもこれらの事象——勞賃の上騰、各種社會政策的施設の實施は、決して、自國資本主義そのもの、機構の自然的成長によつて齎らされたものではなかつた。それは後進資本國、植民地、半植民地より獲得せられたる超過利潤の預け前に外ならなかつたのである。資本主義の發達に従ひ、労働者階級の所得は、生活状態は、相對的にしる上昇するか、或はまた絶對的に下降するかの、かの重要な問題を中心として、この超過利潤

存否の問題が開展せらるべきである。詳細は本論の後編に於て觸れるであらう。しかるに前世紀の末葉から、今世紀に這入つてより、そして特に歐洲大戰後に於ては、右の事情に大變化を見ることとなつた。歐洲の先進國が戦争に起因するもろゝの經濟的困難を、その國の生産力の増進によつて、戦前に於ける資本力を恢復し、且つ増大せしめんとあせりつゝある半面に、從來の後進資本國、植民地はこれら歐洲、先進國の有力なる競争者として立ち現はれて來た。そこへかの未曾有の世界恐慌である。このことも亦從來の資本主義不均衡の状態に變化を加へざるを得ない。いまや先進資本國の獅子の預け前は従前の如くあり得ない。社會政策施行が、戦後特に歐洲に於て、その限界に達したるものゝ如く云はるゝ所以である。

2. 國際經濟場裡に於てつねに被支配的地位にあるもの、例へば支那、印度等々の後進資本國乃至植民地に於ては、たとひ利潤の一部分を削ぎ、社會政策的施設を行ふべしとするも、かくてはその國に於ける利潤率の低下、資本蓄積の減退を見ることとなり、先進國との資本戰に於て益々不利なる地位に置かれるに至る。ゆゑに社會政策の要望は旺なるも、實際上は到底行はるべくもない。後進資本國に於ては低廉なる勞賃、労働力の絶えざる更新によつて、辛じて先進資本國との對抗的關係が支持せられる。獲物

なき場合に如何にその分配を議するも所詮空論に終るの外はない。我日本資本國は、遅ればせ乍らも、いまや先進資本國の一として、歐米に於ける先進資本國と、世界競争場裡に於て、相對抗し得るに至つた。従つて社會政策的費用は容易にこれを後進資本國から獲得せられ得るがやうである。しかし日本資本國が一の先進資本國として立ち現はれるに至るや否や、世界はいはゆる獨占經濟時代に這入り、そこにはすでに前に述べたところのそれへの對抗モメントが現はれ始めたことを知らねばならぬ。だから我國に於ける社會政策實施の可能範圍は、他の先進資本國と比べて、すこぶる狭少なるものに終つてゐる。我國ははまだ嘗つてほんとの社會政策の實施も、高勞賃も味ふことなしに今日に至つてゐる。特殊なる一先進國の一特徴として注目すべきであらう。なほ社會政策施設について、國際的協議が漸次行はるゝに至つたが、それに關せるものもろの決議、協議事項は、概ね先進資本國の便宜に出で、後進資本國の進出をおのづから妨害するの結果になり終ることが尠くない。先進資本國が八時間勞働制または失業保險制を、他の後進資本國に強ひることによつて、斯國の低廉なる勞賃乃至生産費よりする低廉なる生産品の競争を避け得るが如きその好例であらう。

第六章 社會政策の史的發展概觀

——特に英、獨、日について——

序言 以上五章に互りて社會政策の學問的地位、その科學性、本質を、それからそれによつて理論的諸問題を、さしづめ具體的なる社會政策的諸問題からひと先づ切り離して問題として來た。吾々はそれによつて獲得せられたる社會政策學の基礎的理論、云はゞ見通しを武器として、いよいよ具體的なるいはゆるもろの社會問題、社會政策的事象の解明に這入つて行くとしよう。ついてはいま一つそれに入るまでに瞥見して置くことが何かと便宜であるであらう。——以下に於て問題とするところの社會政策的事象をば、それが生成、發展の過程のうち、ひと先づ豫備的に鳥瞰することすなはちこれ。それはたゞ社會政策諸現象の歴史的發展のホンの概觀にすぎない。がその發展の基幹は明かにせらるゝであらう。

この概觀に於ては、とくに英、獨、日が選ばれる。英國は資本の先進國であるとともに、

社會政策の發生、發展についても、最も早く他の諸國にさきがけたのであり、また獨逸は、やゝ遅れたりとは云へ、その諸社會政策施設實施の跡は、他の諸資本國に於て、模範的なるものとして、追從せられたからである。わが日本の社會政策の發展は、いまなほはなほ未熟ではあるが、最後にその概観を述べることにした。

二

英國に於ける社會政策の發展 資本の祖國英國は、第十八世紀から第十九世紀にかけて、その産業革命をいづれの諸國よりも先きに成就し、かくして世界の工場として、世界經濟に君臨することゝなつた。英國の産業革命は、普通に、一七六、七十年頃から一八二、三十年頃までに行はれたところの産業上に於ける一大變革を指すのであつて、それはハーグリブ、アークライト、クロンプトン等による紡績機械の發明、およびワットの發明にかゝる蒸氣汽關等による家内工業から近代工場工業への轉移によつて完成せられた。そしてそれは恰も當時同時に行はれたところの圍込運動の結果たる田舎に於ける多數無産労働者の向都の運動によつて助成せられた。初めは主として纖維工業に於て行はれたが、漸次重工業の方面へも及んで行つた。

この産業革命によつて生産手段と労働者は完全に分離せられ、資本家と労働者は各自本來の階級を形造るに至つたのであつて、封建社會より資本家的社會への發展は、かくして成就せられた。

英國産業革命による生産力の發達はまことに異常なるものであつて、英國綿製品の輸出高は、一七三〇年に一三、〇〇〇磅たりしものが、一八二一年には一六、〇〇〇、〇〇〇磅の巨額に昇つてゐる。ひとり工業生産部面のみならず、農業生産部面に於ても、かの圍込運動によつて、近代的なる大規模の經營が行はれ、農業生産力はまた劃期的なる發達を遂げた。

産業革命の成就、莫大なる生産力の發達によつて、英國は世界の工場 (the Workshop of the World) たるに至つたが、しかしその半面にそれに伴ふ幾多の社會的弊害があらゆる方面に現はれて來た。人口の増加、穀物價格の騰貴、多數無産労働者の發生、婦人小兒の過度労働、一般労働者の長時間労働、労働者の不衛生状態その他等々——すなはちカーライルが云へるところの『英國は富に充てり、されど英國は營養不良にて死せんとす』のいたまじき状態は、いまや英國の各方面に於て見られるやうになつた。

いま當時の人口増加の傾向の一斑を見んに、一七六〇年頃は、六、七百萬人であつ

たものが、一八一八年には千二百萬人に増加してゐる。また小麥の價格は一七六一—七〇年頃に一クォーター四一志八片であつたものが、一八〇〇年頃には一一三志、一八一〇年頃には一〇六志五片にまで騰貴してゐる。そして労働者の名目賃金は生活資料の騰貴に伴つて若干騰貴してゐるが、必ずしもそれに比例して騰貴してゐない。實質賃金は一般的に下落の傾向にあつた。更に救貧税は一七六〇年に百二十五萬磅であつたものが、一八一八年には約八百萬磅にまで増加した。

かゝる社會的經濟的狀勢の下に、海のかなたに佛蘭西革命は勃發し、それに引きつゞき、ナポレオン戦争を中心として歐洲の政治界は極度の混亂に陥り、世上の不安はつゞるばかりであつた。

英國に於けるこの近代的生活の周期的循環は、一八二五年の恐慌によつて開始せられた。だがこの時代は近世資本家と封建諸侯との對立、産業資本家の貴族の土地所有に對する抗争によつて色彩られてゐたがゆゑに、資本と労働との抗争はなほ表面上に現はるゝに至らなかつた。しかるに一八三〇年前後に於て、英國に於ても、佛蘭西に於ても、近世資本家は政權を獲得するに至つたが、この時以後階級闘争は、實際的にも、理論的にも、そしてまた經濟的にも、政治的にも益々表面に現はれて來つた。すでに一八二

四年フランス・ブレースの盡力によつて、労働者の結社禁止法は撤廢せられたが、佛蘭西に於ける一八三〇年の七月革命および同翌年のリヨンの労働者叛亂は英國にも餘波を與へ、英國の第三階級は第四階級との協力に於て、かの新選挙法の獲得に努力し、そして一八三二年にそれが獲得に成功した。しかるにかくして獲得せられたるところの新選挙法はなほ制限選挙法であつたばかりでなく、それによつて選ばれた新しい議會は、ひとり第三階級の利益の問題にのみ終始し、労働者階級の利害を顧みるところがなかつた。かくて労働者階級は更にこの選挙權獲得の運動を、こんどはもつぱら自己階級の利益のために繼續せざるを得なかつた。これすなはち一八三六八年から、一八四四年に亘るかの有名なるチャーチスト運動 (Chartist Movement) である。この運動は表面六ヶ條の要求をかゝげてゐるが、『能ふべくんば平和のうち、止むを得ずんば暴力を以て』の精神の下に行はれ、單なる選挙權の獲得運動とのみ看做すを得ない。それは革命的精神の横溢せるものであつた。

さらにロバート・オーウエンがその指導者であつたところのかの『全國合同労働組合』(Grand National Consolidated Unions) の設立(一八三四年)によつて頂點に達したところのさまざまの労働組合、運動、團體がその當時起り、そしてその多くは鎮壓され、瓦解した。

これらの革命的的政治的労働組合運動乃至労働運動は、その直接の結果を見ることなくして、遂に消散瓦解するの運命を負つた。だがこれらの状態の下に於て、これらの運動は、彼等の生活状態を向上せしむるについて決して無效果に終つたものとは云ふを得ない。實にこれら労働運動は、英國社會政策生誕の母體とも云はれ得るのである。

すでに英國に於ては、一八〇二年に英國工場法 (the Factory Act) の濫觴とも云ふべき條令が制定せられ、紡績工場内に於て、九歳以下の幼年者を徒弟として使用することを禁じ、その労働時間を十二時間に制限し、また夜業を禁止した。その後この法令は、一八一九、二五、三一年と漸次、その適用範囲を擴張して行つた。一八三三年にも若干の改正があり、また工場監督制度が設置された。一八四二年には幼年者のみに限定せられてゐた工場法の適用範囲を婦人労働者にも及ぼし、十歳未満の幼年者および婦人労働者の鑛山に於て坑内作業に従事することを禁止した。一八四四年には十二時間労働時間法、および半時法制定さる。

かくの如き経過の後、いよいよかの十時間労働法が一八四七年に制定せらるゝこととなつた。それは自由的産業黨たりし Whigs が穀物條例の廢止に努力したに對し、保守的地主黨たる Tories の盡力によるが多かつた。がその眞の背景的勢力は、何と云つても、當時激化せる労働運動であつたと云はねばならない。

この十時間労働法 (The Ten Hours Act) は一八四七年七月二日に制定せられ、幼少年(一三—八歳)及び凡ゆる婦人労働者の労働時間を暫定的に十一時間とし、一八四八年五月一日より終局的に十時間(標準労働日)たらしむべきことを規定してゐる。

さて英國の産業革命は第十九世紀の前半期に於ては、その完成を成就したのであつたが、同時にその幾多の弊害は隨所に暴露せられ、革命的的政治的社會運動は至る所に勃興し、英國資本主義はもはやその没落期にあるかに思はれた。しかるにチャーチスト運動の後、英國の資本主義はやうやくその後期の發達段階に這入つたものゝ如く、五六七十年と約三十年の間は、未曾有の發達を遂げ、米國の内亂、歐洲大陸の戰亂を餘所に見て、その國際的經濟支配權を確實に掌握した。すなはち労働組合主義時代、自由主義時代は出現したのである。いまや労働者は資本主義發達の恩澤に浴し、その政治的社會主義運動からは全く足を洗ひ、たゞ日常の労働生活條件の改善を目的とする穩健なる労働組合主義に満足し、『美き心の持ち主』に變つた。この労働組合時代の精神は熟練職工の間に於ける共濟的職分を重することであり、非政治主義であり、國民主義であつた。

この時代には選舉權の擴張(一八六七)があり、労働組合法が獲得せられた。最も注目すべき出来ごと、云はねばならぬ。更に工場法は一八六四年にはあらゆる大工業に、一八六七年には小工業にも適用せられ、一八七八年に至つては、the Factory and Workshop Consolidation Act 制定せられ、かの有名なる一九〇一年の the Factory and Workshop Act の地盤を準備した。

一八八〇年頃から英國は世界市場に於て、後進資本國たる獨逸、米國と競争せざるを得ないこととなり、その獨占的地位は若干脅やかさるゝこととなつた。この英國の産業不振に乗じて、再び政治的社會的運動が勃興し來り、ハインドマンの社會民主聯盟(Social Democratic Federation)(一八八四)、ヘンリー・ジョウジの流を汲めるバアナアド・シヨウ、シドニー・ウエツプ等によるフェビアン協會(Fabian Society)(一八八三—四)が設立された。

更に一八九〇年頃から世界はいはゆる帝國主義時代に這入つたと云はれ、政治的社會運動は益々旺んになるに至つた。英國労働黨の發生および生長はこの時代に屬する。

この時代に於て吾々は、初等教育法、労働者補償法、農業借地法、和解法等の労働立法を有つ。

いま労働黨の黨員數の増加を統計的に概観しよう。(序でに戦後まで)

年 別	黨 員
一九〇〇—一	三七五、九三一
一九〇二—三	八六一、一五〇
一九〇六—七	一、〇七二、四一三
一九一〇	一、四三〇、五三九
一九一五	二、〇九三、三六五
一九一七	二、四六五、一三一
一九一八	三、〇一三、一二九
一九二〇	四、三五九、八〇七
一九二一	四、〇一〇、三六一
一九二二	三、三一一、〇三六
一九二三	三、一五五、九一一
一九二四	三、一九四、三九九
一九二五	三、三七三、八七〇

そして労働階級を代表する下院議員の當選者數は、一九〇〇年に二名、一九〇六年に

二九名であつたものが、一九一〇年には四十二名、戦後の一九二二年には百四十二名、一九二三年には百九十一名、翌年には百五十一名と云ふ多數に昇つた。

次に労働組合の組合員の増減を見て見よう。

年 別	組 合 員
一九〇〇	二、〇二二、二六一
一九〇五	一、九九七、三七一
一九一〇	二、五六五、〇八六
一九一四	四、一四五、一五三
一九一八	六、五三三、二五八
一九一九	七、九二六、三五七
一九二〇	八、三三七、三四七
一九二一	六、六二一、四五九
一九二二	五、六一五、五二二
一九二三	五、四一三、一六七
一九二四	五、五三四、二二五
一九二五	五、四九六、六二二
一九二六	五、二〇八、三九八

かく益々膨脹し來れる英國労働黨は、他の諸政黨との妥協により、今世紀に至りて、戦前までにすでに左の如き多くの社會政策的立法を獲得した。

- 労働争議法 (一九〇六)
- 教育法 (一九〇六)
- 労働者賠償法 (一九〇七)
- 養老年金法 (一九〇八)
- 炭坑夫八時間労働法 (一九〇八)
- 最低賃銀法 (一九〇九)
- 労働紹介所法 (一九〇九)
- 財政法 (一九一〇)
- 國民保險法 (一九一一)
- 炭坑夫最低賃銀法 (一九一二)
- 労働組合法 (一九一三)

社會政策的施設の實施が一時休止的狀態にあつた歐洲大戰の時代が止まると同時に、各種の社會政策的労働施設立法は、再び問題となるに至り、労働黨の發達と相俟つて更に多くの結果を見ることゝなつた。ホキットレー委員會の勸請によるところの勞資聯合の産業協議會、工場委員會及び賃銀協定局の設置、産業裁判所、失業保險法の擴張、

炭坑及び鐵道に關する協調機關の設置、勞働者補償法の改正、勞働者住宅の建設、家賃制限法等はそれである。

しかるに戦後に於ける經濟的不況、一時的安定期を過ぎたるのちの未曾有の世界的恐慌は、英國に於ても必然的に失業軍の増大、利潤率の低下を齎らした。資本は勞賃の低下、社會政策的支出の削減によつて、利潤率の低下を防ぎ、その蓄積を進行せねばならない。こゝに資本の積極的攻勢の名の下に、社會政策的費用の大々の削減が行はるゝこととなり、いまや社會政策の危機が他の先進資本國に於けると同じく、わが英國に於ても唱へらるゝこととなつた。

いま資本の積極的攻勢として、戦後最近の段階に於て社會政策的施設乃至經費に對する反抗、削減の行はれたる事實としてその著しきものを舉げて見よう。

戦後の炭坑不況を契機として炭坑に於ける勞資の問題は益々激烈となり、その結果數回の炭坑ストライキを見たのであるが(一九二六)、その結果は勞働者の慘敗に終り、勞働時間は八時間に復歸することとなつた。更に一九二七年には勞働組合法の改正が行はれ、勞働運動激化の傾向を抑壓し、勞働者が政治運動に参加することを排し、總同盟ストライキを防止することをその目的とした。次に最近年にはいはゆるイギリス舉

國一致内閣は、メイ委員會の報告に基づき、一切の社會政策費用の削減を斷行した。その緊急財政計畫案によれば、失業保険金額の減少、期間の短縮、保険料の増加、受給資格の制限の擴張等々がかゝげられる。一九三二年度の豫算に於ては、その節減額のうち失業保険費は三千五百萬磅に達し、全額の三九・八%を占めてゐる。失業手當の一〇%の削減、掛金率の一〇%の引き上げ、失業手當支給期間の一年二十六週への限定等々。

以上英國に於ける社會政策的施設、立法の史的發展を大觀して來たわけであるが、吾々はそこに英國社會政策の一大特徴として、ひとびとと共に、直接に國家の權力的方策でなしに、勞働組合の自助的、自發的方策の他の諸國に較べて比較的に多きことを認めねばならぬであらう。もちろん各方策、立法の内容に立入つたのちにこのことはほんとはじめて立證せられ得るわけではあるが。

また英國は社會政策の祖國と云はれるほどに、その歴史は古い、後に至りては、却つて獨逸に於ける社會政策の影響を受けたことが尠くない。

終りに英國は自助的社會政策の國であると云ふも、帝國主義時代に這入つてより、更に戦後及び現今の恐慌期に於ては、勞働組合の勢力もまた、國家權力の前に退却せざるを得ぬ。漸次強權的なる國家的社會政策が色濃く出現して來るのもまた止むを得な

いであらう。

三

獨逸に於ける社會政策の發展 最も典型的なる社會政策國たる獨逸に於けるそれが發展の跡を辿らんとするに當り、例によつてその背景となれるところの獨逸の資本主義の發達、勞働運動の勃興を一瞥することから出發しよう。

獨逸の資本主義の發達は英佛のそれよりズツト遅れた。英國よりは約七、八十年、佛蘭西よりは約二十年ほど遅れたと云はれる。その原因としては、三十年戦争の創痍、獨逸國內の小邦分立、封建諸侯の殘存等々が擧げらるゝであらうが、何と云つても中世商業の旺なりしに拘はらず、近世世界市場の開拓による世界貿易、植民に基づく近世的原始蓄積の遅れたことは、その最も重要な原因であるであらう。やうやく前世紀の中葉頃（一八四八の革命）より英佛の影響を受け、獨逸の近代的産業革命は飛躍的な發展を遂げた。さうして一八六六年のオーストリアに對する戦勝、一八七一年の普佛戦争の勝利、および獨逸帝國の統一等々は、獨逸の資本主義の地盤を確定的のものたらしめた。例へば棉花の一箇年消費量は、一八四六—五〇に一六、〇〇〇噸であつたが、一八七

一—七五には一一六、〇〇〇噸になつて居り、生鐵の生産額は一八六〇年に五二九、一〇〇噸であつたものが、一八八〇年には二、七二九、〇〇〇噸となつてゐる。

こゝに注目すべきことは、獨逸資本主義が、あはたゞしくその發達、完成を急いだかゆゑに、充分に近代的ブルジョア革命、支配が確立せらるゝに至らず、なほ多くの地主、封建貴族の勢力を残したことである。したがつて獨逸資本の代表者たりし自由主義者達は、これら封建的殘存層と、或場合には、相提携しつゝ、進むを餘儀なくされた。

いまや獨逸はその産業資本主義を確立した。が同時にすでに早くプロレタリア運動の勃興に惱まされざるを得なかつた。一八六三年『ドイツ労働總同盟』(Der Allgemeine Deutsche Arbeiterverein)が組織せられたが、六五年にそれはラサール派とアイゼナツハ派とに分裂するの已むなきに至つた。後者は一八六九年に『社會民主主義労働黨』の結成となつた (Die Sozialdemokratische Arbeiterpartei)。だがその後兩派は、社會運動の初期に兩派が相對立するの不利を知り、一八七五年に妥協成立し、再び兩派は統一せらるゝこととなつた。こゝに『獨逸社會主義労働黨』(Sozialistische Arbeiterpartei Deutschland) 成立す。この際造られたるものがかのゴータ綱領であつて、それは全く調和すべからざる原理の混合に終つてゐる。だが獨逸社會運動は益々その勢力を擴張し、七〇年代には

躍進的なる發達を遂げた(一八七五年に於ける兩派の黨員合計二四、四四二、一八七七年の選舉に、合同せる黨は四九三、四四七票を得て議員席一二獲得)。

(1) 獨逸社會政策學會の誕生 右の如く一方に獨逸資本主義の飛躍的發展、從つてそれに伴ふもろもろの弊害、他方に近代勞働者の結成、の事實に當面して、如何にしてこの二者の調和を計り、以て先進資本國を凌がんとするかは、まことに當時の問題であらねばならない。かくして吾々は、そこに出現し來り、以後獨逸の資本主義並びに勞働者階級の發達に對し、極めて大なる影響を及ぼすに至つたところのこの獨逸社會政策學會(Der Verein für Sozialpolitik)を取り上げねばならぬ。

獨逸の資本主義の發達に應じて、その代表的理論たる英國古典派經濟學、およびその實踐的要求たる自由主義が持ち來たらされたことは當然である。そしてそれに對して社會主義的思想運動が相對抗的關係に於て、發達し來つたのであるが、この間にわけ入り、これらいづれにも反對して、獨逸特有の學說、政策を主張せんとするものが、すなはち獨逸歷史學派の經濟論であり、保護干渉主義であり、また社會政策學派である。これらのものは、云ふまでもなく、一體を成して居り、獨逸の經濟學、政策の上にたぐひなき影響を及ぼした。

なせこれらの思想、主張が、當時の獨逸に力強く根を張つたかの理由として、社會主義に對抗する理由は自明のこととして、しばらく措き、吾々は次の諸事情を擧げることが出来るであらう。

1 古典派經濟學の如きいはゆる極端なる抽象的普遍的經濟學の原理のそのまゝでの導入は、現實の經濟現象、特に當時の獨逸の經濟事態の具體的特質を説明するに足らないこと。

2 獨逸が資本主義國として、先進資本國たる英國と國際競争場裡に於て、相對立競争せんがためには、後れ馳せなる自國の資本主義を英國の如く、自由放任主義の下に置ては、到底英國と對抗することが不可能である。勢ひ保護主義を唱ふるの必要あつたこと。

3 獨逸の學問に於ける傳統的歴史觀、國家觀、特にヘーゲルのそれへの影響。

この歴史派經濟學は、つまり自然法則の發見に對する歴史法則の發見、或はむしろ法則學の否定、世界主義、普遍主義、絶對主義に對する國民主義、歴史主義、相對主義をその本質的特徴とする。そしてこの歴史派經濟學のその當時の社會問題、勞働問題に對する

實踐的態度が、いはゆる社會政策の名の下に現はれて來たのであり、それが集團的結成が、獨逸社會政策學會にはかならぬ。古典派經濟學の社會問題に對する態度が、運命的自由放任主義、マンチェスター主義であり、マルクス派經濟學のそれが、社會主義運動であるのに相應する。

社會政策的見解、主張は、すでに早く多くの學者によつて述べられてゐたが、獨逸社會政策學會のいよいよの結成は、一八七二年一〇月六、七日ヴァグナー、エツカルドの發意に基づき、アイゼナツハに會議を開きたるをその發端とする。それは云ふまでもなく自由主義派の『國民經濟會議』(Volkswirtschaftliche Kongress)に對抗せるものである。その時に於ける招待の範圍選擇の標準としては、『社會政策を以て人類の安寧を進め、社會全體の最大の繁榮を確保するにありと信するひとびとは、その流派の如何を問はず、すべてこれを歓迎する』の言葉が發せられてゐる。そしてこの會議に於ては、(1)獨逸工場法、(2)同盟罷工および勞働組合、(3)住宅問題が討議せられた。この會議に出席するもの凡そ百五十餘名。發起人の一人グスタフ・シユモラアは開會の辭をのべた。これ普通「Der Rede zur Eröffnung der Besprechung über die Soziale Frage in Eisenach, として知られて、有名なるものである。そこにはこの社會政策學會の趣旨が残りなく述べられてゐる。

(註) この講演はのち Zur Social- und Gewerkepolitik der Gegenwart, 1890. と名づけられて發表せられた。

社會政策學會は、このアイゼナツハの會議を創立總會兼第一回會議として、一八七三年より永久組織となつたものであつて、その會員にはロツシヤ、ワグナー、シユモラア、ヘルド、ブレンタノー、コンラード、クニース、ランゲ、ヒルデブランド、ナツセ等々の著名な學者の名が見られる。しかしてこの企畫、會議に對しては多くの反響を見たのであつたが、自由主義者の陣營からは當然に猛烈なる反對を招いた。さうして幾多の論難、論駁が兩者の間に繰り返へされた。

國民自由黨の領袖たりしハインリッヒ・ベルンハート・オツペンハイムはこれよりさき一八七一年一二月一七日の Berliner Nationalzeitung 紙上に掲げた "Manchester Schule und Kathedersozialismus" に於て、彼等の主張を目して、講壇社會主義 (Kathedersozialismus) と綽名したが、この名稱はそののち廣く一般に用ひらるゝこととなつた。

この社會政策學會に集り來りし多くの者は、當時の獨逸歴史派經濟學者およびその流れを汲めるものであつたが、しかし彼等の間に於ても、學問的研究の上に於て、また實際的諸政策提言の上に於て、いろいろと異なる態度があつた。例へばブレンタノーとシユモラアとの間に於ける見解の相違、シユモラアとワグナーとの間に於ける異見

の如きはそれである。したがつて彼等の間には常に衝突、論争が繰り返へされ、時に脱退を見ることがないではなかつた(ヴァグナー一八七六年意見合はず退く)。けれどもこれら講壇社會主義者が、或る意味に於て烏合の衆、寄り合世帯であつたと云はれ得るにしても、たゞ一つ共通點があつて彼等を相結んだのであつた。それは何等積極的な見解の提言ではなくして、たゞ當時の經濟生活を自由競争、自由放任主義に任しておくことは、到底堪えられない、だと云つて社會主義運動に走り往くことは不可能である、と云ふ消極的立場これである。いはゞ獨逸小市民的インテリの立場とも云はれ得ようか。

社會政策學會はその後、主權者、宰相、資本家、社會主義者等とときとしては相結び、ときとしては相闘ひつゝ、紆餘曲折を経て益々發展し、獨逸社會政策的施設、立法の實施、制定に對して、直接間接すこぶる大なる影響を及ぼしたのみならず、遠く他の資本國にも相似たる運動を起すの機縁ともなつたものである。

いま歐洲大戰前に至るまでの獨逸社會政策學會の發展期を敢て分別すれば、およそ三期とすることができらうであらう。

第一期 一八七三—一八八一年 初期の時代であつて、主としてマンチエスター學

派と相抗争したる時代。

第二期 一八八二—一八九〇年 國家社會主義者と相抗争したる時代(一八八八年ビスマークの社會黨鎮壓法)。

第三期 一八九二—戰前 積極的建設の時代、或はまた實際的運動より手を引いた時代。

(2) 社會政策立法の發展 さて一方に勞働運動の勃興、他方に社會政策學會の誕生ありつゝも、獨逸の資本主義はそののち益々發展の一路を辿り、遂に先進資本國英國に世界市場に於て肉迫するに至つた。がうちには益々旺んになれる勞働運動のあゆみがある。勞働團體は選舉毎に、その選出代議士を増す。この社會主義的運動の勃興に神經を惱まされつゝあつたビスマルクは、ついにそれが鎮壓のため、一八七四年『帝國出版法』を制定し、ついで一八八七年に起つた皇帝狙撃事件をきっかけとして、かの有名な社會黨鎮壓法(Ausnahmegesetz)を制定した。この鎮壓法のもとに、獨逸社會民主黨は幾多の苦難をなめたのであるが、それがためにその勢力は減退するどころか、却つて益々増大するばかりであつて、そののち選舉毎にその選出代議士の數を増して行つたのである。

いま獨逸に於ける當時より戦前に至るまでの獨逸労働組合の發達及び社會民主黨の發展を統計的に見て置かう。

獨逸自由労働組合(社民系)員の増加

年次	組合員
一八九一	二七七、〇〇〇
一八九二	一三七、〇〇〇
一八九五	二五九、〇〇〇
一八九六	三二九、〇〇〇
一八九八	四九三、〇〇〇
一九〇〇	六八〇、〇〇〇
一九〇一	六七七、〇〇〇
一九〇二	七三三、〇〇〇
一九〇四	一、〇五二、一〇八
一九〇五	一、三四四、八〇三
一九〇七	一、八六五、五〇〇
一九〇八	二、八三一、七三一
一九一〇	二、〇一七、〇〇〇

一九一一	一、三二〇、〇〇〇
一九一三	二、五七三、〇〇〇

社會民主黨の得票及び議席

年次	得票數	當選者數
一八七一	一二四、〇〇〇	一
一八七四	三五一、六七〇	九
一八七七	四九三、四四七	一二
一八七八	四三七、一五八	九
一八八一	三一、九六一	一二
一八八四	五四九、九九〇	二四
一八八七	七六三、一二八	一一
一八九〇	一、四二七、二九八	三五
一八九三	一、七八六、七三八	四四
一八九八	二、一〇七、〇〇〇	五六
一九〇三	三、〇〇一、〇〇〇	八一
一九〇七	三、二五九、〇二〇	四四
一九一二	四、二五〇、三二九	一一〇

かゝる社會的經濟的影響のもとに、獨逸に於ては、幾多の社會政策的施設、立法が實施せられ、制定せられた。社會民主黨は一八九一年最初の合法的大會をエルフルトに開き、ゴータ綱領を廢棄してエルフルト綱領を採用し、以て純正なる社會主義黨となるに至つた。が同時にまた半面當時旺んとなれる修正派の影響により漸次穩和なる改良主義黨となるに至り、従つて他の諸政黨との妥協により、以後多くの社會立法の制定に貢献することを得た。

すでに早くプロシヤには、一八三九年幼少年労働者保護法があつて、九歳以下の幼少年の労働を禁じ、十六歳以下の少年の労働日を最高十時間と定めた。これ獨逸に於ける最初の社會政策立法であること云はれてゐる。が個有の意味に於ける社會政策的立法が旺んに行はるゝに至つたのは、前世紀の後半に這入つてからであることは云ふまでもない。いま左に年表的にその概観をしるして見よう。

- 一八五三年 工場監督制(任意的、一八七八年強制的となる)
- 一八五五年 幼少年労働者保護法の擴張(十二歳以下の少年労働禁止、十四歳以下九時間の労働日)
- 一八六九年 營業法(北獨逸同盟の制定したるもの、後年帝國營業法となる。獨逸労働立法の根幹である)
- 一八六九年 賃銀差押法

一八七四年 新聞雜誌法及び選舉法改正

一八七八年 帝國營業法の改正(徒弟令、少年従業規則、強制的工場監督法となる)

一八七八年 社會主義鎮壓法(これは社會政策的立法ではないこと云ふまでもないが、社會運動、社會政策的運動に密接なる關係あるものとしてあく)

一八八一年 カイゼルの議會に於ける詔勅「社會的諸害惡の救治は、ひとり社會民主主義的無節制を制遏する方
法にのみ求むべきにあらず、ひとしく労働者の幸福の積極的促進にも求めらるべきである。』

一八八三年 疾病保險法(一九〇〇改正)

一八八四年 工場災害保險法(一九〇〇改正)

一八八九年 不具疾病及び養老保險法(一八九九改正、右の三つの保險制度はカイゼルの詔勅をビスマルクが具體化したるものであると云はれるもの、獨逸社會保險の記念塔であり、のち他の諸國の範となつた)

一八九〇年 ウキルヘルム二世即位し、兩度の勅語に於て、獨逸の國際的労働對策及び獨逸社會政策の綱領が積極的に述べられた。

一八九〇年 帝國營業裁判所法

一八九一年 帝國營業法補則(労働休養規定、少年婦人労働規定、衛生規定、賃銀保護規定、一九〇〇同補則)

一九〇二年 海員法改正

一九〇三年 疾病保險法補則

一九〇三年 黄燐マツチ製造禁止

一九〇三年 兒童労働法改正

- 一九〇四年 商業裁判所法
- 一九〇八年 營業法改正(婦人労働者及び少年労働者保護)
- 一九〇八年 結社法
- 一九一一年 帝國保險法(労働保險統一せらる)
- 一九一一年 家内労働者
- 一九一二年 職業仲介法

(3) 戦後に於ける社會政策——『社會政策の危機』 戦時はあらゆる政治運動、社會政策運動の休止期であつた。一九一八年一月社會民主黨が獨立労働黨と相結んで政權を掌握して以來、それらの運動は再び甦み返へつて來た。獨逸の労働政黨は戦後幾變轉を経たが、獨立社會民主黨の創立、獨逸共產黨の成立、及び獨立社會民主黨と多數派との合同等々、漸次その勢を増すことゝなつた。國會議員選舉に於ける社會主義政黨得票數、戦前一九一二年に四、二五〇、三二九票であつたものが、一九一九年には一三、八二六、三三八票で一八八の代議士、一九二〇年には一〇、九五一、七六八票で一九五人の代議士が選出された。全労働組合員戦前一九一三年には四百五十萬餘人であつたが、一九二〇年には千三百萬人を超えてゐる。

一九一九年すでにワイマール憲法一六五條には、『労働者及び使用人は對等の權利を以て企業者と共に、賃銀及び作業條件の統整、並びに生産力の經濟的發展に參畫するの職分を有す』とあつて、労働運動、社會政策の新原則はそこに獲得せられたのであつたが、この新興労働黨乃至労働組合の勢力の下に、矢繼早にさまざまの社會政策立法は發布せられ、労働者階級の地位は著しく増進せらるゝに至つた。ひとは當時を以て獨逸社會政策の黄金時代とさえ云ふ。いまこれら社會政策的立法、施設のうち主なるものを左に掲げて置く。

- 一九一八年 労働者保護の復活(一九一四、八、四の法律廢棄)、八時間労働制、雇人令及び團體禁止令の撤廢
- 賃銀契約、仲裁制度に關する命令
- 一九一九年 社會化法
- 同 石炭事業法
- 同 加里工業法
- 同 電氣事業法
- 一九二〇年 鐵工業取締法(右の五つの立法は悉く社會化法であつて、極めて注目すべきものであつたが、その實施の結果はあまり、かんばしからず)
- 同 經營協議會法
- 一九二二年 労働紹介法
- 一九二三年 家内労働者賃銀法

右の如き社會政策的施設、立法の急激なる發達は、さし當り國庫經費の膨脹であり、生産費の増大であり、従つてまた平均利潤率の低減である。しかるに獨逸は戰敗による一國生産力の破壊を感ずることはなほだしく、更にベルサイユ條約による莫大なる賠償金を支拂はねばならぬ。そこにかのインフレーションである。戰後の獨逸が再び資本國として立ち直らんがためには、一方に於けるこの社會政策費用の膨脹、他方に於けるこの産業の衰退の矛盾を、何とかして解決せねばならなかつた。さうしてそれを労働者階級に對する攻勢、すなはち社會政策費の削減によつて解決しようとした。こゝに社會政策の危機が叫ばれるやうになつた。一九二二年九月廿日アイゼナツハに開かれたる社會政策學會創立五十年祝賀會に於けるヘルクナアの演説をきっかけとして、その後この社會政策の危機の問題は世の論議の對象となつた。この問題について少し立ち入つて吟味することとする。

教授ヘルクナアの右に於ける講演は、『社會政策學會の過去、現在及び將來』と云ふのであるが、彼は更に八時間制に對する批評文、社會政策の理論經濟學に於ける地位に關する論文を他の新聞雑誌に掲げ、彼れの社會政策に對する新らしい見解方針を述べた。それを一言にして云へば、『最もよき經濟政策は今日一般に最もよき社會政策である』

と云ふにつきる。

彼によれば、今日まで獨逸の労働者階級は、なほ諸種の平等の權利を享受することができなかつた。しかも社會政策の進歩發展あるに拘はらず、獨逸の國民經濟はそれのために脅威せらるゝやうなことはなかつた。これ彼が從來他の多くの學者とともに、労働者階級に友情的たりし所以である。しかるにいまや事情が全く異なるに至つた。彼は云ふ――

『一九一八年十一月以來、總ての之等の關係に於て、事情の根本的變化が入り込んで來た。労働者階級は、今や公的及經濟的生活の總ての範圍に於て、同時に權利を、否一部分はより多くの權利を附與せられた。労働組合的組織及其綱領の重要なる諸點は、中央労働協議機關 (Zentralarbeitsgemeinschaft) の設立によりて、完全に、企業者側の認容する所となつた。労働黨は議會及政府に於て、強大なる影響を與へ、其社會的、經濟的及租稅政策的立法は經濟的に繁榮したる戰前の獨逸に於てすら、尙博識なる獨逸の經濟學者の眞面目なる抗議に遭遇したであらうやうな傾向を執つた。然し今やベルサイユ條約によりて、總ての經濟的思索家が、其全體の社會政策的意見及希望に根本的改定をなすべき儼然たる而かも命令的の義務を課せられたやうな状態となつて來た。疲弊せる獨

逸に對し、如何なる社會政策が、國民經濟的に可能にして而も堪え得べきものなるかを考究せらるべきである。それは、明かに、分配問題のみならず、就中生産力の昂進を考へる所の社會政策のみである。』(Sozialpolitische Wandlung in der wissenschaftlichen Nationalökonomie, Arbeitgeber, 13. Jahrg., Nr. 3, 1923. 社會政策時報第四十號佐倉氏譯文による)。

更に彼によれば、労働組合は目下の情勢に於て獨逸國民經濟上不當なる労働時間政策を固執し、それが適當なる延長に對して強硬なる反對をなすが、今日の獨逸の窮乏はこの不適當なる労働時間の短縮にあるを認めざるを得ない。もちろん八時間制が却つて最良の結果を挙げ得べき場合のあることを認めるけれども。つぎに労働組合が罷業の自由を主張し、労働爭議を制限せんとするに對し、絶對反對の態度をとることを、彼は非難する。要するに彼は一部階級の利益を以て、全體の利益を犠牲にしようとする労働組合のいはゆる非デモクラチックな態度を難するのであつて、彼はマンチエスター主義の復歸を希望せるがやうである。

このヘルクナアの主張に對しては、もちろんさまざまな反對説が現はれたのは當然である。獨逸労働組合總同盟の駁論はさることながら、顏齡の身を奮つてこのヘルクナアの主張に反したブレンタノーを見ることはいたましい。なせならブレンタノーは社會政策學會創立に参加し、しかもその發展にひとみなならぬ努力をした一人であるが、いまやその學會は für Sozialpolitik ではなくて gegen Sozialpolitik (彼れの言葉) になり終らんとしてゐるからであり、しかして恰もこの社會政策の危機の問題提出に於て、社會政策の運命は決定的に定まつたかのやうに見えたからである(ブレンタノーは一九二九年に社會政策學會から脱會した)。

吾々はこのヘルクナアに對するさまざまの駁論に深く立ち入ることはせぬであらう。こゝに問題としようとする社會政策の危機、その困難或はその没落は、このヘルクナアの見解に於てすでにその理論的代表を見出し得るからである。況んや彼は社會政策學會會員の一人であつたに於てをやである。吾々はこの社會政策の危機の問題のうち、社會政策の本質の如何なるものなるかを、端的に、そしてまた具體的に、理解し得る。社會政策の上位概念としての經濟政策(生産力の増加による利潤率の上向)はすでにしばしば吾々の説いたところである。社會政策の限界線は經濟政策によつて劃される。

以下に於て述べようとする最近段階に於けるもろもろの社會政策費目の削減、資本の労働者階級に對する積極的攻勢の問題も、つまりは、その理論的根據をこの論争の裡

に見出すことができる。それはこの理論のこのたびの世界恐慌に直面しての實現化の一過程にはかならない。

労働者階級に對する資本の攻勢、社會政策費用の削減と云はるゝが、なほ儼然たる勢力を支持する獨逸の労働政黨の前には、さう易々ごその目的が達せらるゝものではない。そこで獨逸の資本は、他方に於て、外國資本の輸入、産業合理化によつて、戦後の經濟的困難を切り抜けようとした。カルテル、トラスト、コンツェルン等の強化による高度資本主義統制の進行である。そして一先づ切り抜け得たかのやうに思はれた。それは、だがしかし、その必然的結果として、勞賃の低下、労働日の延長、労働の強化、失業大衆の産出を齎らす。

そこへかの一九二九年のアメリカ取引所恐慌に端を發するところの未曾有の世界恐慌である。世界資本主義の最も弱き環の一つであるところの獨逸資本主義は、最も早く、また最も強く、その恐慌の潮に押された。失業者は當然に激増せざるを得ない。失業手當また當然に増大せざるを得ない。いま獨逸の最近年に於ける失業者概数を擧ぐれば左の如し。

年次	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九四一	一九四二
失業總數	六六七	三、〇三六	一、三三六	一、三三六	一、九二六	三、一四〇	四、五七三	六、〇〇〇

(なほ『見えざる潜在的失業者』一百万乃至二百万ありと云はれる。)

かゝるばう大なる慢性的失業の前には、いかに反社會政策時代といへども、何等かの失業對策を構せざるを得ぬ。かくて一九二七年七月十六日、數年に互る準備的工作のうち、失業保險法が制定せられ、同年十月一日より施行された。

つぎに最近年に於て、獨逸が如何に失業手當、失業防止、救濟、職業紹介等に費やしたかを概算するに、實に尨大なる數字となつてゐるのである。

年次	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九四一	一九四二
總額	四四〇	一、七三〇	一、六一〇	一、六一〇	一、八三〇	三、六四〇		
十億マルク	一九三	一九三	一九三	一九三	一九三	一九三		
十億マルク	一、七	四、〇	五、〇	六、九	七、三	八、四	九、四	一〇、三

更に獨逸の總社會政策費用の支出額の増加を戦前と比較して出して見る。

かゝる費用の増大によつて、獨逸は他の諸國と同じく、いはゆる財政的赤字にはなはだしく悩むに至つた。この現勢の下に凡ゆる社會政策的支出の削減、わけても失業保險費用の削減が、右翼政治團體によつて主張せられて來た。こゝに獨逸フアシスト團

體登場の恰好の舞臺が展開せられ、労働團體の衰退、社會政策の現實の危機が見られることゝなつた。

最近年に於ける資本の積極的攻勢に基づくところの社會政策の危機とも目すべき現象を擧げて見んに、——八時間労働制の事實上の廢止(一八二三年權限賦與法、消費税の重課、數次の緊急勅令による失業手当及びその他の社會政策的經費の削減、言論、結社の自由の極端なる制限、労働契約の制限、労働爭議抑壓のための立法の制定等々。

さて獨逸社會政策發展の概觀を終るに臨み、それが他の諸國に於けることは異なる特徴の若干をしるして置かう。

一 獨逸の社會政策の發達は、もちろん労働組合の發展に負ふことが大であるに拘はらず、概ね國家的乃至立法的色彩がすこぶる濃い。自助的方策ははなはだ尠い。

二 その立法の整備は、何と云つても、典型的である。他國の模範となりしもの多々あるのもゆるなしとしない。

三 社會政策學會の設立ありて、社會政策的施設の實施に尠からざる影響を及ぼしたること、更に社會政策なる言葉が初めて獨逸に於て使用されたること、これまたその特徴の一となすに足るであらう。

四 社會政策とは何ぞや、その概念規定、職分、限界等々の社會政策の學問論、その科學的構造は、たゞひとり獨逸に於てのみ發達した。

四

日本に於ける社會政策の發展 我國資本主義は歐米各國のそれよりずつと遅れて生長、發達した。でそれら先進資本國の諸植民地の資本主義の發達と一味相通するところが尠くない。明治維新の革新英國について云へばちやうど前世紀の後半の躍進的時代であり、そして英國労働組合の黄金時代に當るが、我國資本主義發達の一轉機であつたことは、明治維新革命の歴史的解释のいかに拘はらず、たれしも承認せざるを得ないところである。明治維新はともかく封建的諸關係を撤廢し、それに代るに近代的社會の諸關係——私有財産制度、四民平等の自由主義等を以てし、我國資本主義の基礎的條件を造ることに成功した。かくして我日本資本主義は、そのうち明治新政府の育成庇護の下に、泰西的政治形態を攝取しつゝ、着々と近代的資本主義的生産、商業、交通、金融の諸形態をとり入れ、しばらくにしてよくその基礎をすえるに至つた。

西歐諸國に發達したところの近世的工場組織の萌芽はすでに幕末に於ても諸藩に

於て若干見られたのであるが、明治維新革命成就ののちに於て、わが近代的統一的新政府の下に、これら歐米の生産技術、工場組織は組織的計畫的に採り入れられ、奨励せられた。各種の官營的造船所、製絲所、紡績所、製絨所、麥酒釀造所等々、それから各種鑛山の開發、更には鐵道海運交通の普及發達のための保護、助成、國立銀行、日本銀行、橫濱正金銀行等の設立等々はこの時代の產物である。

そののち近代的産業の發達は(むろんそつくり外國から輸入せるものもあるが、我國の幼稚産業が近代的形態をとりつゝ發達せるものもある)更に他の諸方面に及んで行つたが、明治廿七、八年の日清戰爭前後に於て、やゝその形態をどゝのふるに至つたと見ていいであらう。

いま若干の統計によつてこのことを證明しよう。

我國紡績業の發達

年次	工場數	職工數	一日平均運轉鍾數	綿絲生産高
明治十五年	一三	—	二八、二〇四	—
同二十年	一九	—	二八、二〇四	一、一六五、〇七三
同二十五年	三九	—	二五、二三二	九、九七七、二〇八

同三十年	七四	—	四四、九九二	二六、一三四、一二〇
同三十五年	八〇	—	七一、八八八	三八、四五八、九四七

我國會社資本の發達

年次	社數	拂込資本金	社數	拂込資本金	社數	拂込資本金	社數	拂込資本金
明治十七年末	—	—	同二十二年末	—	—	同三十二年末	—	—
同二十六年末	—	—	同三十六年末	—	—	—	—	—
農業會社	六	一、三三四	運輸會社	三〇四	六、八九一	商業會社	六五四	八、九七七
工業會社	三七九	五、〇四八	銀行	一、〇九七	八七、一〇〇	取引所	三〇	一、一六五
運輸會社	三〇四	六、八九一	外、所屬不明	二四	四、七九六	合 計	二、五八九	一、五三三
商業會社	六五四	八、九七七						
銀行	一、〇九七	八七、一〇〇						
取引所	三〇	一、一六五						
外、所屬不明	二四	四、七九六						
合 計	二、五八九	一、五三三						

(以上二つとも野呂榮太郎『日本資本主義發達史』による)

更に鐵道發達の跡を見るに、明治五年度末一七哩六九鎖(東京橫濱間)同十一年度末六四哩六六鎖であつたものが、同三十一年度末には三、四二〇哩五〇鎖と飛躍的發達を遂げてゐる。

かく我が日本資本主義は日清戦争前後を以て、その第一次的發達段階を了つたのであるが、更に日清戦争後の好景氣、それにつゞく日露戦争の勝利によつて、我資本主義の基礎は更に一段と確固とすえらるゝに至り、一資本國として歐米諸資本國と相對立することゝなつた。

資本主義が確立せられ、發達せらるゝに應じて、近代工場労働者の數は増加し、またそれら労働者状態がはなはだ悲惨なる状態に陥ち入らしめらるゝことは、いづこの資本國にも共通の事實である。我國ひとりその例外的なるを得ない。否むしろ半封建的殘滓を最も多く持ち越し來れるのゆゑを以て、その状態は一層に憂うつであるとも云ひ得る。労働時間の過長、徹夜業、勞賃支拂の不備、低勞賃、不完全なる工場衛生設備、不潔なる住居等々はあらゆる資本國の初期に共通の現象ではあつたが、そして歳若き多くの女工を使用する繊維工業に於て特に甚だしいのを見るのであるが、我國は他の資本國に對して決して劣らざる數々のこれら悲惨なる女工の労働史を殘してゐる(例へば綿絲紡績職工事情、織物職工事情、生絲職工事情等を見よ)。

右の如き事情にせまられて、労働者側に於ける反抗、闘争は、すこぶる人道的、無秩序的であり、そしてしばしば急進的であり、要するに原始的であつたと云はねばならぬにして、ろ、すでに日本資本主義の端初から發生したのであつたが、日清、日露の兩戰役を経たる後に於ても、なほ近代的労働運動の形態を以て立ち現はれるものは殆んどなかつた。近代的労働運動がそのほんとの姿を以て現はれて來たのは歐洲大戰後のことに屬する。

それゆゑに我國初期の社會政策的事實のはなはだみすばらしい姿、それからその基調のなほ極めて低調なることも、従つてかゝる状態に影響せられてゐると云はねばならぬであらう。それは強力なる労働運動の後援を缺き、すこぶる人道的色彩に彩どられてゐる。

さてかゝる状態の下に、これら見るに堪へざる労働者状態に刺戟せられ、更にまた當時勃興し來れる人道的急進社會主義の、當時の状态としては、餘りにも行き過ぎたと思はれるその中に立ち、資本主義はこれを維持しつつ、それに伴ふこれら諸弊害を可及的に除去しようとして現はれたのがかの社會政策學會の結成である。我國に於ける社會政策の發達を顧みるについては、何としてもこの學會の誕生、發展の跡に一顧をおしみてはならぬであらう。當時は我國經濟界が獨逸の歴史學派すなはち獨逸社會政策學者連の學的影響を受けしこと最もはなはだしき時代であつたが、このことがこの

日本社會政策學會成立の一素因であつたことは認めねばならぬにしても、更に當時の我國經濟事情が獨逸社會政策學會誕生の獨逸と恰も相似たる状態にありしこともまたその基本的理由として挙げられねばならぬであらう。

さて我國社會政策學會誕生の機縁は、明治二十九年（一八九六）東京市神田區今川小路王泉亭に於て、同好の者相集りて獨逸工場法の輪講を爲したるに始まる。同三十三年に社會政策學會創設せらるゝこととなり、同四十年以來毎年その大會が開催せらるゝこととなつた。それに參加するもの主として當時の各大學、専門學校の教授達であつて、すこぶる講壇的色彩の強いものであつた。その綱領はすこぶる明晰なるものであつて、あくまでも社會改良主義を一貫せるものであつた。その趣意書に云ふ――

『近時我邦ノ産業ハ長足ノ進歩ヲ爲シ國富ノ増進著シキモノアリ、コレ余輩ノ大イニ悦ブ所也。然レ共之ガ爲ニ貧富ノ懸隔稍ヤクソノ度ヲ高メ、隨ツテ社會ノ調和次第ニ破レントスルノ兆有リ。殊ニ資本家ト勞働者トノ衝突ノ如キハ已ニソノ萌芽ヲ見ル。余輩思フテコ、ニ至ル毎ニ、未ダ嘗テ悚然タラズンバアラズ。今ニシテ之ガ救濟ノ策ヲ講ゼズンバ、後日臍ヲ噬ムモノレ或ハ及ブコト無ケン。般鑑遠カラズ夫ノ歐洲ニ在リ。於是乎余輩等相集ツテ本會ヲ組織シ、此問題ヲ研究セント欲ス。』

『余輩ハ放任主義ニ反對ス。何トナレバ極端ナル利己心ノ發動ト制限ナキ自由競争トハ貧富ノ懸隔ヲ甚ダシクスレバナリ。余輩ハ又社會主義ニ反對ス。何トナレバ現在ノ經濟組織ヲ破壊シ資本家ノ絶滅ヲ圖ルハ國運ノ進歩ニ害アレバナリ。余輩ノ主張スル所ハ現在ノ私有的經濟組織ヲ維持シ、其範圍内ニ於テ箇人ノ活動ト國家權力トニヨツテ階級ノ軋轢ヲ防ギ、社會ノ調和ヲ期スルニアリ。此主義ニ基キテ内外ノ事例ニ徴シ、學理ニ照シ、社會問題ヲ講究スルハ實ニ是レ本會ノ目的ナリ。敢テ此ニ趣意書ヲ草シテ、江湖ノ諸子ニ告グ。』

（註）社會政策學會辯明書（明治三十四年）

『前略』近時我邦に社會主義を標榜せるものあり、此の時に當つて世間動もすれば社會主義と社會政策との間に畫然たる區別を立つることなく、余輩の主張する處を以て社會主義と混同するものあり。願ふに社會政策の趣旨たる穩當着實にして毫も社會の秩序及び國家の安寧と相戻る所無きに反して、社會主義は現在の社會制度及び國家組織を破壊するに非んば到底實行すべからざるものなることは、學理の一定せる處にして社會主義者も亦之れを承認せり（中略）

現在の經濟組織の基礎を爲すもの二あり、曰く自由競争曰く私有財産是れなり。此二者に對して公共の利益國家の必要に應じて相當の範圍に於て之を制限するは近世國家の當然爲すべきの任務なること固より疑を容れざる所なり。然れども主義上より又理想の上より此二者に向つて打撃を加ふるものは、即ち現在の經濟組織を破壊せんとするものなり。且つ夫れこの二者は經濟進歩の最大要件な

り。今若し現在の社會に於て、現在の人類に對し、之を除去せよと言ふものあらば、是れ吾人の經濟生活を以て原始時代に復歸せしめんとするものに非ずして何ぞや(中略)

社會主義者は其宣言に於て幾多の綱領を列記せり、其中に就きては余輩の夙に主張したる處のものあり、例へば工場法、職工組合、消費組合の如し。抑も是等の綱領は社會主義者の理想とせる所の土地資本公有の主義と何等の關係なきものたり、然るに彼等が採つて以て其綱領となせし所以は他なし、彼等は其主義たる架空の臆説にして到底實行する能はざる事を發見し、遂に余輩の主張するものを取り之を以て其旗幟に銘するに至りしのみ、是れ實に社會政策は社會問題を解釋する唯一の方法たることを證明するものに非るか。余輩が工場法と云ひ、職工組合と言ひ、労働保險と云ひ、各種の社會政策を主張するは、是等の方法に非んば社會問題を解釋する能はざることを確信せるが爲めなり。夫の社會主義者の如く其理想と其綱領と全く相背馳するは余輩の取らざる所なり云々(島田三郎氏、『社會主義概評』明治三十四年十月の附録による)。

社會政策學會はそののち毎年大會を開き、諸々の社會問題について討議論争し、或はその結果を公刊し、以て本邦社會政策の發展に對し、直接間接多大の影響を及ぼせしことは大いにこれを認めねばならぬ。しかるに歐洲戦争後や、急進的なる社會思想、社會運動勃興し、漸次勢力を得るに至つてより、社會政策學會の活動は従つて消極的となり、大正十三年第十七回の大會以來休止の有様であつたが、一昨昭和八年に至つて事實上解散せらるゝことゝなつた。

この間に獲得せられたる最も主要なる労働者保護立法はかの工場法である。この我國工場法は明治四十四年三月に至つて初めて制定せられたが、六年のち大正五年九月一日に至つて漸く實施さるゝことゝなつた。我國工場法の生誕するに至るまでの過程はまことに苦難の歴史と云はるべきであつた。

我工場法案は、明治三十一年政府工場法案を起草し、農商工高等會議に諮問したるに始まる。が企業者側の反對の熾烈なるものあり、或は修正せられ、或は一時全く頓挫したが、同三十五年には政府によつて工場法要綱が發表せられ、朝野の意見を徴することゝなつた。のち日露戦役のため一時この法案は押へられてゐたが、戦後同四十年に至つて、社會政策學會の第一回大會はこの工場法問題を討論の題目としてとり上げた。

かくして同四十三年一月第二十六議會に政府案として工場法案は提出せらるゝことゝなつた。もちろんさまざまな反對論が資本家側から出たのであり、その勢力の下にこの案は撤回されるの運命に遭つた。翌四十四年の第二十七議會に再び新なる形となつて提出され、これは遂に兩院を通過することゝなつた。が内容は更に一層微温的なるものとなり、下り、施行期日の定めもなく、はなはだいかゞはしいものであつたが、兎も角大正五年九月一日より漸くにして實施せらるゝことゝなつた。そののち大正

十二年この工場法は改正せられたが、これまた同十年七月一日に至つて漸く實施せられた。

なほこの工場法のほか、鑛山労働者に關しては明治二十五年の鑛業條例及びこれに代はる明治三十八年の現行鑛業法があり、その細目に亘る規定は、大正五年の鑛夫勞務扶助規則に制定せられてゐる。

日露戦争を契機として我國資本主義は第二の發達段階に這入つたものゝ如く、大體に於て輕工業時代から重工業時代に移行したと云ひ得らるゝであらう。更に歐洲大戰を轉機として、この推移は一段と進められた。輕工業に於ても質的發達の大きいに見るべきものがあり、各種の重工業——造船、車輛、機械製作、電氣、瓦斯、諸鑛業等々の著しい躍進は云ふまでもなく、金融、交通の範域に於ても劃期的の發達を遂げた。我國は世界市場に於て一個のなほ弱小ながら益々生長しつゝある資本國として登場し來つたのである。むろん労働人口は増加する。勞資間の利害の衝突は顯はにされ、労働爭議は旺んとなる。さまざまな近代的思想、運動はいなあうなしに押し寄せて來る。日本の社會運動は未だ嘗つて見ざる所の活氣ある姿を以て立ち現はれて來たのである。かかる状態に支配されつゝ我國はこの間若干の社會政策的立法、施設を獲得したが、それ

は他の資本國のそれと比較して較べものにならぬほどに幼稚であり、また數も尠い。

(註) 労働者數の發達。

年次	工場數	平均一日使用人員(職工)	
		男	女
明治四十四年	一四、二二八	三一七、三八八	四七六、四九七
大正元年	一五、一一九	三四八、二三〇	五一五、二一七
同 二年	一五、八一	三七五、五九六	五四〇、六五六
同 三年	一七、〇六二	三一八、六六七	五三五、二九七
同 四年	一六、八〇九	三五〇、九七六	五五九、八二三
同 五年	一九、二九九	四五八、六三二	六三六、六六九
同 六年	二〇、九六六	三六七、八四四	七一三、一二〇
同 七年	二二、三九一	六四六、一一五	七六三、〇八一
同 八年	四四、〇八七	八六五、四三九	九一一、七三二
同 九年	四六、一五〇	八七一、三七七	八七一、二一四
同 十年	四九、七五四	八九七、五七三	九二三、二〇三
同 十一年	四六、四二七	八三四、三一四	八五六、七〇五
同 十二年	四七、七八六	八三八、一九七	九二六、九三六
同 十三年	四八、三九四	八五九、七八三	九二九、八三五

(明治大正國勢總覽五四〇頁)

戦後の安定期を経て、世界は一九二九年の世界恐慌に見舞はれた。世界の各資本國共になほそれから脱却し得られないのが現状であるが、我國も同じくこの世界恐慌より何とかして援出ようとしてさまざまな打開策に腐心してゐる。かゝる世界恐慌の重壓の下に於ける我國労働者状態、労働運動の傾向が良からう筈はない。最近すこぶる霸道的なるインフレーション政策によつて若干の産業が偏向的に潤つてゐるが、むしろこの景氣が全産業部門に亘つたり、更に永續性を有ち得るであらうことを考へることはできぬ。大量的失業群の依然たる存在、強大資本國に見ざるところのたぐひなき低賃、農村の極端なる疲弊、等々の前に於て、そして他面軍備費の逐次的激増の下に於て、我國社會政策的費用、施設が漸次狭ばまれて行く、乃至は尠くともその増大せる需要を充たし得ないのではあるまいかとの危惧を抱くものは、ひとり筆者のみではないであらう。

いま最近年代に於ける我國社會政策的立法發展の跡の一斑を左にかゝげて置く。

職業紹介所 (大正十年)

黄燐マツチ製造禁止法 (大正十年)

健康保険法 (大正十一年)

労働組合法案 (大正十五年) 初めて政府案として提出されたが審議未了となる。

労働争議調停法 (大正十五年)

救護法 (昭和四年)

労働者災害扶助責任保険法 (昭和六年)

入營者職業保険法 (昭和六年)

労働者災害扶助法 (昭和六年)

本論前編

第七章 生産的活動——労働

一

序言 經濟學上に於て労働概念の吟味は、幾多の意圖乃至意義を有つであらう。それはわけても價值交換價值の問題に關聯して論せらるゝであらう。がこゝではこの問題とさし當り關係なく、社會政策學、労働法學更に労働科學等の主要なる基本概念として、すなはち吾々もろもろの生活要品の生産活動として、取扱はれる。

吾々は常に何等かの生産關係、組織のうちに於てのみ、そして現今に於ては、云ふまでもなく資本家的生産關係の下に於て、生産活動に従事しつゝ、吾々の日常生活必需品を獲得するのであるから、吾々は生産的問題を問題とする限り、そこに入り込む生産關係、組織を問題とせざるを得ないのもちろんのことである。この生産組織が生産活動に及ぼす諸影響をよく理解し乍らも、一先づこの組織を離れて、生産活動それ自體を吟

味することも可能であり、同時にまたいろいろの學問的便宜があるやうである。更に吾々のこゝでの課題は、さまざまのいはゆる社會問題、労働問題であるが、それらは皆労働者階級の狀態、地位、利害の問題に、直接、間接觸るゝものであり、そしてこれら労働者階級の諸問題は、つまるところ、多かれ、少かれ、生産的活動、労働にその基本的出發點を有つてゐる。各種の労働問題は云ふ迄もなく、労働時間の問題であれ、失業問題であれ、社會立法の問題であれ、比々みな然り。それでこゝにいよいよ本論として、さまざまの具體的なる労働問題、社會政策問題の吟味に入るに臨み、先づ最初に、社會關係、生産組織からひと先づ捨象されたる労働——生産活動それ自體を取上げることとは、まさに自然であると思はれる。なほ本論のうち前編に於ては主としてこれら諸問題の本質的、抽象的なるものが取扱はれ、後編に於ては顯現的、具體的なるものが問題とせられる。讀者は本書の全構成に於て、問題は抽象的なるものから具體的なるものへと漸次經昇り行く學問的意義をよく理解すべきであらう。

二

生産に於ける労働の重要性 吾々が生産的活動を爲す場合には、つねに土地、資本及

び労働のいはゆる生産の三要素が缺くべからざるものとせらる。この主張は或る意味に於ては便宜であると云ふものゝ、決して生産の本質を充分に説き得たるものと云ふを得ない。否寧ろ人々をして誤解に導く恐れがある。吾々はこゝでは生産の關係資本の關係、労働の關係等々の社會關係を一先づ措いて生産問題を問題としようとするのであるから、資本、社會關係を生産の要素とする右の立場から離れて、吾々は差し當り、人間的労働力の持ち主として、自然そのものに對立して見よう。そこで吾々は労働の生産過程に於ける重要性が如何なるものであるかを見得るであらう。

吾々は、生産に従事する場合、何は兎も角、まづ諸種の自然に對立し、或はそれに圍繞せらるゝを見る。土地、各種の原料、補助材料、更に労働手段の材料もまた。吾々人間もまた廣い意味では自然物である。がこゝでは人間はひと先づ他の自然物と相對立するものとして論を進める。

吾々人類は土地その他の自然の物件をば、自己の需要に適するやうに加工、變形せしめんがために、自己の精神的肉體的能力、すなはち労働力を使用し、展開することによつて、その目的とする生活必需品を獲得する。これ生産活動である。この場合、人間はもちろん自然の影響の下にあるが、自然が積極的に人間に働きかけるわけではない。人

間は自己の能働的なる労働のゆゑに、自然に積極的に働きかけ、いはゆる自然を克服し、それを自己の需要目的に適合させる。この人間と自然とが相對立し、相關係する場合、この二者の間に於ける代謝機能を媒介し、調節し、管理するところが労働である。労働は、だから、いはゆる人類生活の永久的なる自然的條件である。それなくして人間の日常生活は考へ得られぬし、人類の文化發達は所期せられ得ない。

この實踐的労働生活は吾々の他のもろもろの文化的實踐的生活の基礎的生活である。このなんでもない三才の童子にもわかり切つたがやうに思はれる事實も、しかしながら、吾々が一層複雑なる文化現象を問題とする場合、しばしば忘れ勝ちのやうに思はれる。社會政策的諸事象の闡明に、特にこのことの重要なるは云ふ迄もない。

さて吾々は、かやうにして、生産的活動を爲す場合、つねに自然物件であるところの労働對象と一度人間の労働を経たる労働手段、そして人間労働の三つの要素を見出す。この場合さし當り資本的關係が問題の外に置かれてゐることは既に述べた通りである。

この三つの要素のうち労働及び労働對象は、兎も角自然物として與へられたるものであるが、労働手段は人類社會の歴史的所産である、と一應云ひ得られる。労働手段の發達如何は、同時に生産力發達の指標であり、従つてまた文化發達の跡を示す、と云はれる。

このことは事實であらう。労働手段の社會、經濟の發達に於ける重要性は、たればとも疑ひ得ないであらう。經濟上の各時代を區別するものは、何が造られるかではなくして、如何にして、如何なる労働手段を以て造られるか、と云ふことである——も事實であらう。
行ハレル知ル社會の關係、指テ示スルニ

これらのごとくが事實であるに拘はらず、労働それ自體が積極的なる基本的力として、その生産活動に於て占むる重要を吾々は高調せねばならぬ。私は生産活動のこれら各要素の間に重要性の段階をつけることに反對する。だが吾々の經濟的、文化的發達に對して、基本的なる力、要素として労働を擧げることが決して右の立言を妨げるものではない。労働手段も人間労働によつて初めて造られた。労働の休止は同時に社會文化の休止である。

労働は人類生存の第一義的なる條件であつて、或る意味に於て、人類そのものを造り出したるものは労働であると云はれるほどである。「労働と社會とは人類がそこから發達し來つた歴史の子宮である」、と云はれ、また「人類の歴史は人類の労働史である」

とも云はれる。こゝで労働がいゆる肉體的労働をのみ意味せず、精神的労働をも意味することはもちろんのことである。

この労働の重要性を説いたものは、古來尠しとしないが、特にこのことを學問的に高調したのは英國古典學派に始まる。古典派經濟學の始祖アダム・スミスの左の言葉はすこぶる有名であつて、人口に膾炙せられてゐる。

『The annual labour of every nation is the fund which originally supplies it with all the necessaries and conveniences of life which it annually consumes, and which consists always either in the immediate produce of that labour, or in what is purchased with that produce from other nations.』(W. N. Cannan's ed., I. p. 1.)

『The real price of every thing, what every thing really costs to the man who wants to acquire it, is the toil and trouble of acquiring it.

Labour was the first price, the original purchase-money that was paid for all things. It was not by gold or by silver, but by labour, that all the wealth of the world was originally purchased :……』(ibid., pp. 32-3.)

何故に近世に於て初めて、かく労働の重要性が唱へらるゝに至つたか、以前と雖も勞

働が吾々の生活に重要なものであつたことに變りがないではないか、この疑問が當然に起らざるを得ない。吾々はこれに答へて云はう。労働はもともと社會労働であり、孤立的なるものではあり得ないが、特に近世の社會的交通、すなはち世界的規模に於ける人類の相互交通によつて、この労働は一段とその重要性を獲得し、以て近世資本國の國富及び文化の泉源たるに至つたからである。まことに近世生活に於て初めて社會は發見せられたと云はれるほどに、吾々は近世生活に於てあらゆる交通、交換、協業、分業を通じて、ほんとの労働の社會化——社會的労働を見る。この近世的意義に於ける社會的労働の意義および重要性の發見乃至認識はスミスの最も偉大なる學問的功績である。

三

労働の意義 労働とは何か、については、古來幾多の學者がさまざまの解釋、説明を爲してゐる。こゝに問題となるところは、云ふ迄もなく、いはゆる労働の經濟學的意義であつて、その生理的、生物學的意義ではない。前者と後者とが全然無關係的であると云ふのではないが、こゝでの當面の問題は労働の自然科學的概念規定でなしに、その文化

科學的乃至社會科學的概念規定である。私はいま經濟學上に於て労働概念を吟味するについて、この便宜として、それを主觀的に規定しようとする態度と客觀的に規定しようとする態度とに敢て分別して論を進めよう。

(a) 主觀的態度をこるものに於ては、労働を爲す労働者自身の主觀的感情に労働概念規定の重心が置かれる。第一に労働とは主觀的に苦痛を伴ふ力作 (painful exertion) であると定義することによつて、動物の力作から區別しようとする。けだし動物には主觀的感情たる苦痛の感情はこれを考へることができないからである。しかして彼等に於ては、苦痛を伴ふと云ふ場合、この心理的主觀的な苦痛と云ふことが肝要らしく思はれる。何となれば例へば労働する労働者の感ずるところの苦痛は、力作そのものから生理的に自然的に生ずる苦痛でなしに、寧ろ社會的、心理的、主觀的に感ずるところの苦痛であるからである。そこで人間の力作に於ても、たゞ客觀的に、生理的に苦痛を伴ふにすぎない力作は、主觀的に苦痛を伴ふ力作すなはち労働から除外しようとする。遊戯と労働との通常の區別はこれである。遊戯にもその種類により、またその程度をすぐれば、生理的苦痛を伴ふことはもちろんである。更にいはゆる労働にも生理的苦痛の必らずしも伴はないものもある。

次に右の區別とともにはしばしば採らるゝところのもう一つの區別——それは力作の目的如何によつて區別づけようとするものである。力作の目的がその力作自身にある時は遊戯であり、それが力作以外にある時は労働であるとせらる。すなはち遊戯とは遊戯そのことの爲めにせらるゝ力作であるに對し、労働とは労働そのものゝ爲めにではなく、他の目的に達する手段としてせらるゝ力作である。一は自目的力作であり、他は手段的力作である。一は目的在內活動であり、他は目的在內活動である。この區別はこのまゝでは、區別の標準を客觀的に置いてゐる。

更に右の二者を相關聯せしめ、目的在內活動は目的が在內たるのゆゑを以て、通常心理的主觀的に苦痛を伴ふものであるから労働であり、目的在內活動はそれ自身が目的であるから、通常心理的、主觀的に苦痛を伴はない、だから遊戯である、とするものがある。いまこの點についての代表的なるジュヅオンスの労働の意義を掲げて置かう。

『労働とは一部若くは全然將來の利益を目的として行ふ精神、肉體の苦痛なる力作なり。』小泉信三氏邦譯、經濟學純理、一八六頁

『労働とは在外的目的を達する手段として營む苦しい力作なり。』(福田博士、國民經濟講話、五八四頁)

(b) 右に述べたるところの労働概念は多くの學者のところであるが、それに對してはさまざまの非難が可能であると思はれる。

(1) 主觀的苦痛を伴ふか否かによつて遊戯と労働とを區別するはどうかと思はれる。主觀的苦痛を伴はない労働の存在もまた考へられるからである。現代に於ては労働は概ね資本の支配下に於て行はれ、自己の創意的なる労働の行はれることは尠ない。そこに多くの苦痛の伴ふところの労働が存在するのは事實である。だが労働それ自體は必らずしも常に苦痛(主觀的)を伴ふものとは限らない。生理的に適當なる程度に於ける人間の力作が常に必らずしも苦痛を伴はないのはもちろんとして、主觀的に苦痛を伴はない劳作にして労働の範疇に入るべきものがある。例へば自己の欲望目的のためにする農園に於ける自己の劳作の如し。労働と遊戯と區別することの當否乃至重要な問題は兎も角として、この區別はたゞ労働の一側面を説明するにすぎない。極言すれば遊戯的(主觀的苦痛を伴はざる)労働もまた存在し得る。

(2) 目的在內活動と目的在外活動との區別標準もまたおかしい。目的が外にある場合に於ても遊戯が成立つであらう。健康を増進せんがためになすテニスの如きも、遊戯たることに變りはない。また目的が内に在る場合にも労働が存在するであらう。

労働遊戯の區別は、その力作それ自身の性質如何による。けれども右の區別標準にそれぞれに附屬する諸特質は、吾々の規定せんとするところの労働の一側面をよく説明せるものであることは否定できないであらう。

さて労働とは吾々の生活必需品を獲得せんがために、自身の行爲によつて、自然との間に代謝機能を媒介し、調節し、管理するところの過程である。短言すれば、それは吾々日常生活要品獲得行爲であり、生産活動である。それは労働者の固有なる生命活動であり、固有の生命表現であり、創造的力でもある。

労働は吾々の脳髓、神経、筋肉、感官等々の支出であること云ふ生理學的事實に基づいてゐるが、決して個々の自然的なる自然科學的對象ではない。それは社會現象である。けだし人間労働は何等かの社會關係のうち、に於てのみ行はれるのであり、しかして吾々はたゞかくの如き社會的労働をばこゝに問題としてゐるからである。

こゝに労働と呼ぶるところの人間力作、活動の目的は吾々の慾望充足物、生活要品の自然からの獲得、生産にある。直接に右の目的にたゞさはらざる人間の活動は、嚴密なる意味に於ける労働ではない。がこれに準ずるもの、乃至附屬的なるものである。

更に人間労働の一特徴は合目的的活動である。動物の力作はこゝに云ふ労働では

ない。いはゆる労働に家畜の作業をも包含せしむる學者もあるが、かくの如きは労働概念の理解をあいまいならしむる惧れがある。

右に規定したる労働——生産的活動の場合、苦痛が伴ふのをつねとし、また労働それ自體が在外目的たることを普通とする。がそれらは前にも述べたる如く、労働の一面をそれぞれに説明したるものであつても、決して労働の本質をよく明らかにせるものではない。労働それ自身には、明るい方面と、暗らい方面とが、苦痛と愉快とがそれぞれに随伴する。

かゝる意味に於ける労働は、つねに何等かの労働對象(自然)と相對立するものであるが、更にこの二者の間に這入り來り、前にも述べたるが如く、人間の労働をその對象たる自然に傳へることを役目とする労働手段がある。吾々の生産活動の歴史に於て、すでにその端初から何等かの形に於ける労働手段があつた。フランクリンは人間を *tool making animal* と呼んだ。

この労働手段は、その成立の根源に溯れば、また人間労働と自然との結合に外ならぬものであるが、一度出現したからには、吾々の労働に諸種の影響を及ぼすことになる。特に労働手段が道具より機械に移行するに至つてからは、この労働手段と労働との關係は複雑となる。労働手段が労働生産力を増加せしむるに至ることは云ふまでもないが、そのほか労働の主體者たる労働者に種々の肉體的衛生的影響のみならず、また社會的影響を及ぼすことになる。この點については吾々は後章詳しく觸れる機會を有つであらう。

終りに現今の資本家的社會に於ては、労働者は原則として雇傭労働者である。彼等は直接生産物を獲得、生産せんがために労働に従事するのではない。勞賃を獲得せんがために労働する。こゝに正當なる、本質的なる労働過程をいがめるさまさまの事情が出て來る。例へば労働に伴ふ主觀的客觀的苦痛の増大、労働に對する興味の減退、労働者の固有の生命表現であり、創造力である労働の本質的性格の消失等々。各社會形態に於ける労働の種々なる具體的性質、變質については、次章に於て説明せらるゝところあるであらう。

四

労働の種類 労働はもろもろの視點からいろいろと分類せらるゝであらう。普通に説かるゝ種類、區別を擧げて置く。

精神的労働と肉體的労働 この區別は程度の差と云ふことも出来るが、労働に主として精神的、神經的エネルギーを費すものを精神的労働と云はれ、主として肉體的、筋肉的エネルギーを費すものを肉體的労働と云はれる。生産の發達に伴ひ、労働者の智的支出の割合が漸次増大し來り、労働者の熟練、智識、技術等々の重要さが増大して來る。労働と云へば肉體的労働のみを意味すと考へる如きはもちろん問題ではない。この區別はしかし本質的の區別と云ふを得ない。

熟練労働と不熟練労働 最も重要な區別であらう。如何なる労働にも多少の熟練なくして行はれるものは尠い。が労働に特殊の技能を必要とするもの、従つてそれが修得に若干の費用のかゝるものは熟練労働であり、然らざる平均的なるものは不熟練労働であると云へる。複雑労働と單純労働と云つてもよい。労働の量的評量が問題となる場合、熟練(複雑)労働は不熟練(單純)労働に還元せらるべきである。と云はれる。

例へば熟練労働の一日は不熟練労働の二日に匹敵すとせらるゝが如し。精神的、肉體的労働の區別は大體に於てこの區別に相應するが、全く同じでないことに注意すべきである。例へば肉體的労働にして熟練労働たる場合もまたあり得るからである。機械の發明、使用によつて、労働過程が益々複雑となるに至つたが、同時に労働者の勞

働が單純化されて來たことを注意すべきである。單純労働、不熟練労働の餘地は漸次擴大され來つてゐる。不熟練労働者として女子、幼年労働者の使用が増大され得るに至つた所以である。なほ熟練労働者は、或る一定の労働、職業に固定せらるゝがゆゑに、轉業の自由が充分でないの不便がある。

生産的労働と不生産的労働 この區別は古典的であつて多くの人々がしばしば口にする。だがそれが意味は決して簡單ではない。アダム・スミスが資本の蓄積に關聯していろいろと説明したのであるが、彼に於てもこの概念規定は明瞭ではない。況んやその他の多くの學者に於て、片面的なる誤解に充てる解釋が見出されることは怪しむに足りない。この労働の區別標準には二つある。その一つは労働がその上に加へらるゝ目的物の價值の増加せらるゝや否やによつて區別するものであつて、價值の増加せらるゝものを生産的労働と云ひ、増加せざるものを不生産的労働と云ふ。製造労働者の労働と、奴婢の労働の如し。その二つは労働が商品(生活資料)を生産するや否やによつて爲される區別であつて、商品を生産する労働を生産労働と云ひ、商品を生産せざる労働を不生産的労働と云ふ。商品製造労働者とその他のいはゆる自由労働者みんな——牧師、軍人、教師、文人、俳優、音楽家、官吏等々。前者の區別は資本の収益性に關聯

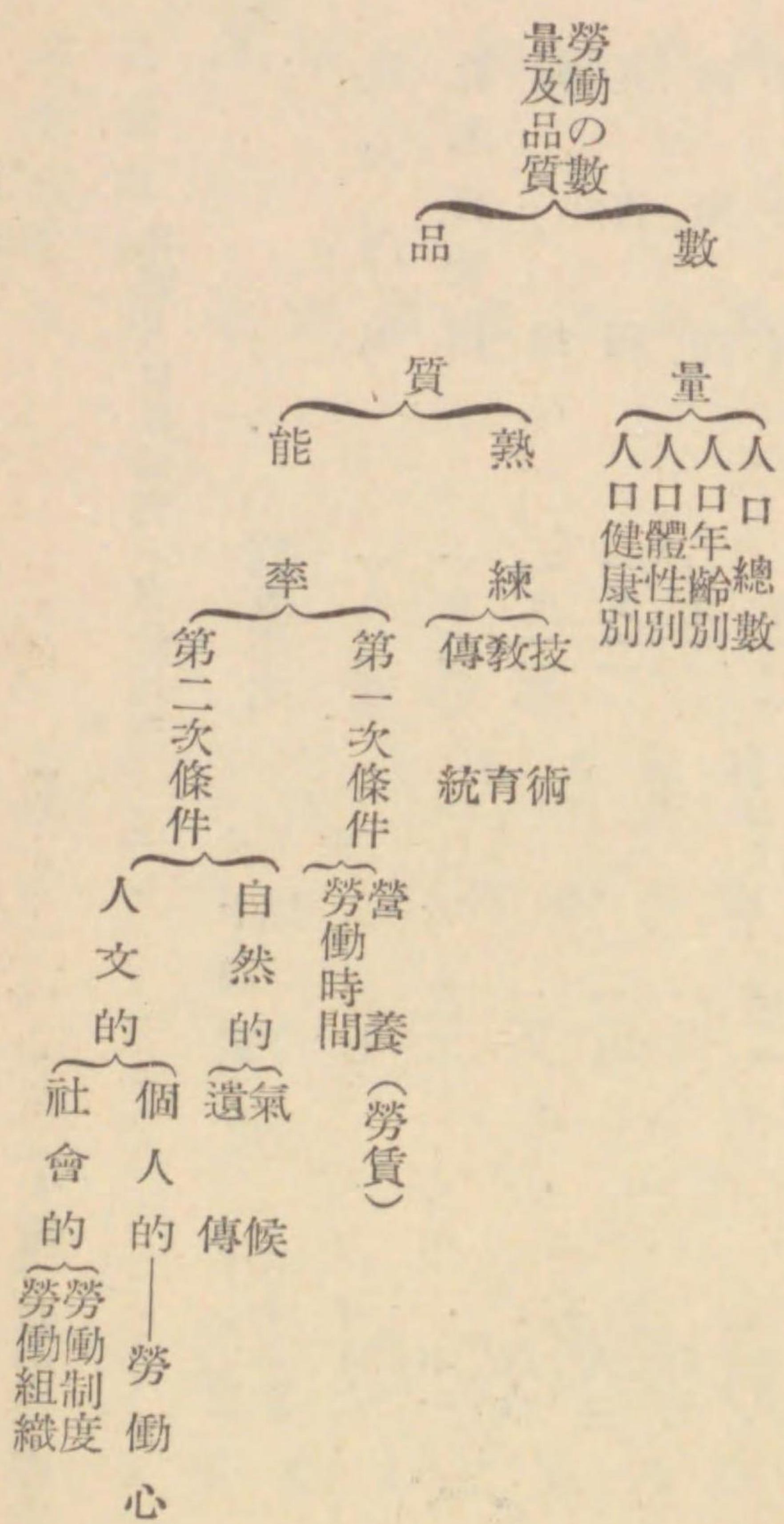
せるものであり、後者の區別は資本の収益性に關係なく、非資本家的意味に於ての區別である。(Smith, A., Wealth of Nations, Cannan's ed., I. pp. 313-4) どちらの區別もそれぞれに意義を有つてゐる。場合場合に使用して差支がない。いはゆる不生産的労働も吾人に効用、利益を齎すがゆゑに生産的である。生産的労働ならざる労働なし、だからこの區別は無用であるとなす學者もある。この種の生産概念に基く無用説は兎も角として、労働は生産的活動であるとの吾々の根本的命題からして、労働に不生産的労働あるべき筈がない、この立言も可能であるであらう。自由労働者の労働は労働ではないと云ふべきが如くに見える。だが生産的労働こそ純粹なる意義に於ける労働であるが、自由労働者の労働は生産的活動を助長し、援助し、またはそれによつて養はれ、それに寄生する等々の事實により、それに附屬的、第二義的なる労働として、私はこの古典的區別を残して置くに何等差支がないと思ふ。

なほ労働には産業の部門に従つて農業労働、工業労働、商業労働、交通労働等々の區別、社會制度の如何によつて、奴隷労働、農奴労働、雇傭労働の區別、その他の區別もあり得る。

労働には以上の如く、各種の労働があり得るわけであるが、こゝには研究對象の性質のゆゑに、一般自由労働者は云ふ迄もなく、企業家、支配人、高級使用人、高級技術者、小使等々は問題のほかに置き、主として資本家社會に代表的なる雇傭労働者(主として工業労働者)が問題とせられる。

五

労働の數量及び品質 一國の生産活動の發達がその國に於ける労働の大小及び品質に依存すること多きは疑を容れぬ。かくて労働の根源たる労働力の數量的及び品質的吟味が興味ある問題となる。こゝにはそれが概観を見ることが出来る。



各國人口年齢別(百分比)

調査年次	以十四歳下	十五歳至五十九歳	六十歳以上
日本内地	三七	五六	七
北米合衆國	三二	六一	七
獨逸	二六	六八	六
英吉利	二八	六三	九
佛蘭西	二三	六三	一四
伊太利	三一	五八	一〇

(大體、福田博士『國民經濟講話』に據る)

(統計學—森數樹氏、労働統計)

十五歳以上五十九歳までの人口、我國最もその割合悪く五割六分、獨逸最もよくして六割八分を占む。

人口の體性別について見んに、人口總數のうち女子人口の占むる割合少きことは労働人口數の比較的多きことを物語る。我國(昭和五年調査)は女百に對する男の比は一〇二・一、アメリカ合衆國(一九二〇年調査)は一〇四で女に對する男の比多く、英國九四、獨逸、佛蘭西共に九七、伊太利(一九二一年調査)九七・三、北アイルランド九三・八とその比はす

こぶる劣勢である。移植民事情、歐洲大戰の影響がそこに見らるゝであらう。

人口健康別による労働人口の大小の意義はまた自明である。不具、廢疾、精神病患者、不治の病者のなるだけ尠からんことは當然に望まれる。

最後に總人口數より事務技術、資本家を取除きたる純粹の労働人口數の我國の統計を左に掲げて置かう。

我國労働人口(百分比) (大正九年調査)

本業百に付労働者	總人口百に付労働者其從屬者
總數	三七、〇
農業	三三、八
水産業	四四、〇
鑛業	八二、二
工業	五四、九
商業	一六、五
交通業	五三、七
公務自由業	二〇、一
其他有業者	九三、四

我國內地總人口は五五、九六三、千人、本業者は二七、三七八、千人(四割九分)從屬者(本業者に屬して、職業なき家族)は、二八、八五千人(五割一分)である。本業者中無職獨立者を除きたる二六、六〇六千人を職業上の地位によつて三階級に分つと、業主八、九五八千人(三割三分)、職員一、五一五千人(六分)、労働者一六、一五三、千人(六割一分)となる。

六

労働能率(労働強度)の問題

Arbeitsleistung, Arbeitsintensität, efficiency, intensity of labour の譯

語としてのこの問題と労働生産力(Productivität der Arbeit, Productivity, Productive power of labour)の問題とは密接なる關係にあるにしても、當然に二つの別の問題であり、區別して論ぜらるべきに拘らず、しばしば兩概念が混同せられてゐるのを見る。テイラーの科學的管理法(Scientific management)及びその流れを汲めるものに於ても、この事實を見る。

しからは労働能率とは一體何か? 労働能率とは一定の労働時間に一定の生産條件の下に於て支出せらるゝところの労働の分量またはその割合である。すなはち労働力固有の力の支出の量またはその率である。しかるに労働生産力とは労働力、労働

手段、労働對象、社會關係が相結合して生ずるところのなんらかの物質的生産物の量の謂である。労働生産力はもろもろの自然的、社會的條件に依存する。労働者の熟練、技術、社會組織、土地、鑛山の豐饒の程度、労働の協業及び分業、資本の集積、生産の規模等々。

だから労働生産力は生産諸條件の發達程度に従ひ、同一量の労働が同一時間内に、或は多量或は少量の生産物を供給するのであつて、その増減大小は全然これらの生産諸條件に依據してゐる。しかるに労働能率は労働生産力如何を決定する一要素ではあるが、労働力それ自身によつて決定せらるゝものである。もちろん労働能力はそれ自身の理由——營養、時間、教育、修練、體質等によりて影響せらるゝほか、他の生産要素例へば労働手段の發達程度如何によりさまさまな影響を受ける。機械の應用、協業、分業の進化によつて、おのづから必然的に労働の程度が促進されるが如きその一例である。

労働能率に及ぼす諸影響のうち最も主要なるものは、營養と労働時間とである。營養の不良が、すなはち勞賃の大小が労働能率の大小に及ぼす影響は云ふまでもなく、更に労働時間の長短が労働能率に比例的に影響を及ぼすことは原則的に云はれ得る。一個の生物學的法則であること云はれ得るほどに自明であらう。これらについては後章詳しく吟味するところあるであらう。

労働能率の第二次条件についてもものちほど觸れる場合あるであらうが、労働能率の勞賃の高下に對する關係についても詳しく論ずるつもりである。

第八章 近世労働關係

一

近世労働關係の發生 労働は吾々人類の自然に對する基礎的實踐活動であるが、吾々が労働する場合、單に個々の的に自然と交渉するのみではない。つねに何等かの人ととの關係——社會關係に入り込むことによつて労働する。吾々にはたゞ社會的労働、生産のみが考へられ、問題とせらるゝにすぎない。しかしてそこで労働生活が行はれるところの労働組織、労働關係は不斷に變遷發達するものであり、靜止し固定するものではない。従つていま吾々の問題としようとする現代の労働關係がまた歴史的發展の所産たることは云ふまでもない。かくてこの現代の労働關係、組織を歴史的發展過程に於て吟味しようとするのがいまの吾々の課題である。労働の行はれる労働關係は同時に生産關係であるが、そしてそこには資本關係ももちろん含まれるのであるが、こゝでは生産關係の一面面として労働關係を見て行くこと云ふ態度をこらう。

後にも詳しく述べるであらうが、現代の基礎的労働關係は、云ふまでもなく、生産手段

の所有者たる資本家(企業家)が一定の資本を以て労働者を雇傭し、それに對して一定の勞賃を支拂ふ代りに、そこで生産せられたる生産物は全部資本家の所有に歸すると云ふ仕組である。生産手段、生産物に對する労働者の無所有的關係、一定労働時間に於ける労働に對する報酬すなはち労働力の代價たる勞賃——この二つのモメントが現代労働關係の本質である。それは現代生産關係の本質の一説明に外ならぬ。

この現代の労働關係は如何にして發生、成立するに至つたか。このことは現代資本家的社會の成立過程を明らかならしむることによつて答へられる。

さて近世資本家的社會が成立せんがためには、二つの要件が充されてあらねばならぬ。一方に資本家の手にすでに或程度以上の貨幣が蓄積されてゐること、他方に労働力の外に何物をも所有せず、それを賣却することによつて漸くその日を糊するところのいはゆる自由労働者群の存在すること、すなはちこれ。他の言葉を以てすれば、資本家的社會の發生條件として、労働の對象的手段が労働より分離し、非労働者たる資本家に所屬することが何より必要である。そしてそれには資本家側に一定程度の貨幣の存在を必要とする。労働者はかく生産手段より引き離されたるがため、みづから労働に従事するを得ない。労働力を資本家に賣却することによつて勞賃を得、その日の生

活を支持して行く。貨幣の蓄積がなければ生産手段の獨占的所有は不可能であるし、自由に雇傭せらるゝ労働者の群がなければ、資本家的生産過程の進行しようもない。

(a) こゝではその一要素である貨幣の蓄積すなはち資本の原始的蓄積の過程には深く這入る必要がないであらう。でホンの一瞥を與へんに、第一に、

(イ) 中世時代に於ける同業組合の親方、獨立の手工業者、及び職人等の若干が除々に蓄積したるところの資本により小資本家に轉じ、家内工業の形に於て、漸次近代的資本家の相貌を勝ち得るに至つたことは疑を容れぬ。だがかかる方法による資本の蓄積、近代的工業資本家の發生が大したものではなく、當時の世界市場の需要に應じ、近代資本家的社會の成立に大なる役割を演ずるにはすこぶる縁の遠いものであつた。

(ロ) 中世商人の手に蓄積せられたる高利貸附資本と商業資本が次に數へられる。十字軍の東征以來伊太利の諸都市を初め北ドイツ、フランスの諸都市の商業は益々隆盛に赴き、そこに中世都市、自由都市の盛況を見るに至つたものであるが、これら諸都市に於ける中世商人が手工業者を壓倒して、可成りに莫大なる貨幣を蓄積したことは事實である。新に海港、舊都市、ツンプト制度の手の届かざる平地に、續々これら商人の勢力の下にマニユファクチュアが設けらるゝに至つた。この資本は(イ)のそれに比ぶれ

ば、その重要さは問題にならぬ程に大であつたであらう。がなほそれは近代的資本の原始的蓄積の本源を成すものではなかつた。

(ハ)十字軍の東征以來、東方諸國に對する興味が惹起され、それら諸國との交通を試みんとする企劃は、磁石の發見、天文學の進歩と相俟つて旺んに行はるゝに至り、遂にコロンブスの亞米利加大陸發見(一四九二)、バスコダガマの希望峰廻航(一四九七)、マガリエンスの世界一周(一五一九)となつて現はれた。かくて印度、アフリカ、アメリカとの交通路が開かれ、これら諸國の富源獲得及び市場獲得のため、歐洲の諸國が如何に相競争したか、そしてこれら諸國が如何に莫大なる富を蓄積するに至り、以て近世資本家的社會の成立に寄與したかは、近世植民史の吾々によく教ふるどころである。すなはち世界市場を目的とするなかば海賊的なる商業戰である。ひとは次の段階に於ける工業に於ける産業革命と對比して、商業革命と呼ぶ。スペイン、ポルトガル、オランダ、英吉利、佛蘭西のもろもろの植民地に於けるこれら商業的活動は、まさに近世資本の原始的蓄積の本流を成すものである。

(b) 他の一方のモメントたる近世無産労働者の發生過程はどうであるか、先づ——
(イ) 工業部門について見んに、封建制度の下に於ける工業形態は同業組合(Craftguild、

Trust)である。同業組合は徒弟、職人、親方より成り、この三階層は階級を構成すると云ふよりは、むしろ一個人の生活に於ける三階段を成すものである。そして徒弟から職人、更に親方と云ふやうに、一定の期間、一定の修業を経つゝ昇進するのが慣はしである。この同業組合制度は、濫に競争を防止し、技術の低下を防ぎ、その獨占的地位を擁護したものであつて、同一の生産方法によるとか、原料の分配を爲すとか、製造所の制限を爲すとか、労働の制限を爲すとか、更に價格の統制を爲すとかによつて、存在し得たのである。この下に於ける生産方法は手工業生産であつて、顧客の注文を待つて初めて仕事に従事したものである。徒弟、職人、親方の間は、極めて家族的のものであつた。

しかるに人口の増加、需要の増進を見ると同時に、同業組合に來り投ずるもの益々増加したために組合員間の競争は漸次激烈とならざるを得ない。その結果將來親方となるべき職人の數を制限する規約を制定せざるを得ざるに至り、親方、職人、徒弟の關係は、一種の終身的に固定せる階級制度と化した。三階層間に於ては從來の如き家族的親和の精神を缺ぐこととなり、また組合員間の競争も激烈となり、親睦共榮の實はやうやく失はれるに至つた。

かくの如き企業の獨占、制限は、益々増進し來れる人口、従つて生ずる需要を充分に満

すに足らざるのみならず、また當時漸く勃興し來れる諸種の科學的發見發明を生産力の發達の方面に振り向けることを妨げる。要するに多數の労働者を使用し、もろもろの科學的發見發明の結果を應用し、企業の規模を擴大し、以て増加し來れる需要を充すの必要と、その力が迫り來つたに拘はらず、同業組合制度それみづからが存續し行かんがためには、以上の方途に出づることは到底不可能であつた。

右の如き事情の下に於て、最早昇進の望みを失ひたる多數の人々は、これら組合員たること、乃至はその親方たることを絶望して、他の職業に就かざるを得ない。その一部は他の地方に出向き、そこにみづからの新開地を開拓し、各自組合を造るに至つたが、その大部分は生産手段から遊離されたる多數の近世無産労働者として、近世資本家的成立の基礎的役割の一部を演じた。

(ロ)次に農業方面について見よう。中世の農業制度は莊園制度、農奴制度であつて、農民は農奴として一定の土地に於て一定の生活を支持せられ、保護せらるゝと同時に、みづから生産する農産物の幾分を領主、諸侯に貢献し、或は賦役に服したものである。この制度はすでに早く第十四世紀の頃までに大體廢止せられ、農奴は解放せられた。その後これらの解放せられたる農民は、いろいろと封建的色彩に蔽はれてはゐたものゝ、

その實多くは自作農、自作農兼小作人となり、他方村落の共同耕地の權利を有つてゐた。しかるに當時貴族、領主等は、その貢賦、農民に對する苛斂誅求を以ては満足し得られなくなり、都市の市民に倣ひて商品の生産者たらんと欲し、羊毛や穀物その他農産物をば販賣の目的を以て生産し、以て貨幣を獲得しようとした。そしてその方法は？ 土地の農民からの收奪これである。

いま英國について見れば、當時英國に於ては羊毛の生産が旺んであり、羊毛工業の盛大と共に、その價格は騰貴し、従つて羊毛耕作は益々多くの利潤地代を得て、はなはだ割の合ふ企業となつた。かくして羊毛耕作は、各種の方面に刺戟を與へ、商人、地主、領主、諸侯は競ふて土地を求むることゝなつた。そこに行はれたのがかの十八世紀後半期に於て頂點に達したところの圍込運動(Enclosure Movement)である。

一七〇〇——一七六〇年の圍込條例(Enclosure Act) 二百以上、圍込面積三十萬エーカー以上

一七六一——一八〇〇年 條例二千、圍込面積二百萬エーカー以上

一八〇〇——一八五〇年 條例二萬、圍込面積二百萬エーカー以上

この圍込條例の發布の結果は、悲惨なる多數の農民追放である。全然賠償を得ることができなかつたものもあり、またたとひ賠償を得ても到底履行不可能の條件の下に

於てゝあつた。

この圍込運動の結果は農村に於ける多數の無産賃銀労働者群の發生であるが、更に彼等の地位を悪化せしむるに至つた二つの原因があつた。

(1) 耕作方法の改善 農業生産力の増加を來したが、それだけ農業労働者の過剰を生ずることゝなつた。

(2) 工業に於ける革命 當時英國に於ては織物、紡績工業は、往々同一家庭の小規模農業と相併立して行はれてゐた。彼等は一方の仕事が不況なる時は、他方の仕事に轉ずると云ふやうに、農業と工業とを併せ行ふ慣はしであつた。純粹の農業者はきはめて尠かつたのである。しかるに産業の革命はこの種の家内工業を轉覆せしめたのであつて、この種の生産方法の下に於てその日を糊してゐたところの多くの農民はその職を奪はれることゝなつた。しかも農村には農民人口は過剰である。勢ひ職を求むべく都市に向はざるを得ない。

かくして農村よりはじき出されたる多數無産農民が、職を求むるため、當時の工業中心地へ群をなして上つて行つたいはゆる農民向都の運動は、歴史家によつて、すこぶる悲惨に描かれてゐる。がこの向都の農民群こそ近世産業の基礎的工事の役目を演じたものであつた。

なほ近世の賃銀労働は、共同労働(原始共產社會)奴隷労働(ギリシヤ、ローマ)、農奴労働(中世封建社會)の過程を経て發達し來りしものなることを附記して置かう。

右に見たやうに近世資本家的社會は、資本の原始的蓄積、無産労働群の發生によつて初めて成立したるものであるが、労働者がそのうちに於て労働に従事する近世労働(生産)形態たる工場工業も亦さまざまの變遷を経て來てゐる。生産的労働を問題とする限り、この生産形態の發達を無視するわけには行かぬであらう。労働が生産形態の變遷より受くる諸影響はまた無視するを得ないであらう。

中世に於ける生産形態は手工業である。同業組合制度の下に發達した。生産者自ら労働手段、原料を用意し、自己の仕事場に於て、顧客の注文を待つて生産に従事するものである。彼は獨立の生産者であるが、その規模は概ね小である。この生産形態は家内工業、マニユファクチュアの勃興するに及び、漸次壓倒さるゝに至つたが、現今と雖もなほ或る特種の工業に於てこれを見る。顧客の個人的趣味を充たすが如き職業、例へば仕立屋、奢侈品、精密器具の生産に於てさうである。獨立生産者であるがゆゑに、その

労働は概ね創意的であり、また健康的であつたと云ひ得る。

家内工業(問屋制度)とは商人が手工業者に労働手段、原料を前貸し、手工業者はそれらの損料、原料の代價を差引きたるものを賃賃として受取ると同時に、その製造品を商人に引渡し、商人はこれを消費者に賣却するによつて利潤を得ると云ふ方法である。その特徴とするところは生産者と顧客との間に仲介商人、企業家が介在するに至つたと云ふことである。それは註文生産ではなくして、市場生産に變つてゐる。それは手工業者の資力、その工業規模にてはもはや應じ切れないほどに、市場が擴大され、需要が増大し來つたことを語る。近世商業資本主義時代の初期の工業形態である。この場合生産者はすでに一種の賃労働者に變つてゐる。現代に於ても或る種の工業品の生産に行はれてゐる。第十六世紀に於て主として繊維工業に於て旺んに行はれた。

家内工業の更に一步發達したものが工場手工業、すなはちマニユファクチュアの形態である。従來の家内工業者を場所的に、一つの工場に集め、従來よりもより計畫的に、合目的に作業せしめる形態である。そこでは分業が特徴的に行はれる。近代工場工業と異るところは未だ機械を使用せず、簡單なる道具のみを使用し、依然として家内工業に於けると同じく手工的であることである。アダム・スミスの分業に於けるピン

の例證はまさにマニユファクチュア形態の下に於けるそれである。この形態の量的普遍性は兎も角として、近代工場工業の發生的基本形態である。十六世紀の中葉より十八世紀の後半まで歐洲の各地に於て行はれた。この形態に於ける手工業者はこゝに完全なる賃労働者となつてゐる。しかも部分的専門的労働者となつてゐる。従つてまた漸く婦人、幼年労働者が使用され始めることとなる。

このマニユファクチュア形態の一層の發展物が近代工場工業であつて、それは機械の使用によつて特徴づけられる。近代労働者の本質、特徴は、この近代工場工業に於て見られ得る。これらについては引續く各章に於て詳かに論せらるゝであらう。

二

近世労働及び労働關係の本質 以上近世労働關係、更に労働形態の發生過程を見て來たが、吾々はそれによつて近代労働者關係及びその下に於ける近代労働の如何なるものなるかをいくらか推測し得らるゝであらう。こゝでは更に立ち入つてこれらの問題を吟味して見たい。

現代社會の最も主要なる規範的、實踐的原則は、云ふまでもなく、自由平等の原則、自由

放任主義である。あらゆる個人は企業の自由、労働の自由、所有の自由、移轉の自由その他等々の自由を享有し、法律的に確保せられてゐると云はれてゐる。労働者が労働に従事するか否か、如何なる労働に従事するか否かは、彼れの自由的判斷、意圖によつて決定される。この點について、奴隸の労働、農奴の労働とはおのづから異なるところがあつた。近代労働者が自由労働者と云はるゝわけである。このことは契約の自由によつて法律的に規定せられてゐる。自分の労働力を賣らうと賣るまいとは、労働者の自由意志にかゝることであり、それを買はうと買ふまいとは資本家の勝手であり、雙方の合意が成立したる場合、そこに法律的に平等なる雇傭契約關係が発生する。そこには労働者の完全なる人格の自由があり、彼は對等の權利者として立つ。

そこでは労働者は完全なる自由の下に、平等の權利の享有者の如く見える。がひとたびこの法律的關係の蓋をめぐれば、そこにはなほ自由ならざる、被支配的なる、從屬的なる労働關係を見出すであらう。社會政策的施設、立法の必要なる所以である。

奴隸、農奴には日常生活の心配はなかつたが、賃労働者はさうではない。彼は生産手段の所有から離れると同時に、また日常生活の確保からも引き離された。彼れの所有するものはたゞ彼れの労働力である。彼はそれを賣却することによつてのみ、やうや

くその日の生活を支持することができぬ。労働者は何でもかんでもそれを賣却せねばならぬ。それは自由どころではない。致命的なる不自由である。

いまこれを労働力の性質について見る。労働力は近代社會に於ては一つの商品の如く賣買されると云はれる。だが労働力は普通の商品とはその性質を異にする。

第一に労働力は他の商品の如く販賣を目的として生産せられたものではない。それが生産は人間の致富衝動によつて行はれるものではなく、人間の生殖本能によつて自然的に行はれる。第二に労働力はその賣手たる労働者と不可分的に結合してゐるがゆゑに、他の商品の如く、(a)賣れるまで待つことができない。蓋しかくしては労働力は生活資料の缺乏のために、労働者と共に死滅してしまふからである。(b)労働者の給付は同時に労働者の人格を拘束する。(c)それは蓄積せらるゝことができない。(d)内容に増減せしむることによつて労働の調節をすることができない。(e)移轉、運送に不便を伴ふ等々。(拙著、勞賃學說の史的發展、三九五―七頁)

かくして労働者はどうしてもその労働力を賣らねばならぬ不自由のほか、その唯一の賣るべき労働力にもさまざまの不自由さが伴ふのがわかる。

いまこの近世的なる労働、労働關係をその先行の労働、労働關係と對比して見よう。

最も原始的なる共同労働關係は別として、そののちに發達したのが奴隷労働である。それは古代社會、特にギリシヤ、ローマ時代の主要労働形態であつた。支那、日本にももちろんあつた。近代に於ても黒人の奴隷賣買があつたが、それは近世資本の原始的蓄積に部分的に與かつたものであつて、決して近世の代表的労働形態ではない。奴隷は所有者の完全なる所有物である。全人格はあげて所有者たる主人に屬する。人格もなく、自由もない。いはゞ物と同然である。従つてそれは自由に所有者によつて賣買せられる。所有者は奴隷をいはゞ飼養する代り、労働させて、その收穫物を全部自分の有とする。奴隷生活の悲惨なることは多くの歴史、小説、物語のよく語るどころであるが、そしてそれは事實に相違ないが、しかしそれは所有者の一所有物であるから、所有物としての保存の心掛は常に忘れられなかつた。最低程度の生活の保證は奴隷生活の一特徴である。主として捕虜、債務不履行、遺棄せられたる小供等々の原因によつて、奴隷は發生せられたのであつたが、古代社會は全くこれら奴隷の労働の上に立つてゐた。ローマの文明、奈良朝の文化、みな當時の奴隷労働にその基本的泉源を有つてゐる。けれどもこの奴隷労働は自主的創意の下に行はるゝ労働ではない。すこぶる壓制的、支配的なる労働形式である。その労働能率は従つて低い。社會の進歩に伴ふさまさま

な需要に應ずるには不充分である。ローマ文明はかくして崩壊し、中世封建社會がこれに代つた。

こゝでは奴隷制度に代つて農奴制度が發生する。農奴は奴隷の如く、全人格、全人間生活をしばられることはない。その部分的隷屬が特徴である。或る一定の土地に附屬せしめられ、土地の賣買と共に賣買せられる。領主に對して一定の強制労働(賦役、貢納の義務が課せられる。ロシアの農奴、ドイツ地方の『ヘーリゲ』、『ライプアイゲンシヤフト』、イギリスの『サーフダム』などは、史上に於て有名である。この農奴の生活に於ても、日常の生活の維持に困ることは尠い。失業の状態はこれらの場合にこれを見るを得ない。かくて結論的に云ふことができる——強壓的、非自由的なるこれら奴隷、農奴の労働生活は労働能率、従つてまた労働生産力は大したものではなかつたが、日常生活の維持はこれを保つことが出來た。しかるに最も自由的であり、最も強壓の尠いやうに思はれる現代の労働生活は、時として労働能率、生産力大なる點に於て、前二者の比ではないが、時として大衆的失業を生むことによつて、却つて労働者の生活は不安定であり、しばしばより悲惨でもある。

さてこの從屬的労働關係の法的表現は、民法の雇傭契約であつて、それは労働力のも

るもろの販賣條件、事情を法的に規定してゐる。それには従事する労働の種類、労働條件、労働の場所、労働時間、其他、労働の報酬、労働力の販賣價格、労働期限等々の原則的規定が含まれる。『雇傭ハ當事者ノ一方ガ相手方ニ對シテ、勞務ニ服スルコトヲ約シ相手方ガ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニヨリテ其效力ヲ生ズ』(我民法第六百二十三條)『勞務者ハ契約シタル勞務ヲ終リタル後ニ非ザレバ報酬ヲ請求スルコトヲ得ズ。期間ヲ以テ定メタル報酬ハ其期間ノ經過シタル後之ヲ請求スルコトヲ得』(我民法第六百二十四條)、『當時者ガ雇傭ノ期間ヲ定メザリシトキハ各當事者ハ何時ニテモ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得。是ノ場合ニ於テハ雇傭ハ解約申入ノ後二週間ヲ經過シタルニ因リテ終了ス。期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ、解約ノ申込ハ次期以後ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得。但其申込ハ當期ノ前半ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得。六ヶ月以上ノ期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ、前項ノ申込ハ三ヶ月前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス』(我民法第六百二十七條等々)。

労働者の團結運動特に労働組合が旺んとなるに至り、各先進國に於ては、我國に於ても最近年に於てしばしばまた労働の團體的契約(賃率契約または集合取引)が行はるゝことゝなつた。これは労働者の從屬的關係の弊害の若干を是正しようとする趣旨に出づるものである。がそれは本來的には雇主と労働組合との任意的協約であるから、法的拘束力はこれを缺ぐ缺點があつたが、最近に於ては、ドイツを初め多くの歐洲諸國ではそれに法的拘束力を帶はしむる傾向にある。にも拘はらずそれはこの労働關係の本質的關係を廢除するものではあり得ない。また各種の社會立法にも、この労働契約關係に若干干渉し、それが弊害を防がんとする諸規定が見出されるが、これまた近代労働の從屬的關係の基礎的規定の廢除に觸れるものではない。

かゝる近代の從屬的労働、労働關係よりして、現代に於て労働問題乃至社會政策的問題として、さまざまのこれら労働に關聯せる問題が起り來るのは當然である。吾々のこゝでの課題はすなはちこれであるのであるが、いま極めて概括的にこれらの労働問題、乃至はこの労働關係に隨伴するところの諸弊害を豫め述べんに――

労働力の保護、増進の視點からしては、近代的工業、機械、分業、原料、補助材料等々より直接、間接に來るところの諸弊害を除かんとするの對策が試みられる。工場衛生設備の改善、災害防止の方法、休息、療養の機關の設置、改善、労働者住宅の改良、労働者營養の問題等々。労働時間の延長に對する抗議もまた労働力の保護、増進の視點からも見られ得る。婦人、幼年労働問題もまた間接に一國労働力の保護、増進の問題にかゝはり、更に

一つのいはゆる人道問題を構成する。この労働力保護の問題は當然に直接的には労働者そのもの、利害問題であることは明らかである。

労働賃銀の支拂條件、方法、労賃の形態に對しても亦立法的干渉が可能である。すでに各種の弊害が生じ來りし時は、またこれに對して諸々の對策を講せねばならぬであらう。諸種の社會保險、それから大衆的失業に對する失業保險、職業紹介所その他の救濟策の如きこれである。

更に労働者が自助的に團結力を以て、その地位を改善せんとする各種の組合、團體に對する立法、政策もまたこゝに數へられねばならぬ。その一々の問題は後章に於て吟味せらるゝであらう。

第九章 労賃形態

一

序言 いはゆるもろもろの労働問題、社會問題をよく掘り下げて見ると、その多くは結局労働者の労賃問題に歸着するがやうである。労賃支拂の形式、方法の如何の問題は云ふまでもなく、労働時間問題もまたさうであるし、最低労賃制度の問題はもちろんさうである。更に失業の問題が労賃問題に觸れるところが多い。婦人、幼年労働問題もまたこの問題に關聯する。さまざまの社會政策的施設もまた廣い意味にての労賃問題に含まれていゝ。労賃問題、労賃政策が、社會政策問題を取扱はんとするに就て、はなはだ主要なる地位を占むる所以である。

先づ第一に現代の労働組織の下に於て、労賃は如何なる形式の下に支拂はるゝか、の問題を取上げる。労賃支拂の形態 (Methods of wage, Lohnmethode, Lohnformen) の如何によつては、當然の労賃の支拂が時として欺瞞され、妨げらるゝことがあるであらう。また徒に労働者を刺戟、誘惑、競争せしめ、その労働能率を上げしむるが如き支拂形式は、資本の

利潤の増大に役立ち、且つ労働者の勞賃を一時的に多からしむる効果あらんも、労働者の健康を害し、労働力の永續的な保護發達にもどることとなり易い。勞賃支拂の形態に對しさまざまの改良方策が試みらるゝわけである。最初に基本的勞賃形態を吟味し、ついでそのやゝ變改せられたるもろもろの形態に移ることとする。

二

時間拂勞賃と出來高拂勞賃

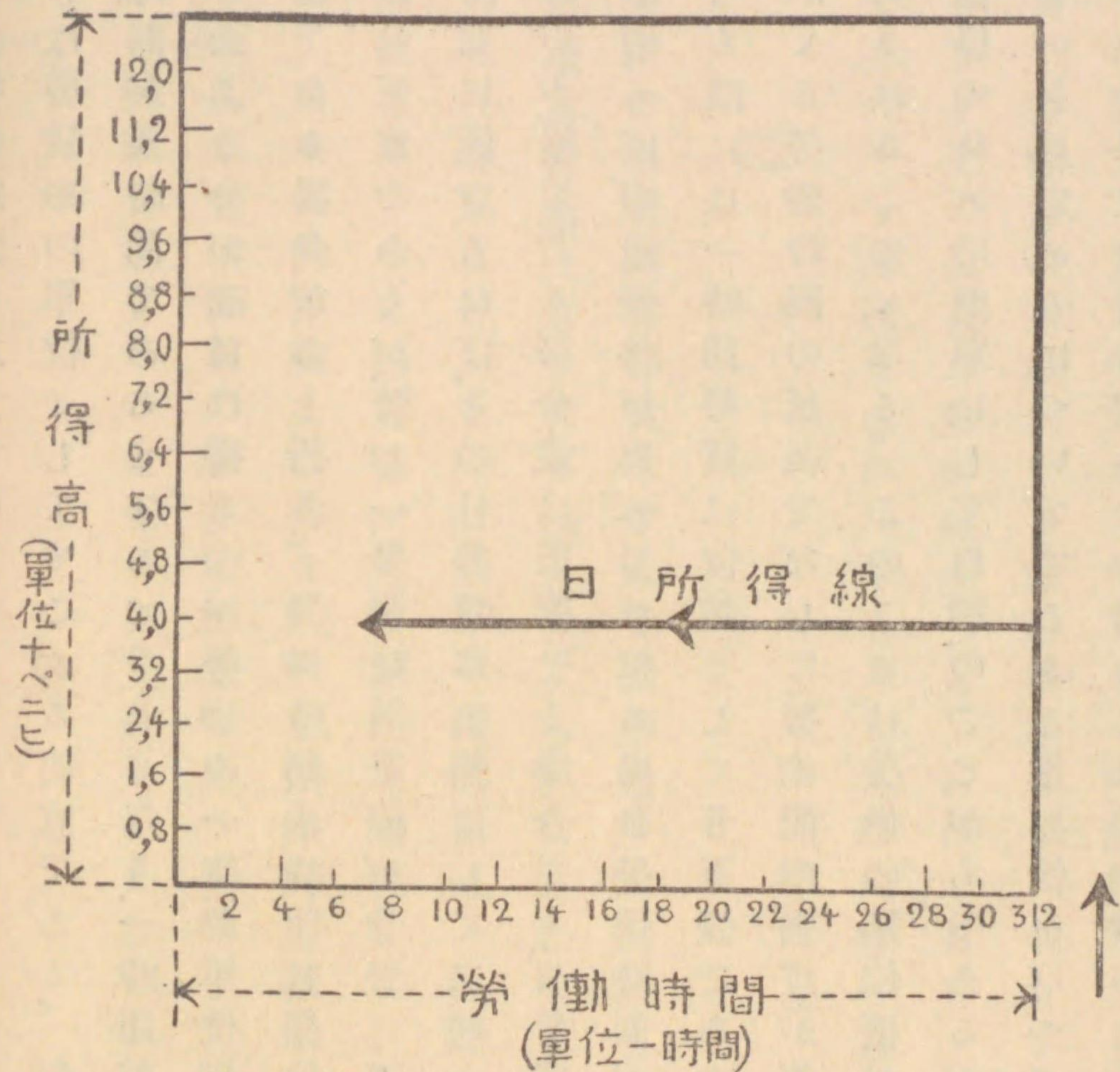
勞賃支拂形態の二大基本形態は時間拂給 (Time-wage, Zeitlohn) と出來高拂給 (Piece-wage, Stücklohn, Akkordlohn) とである。後者はまた個數拂勞賃、請負勞賃、效程勞賃なども呼ばれる。時間拂は一定労働時間を標準として支拂はれる勞賃形態であつて、日、週、月等一定の期間の區切りによつて日勞賃、週勞賃、月勞賃等があり得る。出來高拂勞賃とは、爲されたる生産高を標準として支拂はれる勞賃形態である。この二形態は勞賃の基本的形態であつて、さまざまの他の勞賃形態はみなこのいづれかの勞賃形態をその土臺としてゐる。そしてこの二形態は極めて密接なる關係にある。

さてこの時間拂形態は、初期の勞賃形態であり、また最も簡單にして、本質的なもの

である。いま労働時間を以てその日の勞賃額を割ると、毎労働時間の勞賃額(率)が出て来る。それは勞賃率の單位としてすこぶる便宜である。例へば一日の勞賃が二圓であり、労働時間が八時間であるとすると $2/8$ となり、一時間勞賃は廿五錢である。さうするところ云ふことが云はれ得る。(a) 労働の一時間單位價格が低落しても、日勞賃、週勞賃が不變である場合があり得る。労働時間八時間、日勞賃が二圓である場合、一時間勞賃單位は廿五錢であるが、若し一労働時間單位が廿錢に下落しても、労働時間が八時間より十時間に延さるれば、その日勞賃は依然として二圓である。(b) 次に一労働時間の單位價格が不變である場合、或は低落せる場合でも、日勞賃、週勞賃が増大することもあり得る。例へば右の條件が與へられたる場合、労働時間が延長されて、八時間から十二時間となる時には、一時間勞賃は依然として廿五錢であつても、一日勞賃は三圓となる。またかゝる労働時間の延長でなしに、労働能率(強度)が強めらるゝ場合にも、同様に勞賃は増大されることとなる。このことは労働の單位價格と労働時間と總勞賃との密接なる關係の極めて簡單にして自明のことからであるが、眞に支拂はれる勞賃がいづこにあるかを見定めるについてすこぶる重要性を有つてゐる。

なほ一労働單位の價格が小なる場合には、労働者が自分の生活を維持せんがため

第一圖 時間拂制



(Bernhard, L., Lohn und Lohnungsmethoden, Handbuch der Staatswissenschaften, 3 Aufl., Bd. VI, SS. 516-521 に據る。またグラフの文字は福田博士「社會運動と勞銀制度」に據るところが多い。以下同じ)

に、益々多くの労働時間働かざるを得ざることを、なり、労働時間が延長せらるゝに至ることは自然である。が更に労働時間の延長は、結局に於て労働者の總勞賃高を減少せしむることとなる。これは現今失業救濟策の一つとして、なるだけ

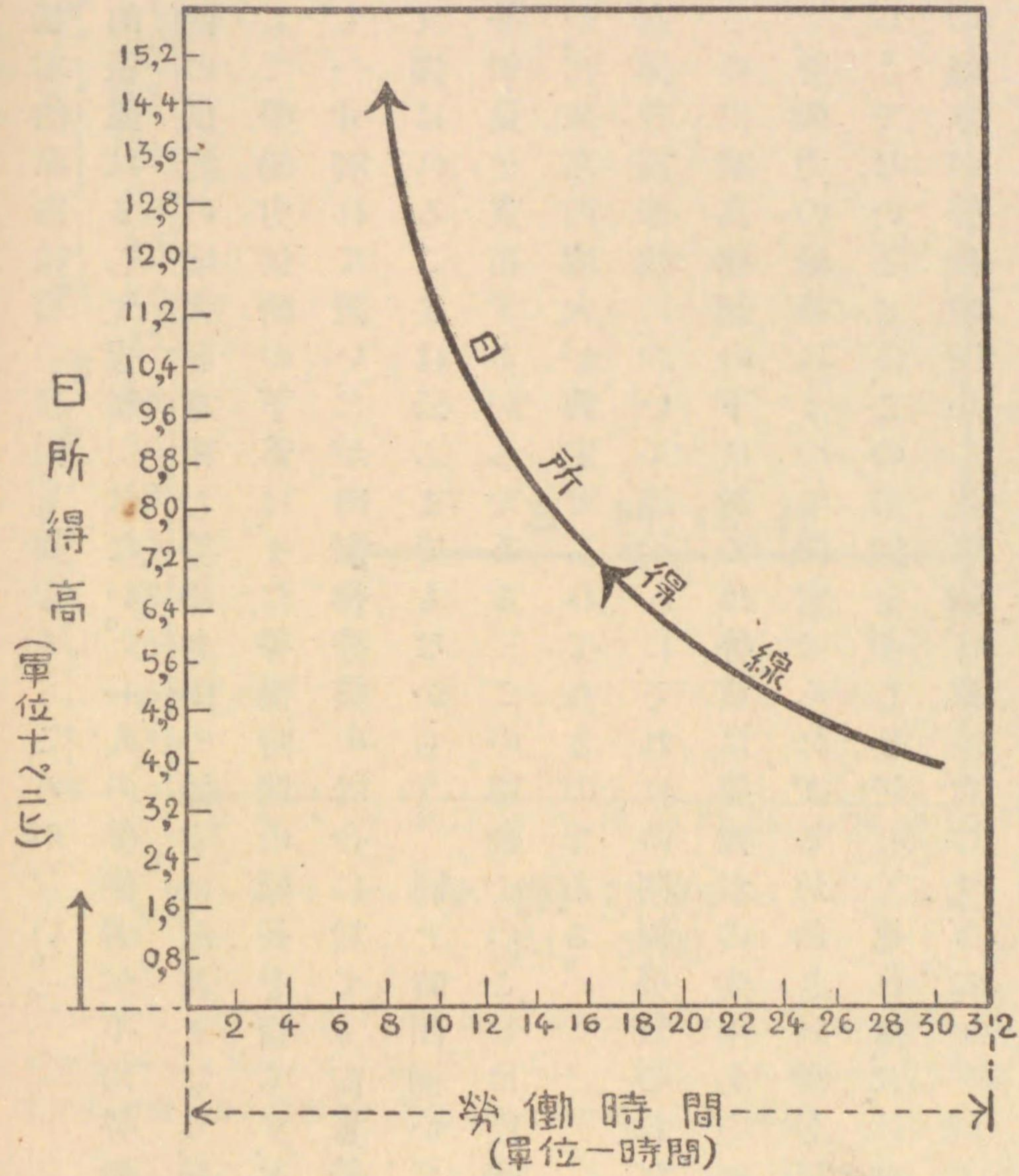
労働時間の短縮を計り以て労働を凡ての労働者に分配しようとする方策が採られてゐるが、その根本的理由は右の理由と異なるところがない。

この理論的根據はさして複雑ではない。一人の労働者が平均労働以上の労働をすれば、結局労働の供給の増大を意味し、労働者間の競争は激甚となり、労働力の價格は下落する。そして労働力供給の下落は、また労働時間の延長を齎らすと云ふことになる。

右に於ても一寸觸れて置いたが、時間拂勞賃の場合に於ても、高級労働が普通労働よりより多く支拂はれることは云ふまでもなからう。同じ時間働いても前者が後者よりより多く労働量を支出するからである。この場合このことは直接出來高の如何に關係はないが、出來高の増大が豫定せられてゐるのである。

次に出來高拂勞賃形態について述べんに、それは時間制勞賃のただ轉化せる形態に外ならぬ。この出來高拂制の下に於ては、勞賃は労働者の生産力の如何によつて決定せらるゝので、労働力の價格によつて決定せられざるが如き外觀を呈するけれども、その實決してさうでないことは、この形態を少し分析して見れば、たればとも直ちに理解し得る。この標準が労働時間から生産物に移つたにすぎない。同じ産業部門に於て、時間拂と出來高拂とが並び存するに見てもこの理はよくわかる。いまこの出來高拂

第二圖 出來高拂制



勞賃を圖表にして示せば上の如くなる。一定の仕事に完成するに、それに要する労働時間が少ければ少い程勞賃高は増へて行く。この出來高拂形態には、團體出來高拂、親方請負制などがある。仕事の性質上

多人數の労働者の作業に對して總括的に支拂はるゝ形態である。

この出來高拂勞賃形態は、もともと既に早く十四世紀の歐洲に於て存在してゐたが、その一般に行はるゝに至つたのは、嚴密の意味のマニユファクチュアの時代に始まる。そして十八世紀の末葉から十九世紀の初葉に至るかの英國の産業革命の時代に、最も旺んに行はれた。

現代に於てはこの二つの形態が並び行はれてゐるが、産業の種類によつては、必然的に何れかであらねばならぬものがあり、また何れにても差支ない場合がある。いま英國産業の種類に適應するこれら勞賃形態の如何についてのコールの擧げるところは、大體に於て肯定すべきものであるから、左に掲げて置かう。

A 仕事の性質上普通時間拂でなければならぬ産業

運輸業 (鐵道、市街電車、馬車、車輛運送、海員の仕事)

農業

配給業

諸種の事務仕事

B 事實上主として時間拂が行はれてゐるA以外の産業

建築業及び木細工業

第九章 勞賃形態